

平成23年 第2回

宿毛市議会定例会会議録

平成23年6月13日開会
平成23年6月29日閉会

宿毛市議会事務局

平成23年第2回宿毛市議会定例会会議録

目 次

第 1 日（平成23年6月13日 月曜日）	
議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
事務局職員出席者	2
出席要求による出席者	2
開 会（午前10時00分）	
○日程第1 会議録署名議員の指名	3
○日程第2 会期の決定	3
（諸般の報告）	
○日程第3 議案第1号から議案第10号まで	5
（提案理由の説明）	
市 長	5
散 会（午前10時19分）	
陳情文書表	7
----- . . . -----	
第 2 日（平成23年6月14日 火曜日）	休会
----- . . . -----	
第 3 日（平成23年6月15日 水曜日）	休会
----- . . . -----	
第 4 日（平成23年6月16日 木曜日）	休会
----- . . . -----	
第 5 日（平成23年6月17日 金曜日）	休会
----- . . . -----	
第 6 日（平成23年6月18日 土曜日）	休会
----- . . . -----	
第 7 日（平成23年6月19日 日曜日）	休会
----- . . . -----	
第 8 日（平成23年6月20日 月曜日）	
議事日程	9
本日の会議に付した事件	9
出席議員	9

欠席議員	9
事務局職員出席者	9
出席要求による出席者	9
開 議 (午前 10 時 02 分)	
○日程第1 一般質問	11
1 松浦英夫議員	11
市 長	15
教 育 長	21
松浦英夫議員	23
市 長	25
教 育 長	28
松浦英夫議員	29
教 育 長	29
2 山上庄一議員	29
市 長	35
教 育 長	40
山上庄一議員	41
市 長	42
教 育 長	43
山上庄一議員	44
3 高倉真弓議員	44
市 長	46
教 育 長	50
高倉真弓議員	52
4 山戸 寛議員	53
市 長	56
山戸 寛議員	59
市 長	60
山戸 寛議員	60
延 会 (午後 3 時 48 分)	

----- . . ----- . . -----

第 9 日 (平成 23 年 6 月 21 日 火曜日)

議事日程	61
本日の会議に付した事件	61
出席議員	61
欠席議員	61
事務局職員出席者	61

出席要求による出席者	6 1
開 議 (午前 1 0 時 0 0 分)	
○日程第 1 一般質問	6 3
1 浅木 敏議員	6 3
市 長	6 7
教 育 長	7 1
浅木 敏議員	7 4
市 長	7 6
教 育 長	7 7
浅木 敏議員	7 7
市 長	7 8
教 育 長	7 8
浅木 敏議員	7 8
2 岡崎利久議員	7 9
市 長	7 9
岡崎利久議員	8 0
市 長	8 0
岡崎利久議員	8 0
市 長	8 1
岡崎利久議員	8 1
市 長	8 1
岡崎利久議員	8 2
市 長	8 2
岡崎利久議員	8 2
3 野々下昌文議員	8 2
市 長	8 5
野々下昌文議員	8 7
市 長	8 7
野々下昌文議員	8 8
教 育 長	8 8
野々下昌文議員	8 9
市 長	9 0
野々下昌文議員	9 0
市 長	9 0
野々下昌文議員	9 1
市 長	9 1
野々下昌文議員	9 1

4	宮本有二議員	92
	市 長	95
	宮本有二議員	97
	市 長	99
	宮本有二議員	99
	市 長	100
	宮本有二議員	100
4	濱田陸紀議員	100
	教 育 長	101
	市 長	102
	濱田陸紀議員	102
	教 育 長	102
	濱田陸紀議員	103
	教 育 長	104
	濱田陸紀議員	104
	教 育 長	105
	濱田陸紀議員	105
	教 育 長	105
	濱田陸紀議員	106
	教 育 長	106
	濱田陸紀議員	106
	教 育 長	106
	濱田陸紀議員	107
	教 育 長	107
	濱田陸紀議員	107
	市 長	107
	濱田陸紀議員	108
	市 長	108
	濱田陸紀議員	108
	市 長	108
	濱田陸紀議員	109

延 会 (午後 4時11分)

----- . . . -----

第10日 (平成23年6月22日 水曜日)

議事日程	111
本日の会議に付した事件	111
出席議員	111

欠席議員	1 1 1
事務局職員出席者	1 1 1
出席要求による出席者	1 1 1
開 議 (午前 1 0 時 0 1 分)	
○日程第 1 一般質問	
1 寺田公一議員	1 1 3
教 育 長	1 1 4
市 長	1 1 6
寺田公一議員	1 1 7
市 長	1 1 8
寺田公一議員	1 1 8
市 長	1 1 9
寺田公一議員	1 2 0
教 育 長	1 2 0
寺田公一議員	1 2 1
教 育 長	1 2 1
寺田公一議員	1 2 2
教 育 長	1 2 2
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 3
教 育 長	1 2 3
寺田公一議員	1 2 3
市 長	1 2 4
教 育 長	1 2 4
寺田公一議員	1 2 4
教 育 長	1 2 5
寺田公一議員	1 2 5
○日程第 2 議案第 1 号から議案第 1 0 号まで	1 2 6
質 疑	1 2 6
1 今城誠司議員	1 2 6
産 業 振 興 課 長	1 2 6
今城誠司議員	1 2 7
産 業 振 興 課 長	1 2 7
今城誠司議員	1 2 7
産 業 振 興 課 長	1 2 8
今城誠司議員	1 2 8
2 山戸 寛議員	1 2 8

産業振興課長	129
建設課長	129
山戸 寛議員	129
委員会付託省略（議案第1号から議案第4号まで）	130
委員会付託（議案第5号から議案第10号まで）	130
散 会（午前11時53分）	
議案付託表	131

第11日（平成23年6月23日 木曜日） 休会	

第12日（平成23年6月24日 金曜日） 休会	

第13日（平成23年6月25日 土曜日） 休会	

第14日（平成23年6月26日 日曜日） 休会	

第15日（平成23年6月27日 月曜日）	

第16日（平成23年6月28日 火曜日） 休会	

第17日（平成23年6月29日 水曜日）	
議事日程	133
本日の会議に付した事件	133
出席議員	133
欠席議員	133
事務局職員出席者	133
出席要求による出席者	134
開 議（午前10時02分）	
○日程第1 議案第1号から議案第10号まで	135
（議案第1号及び議案第2号）	
討論・表決	135
（議案第3号）	
討論・表決	135
（議案第4号）	
討論・表決	135
（議案第5号から議案第10号まで）	
委員長報告	

予算決算常任委員長	135
総務文教常任委員長	136
質疑・討論・表決	136
○日程第2 請願第1号及び陳情第1号外1件	
(陳情第2号)	
委員長報告	
総務文教常任委員長	137
質疑	137
討論	
浅木 敏議員(反対)	137
表決	139
(陳情第1号)	
継続審査	139
(請願第1号)	
継続審査	139
○日程第3 委員会調査について	139
継続調査	140
○日程第4 意見書案第1号	140
質疑	140
委員会付託省略	140
討論・表決	140
○日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙	140
○日程第6 農業委員の推薦について	141
(閉会あいさつ)	
市 長	141
閉 会(午前10時37分)	
委員会審査報告書	144
陳情審査報告書	146
閉会中の継続審査申出書	147
閉会中の継続調査申出書	149
意見書案第1号	152

----- ● ● ----- ● ● -----

付 録

一般質問通告表	付-1
議決結果一覧表	付-3
議 案	付-3
陳 情	付-4

平成23年
第2回宿毛市議会定例会会議録第1号

1 議事日程

第1日（平成23年6月13日 月曜日）

午前10時 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

○ 諸般の報告

第3 議案第1号から議案第10号まで

議案第 1号 専決処分した事件の承認について

議案第 2号 専決処分した事件の承認について

議案第 3号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 4号 人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて

議案第 5号 平成23年度宿毛市一般会計補正予算について

議案第 6号 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について

議案第 7号 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について

議案第 8号 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について

議案第 9号 宿毛市税条例の一部を改正する条例について

議案第10号 指定管理者の指定について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議案第1号から議案第10号まで

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . -----
5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	田村泰生君

----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	山下哲郎君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

-----・-----・-----

午前10時00分 開会

○議長（中平富宏君） これより平成23年第2回宿毛市議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において山戸 寛君及び今城誠司君を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。

この際、議会運営委員長の報告を求めます。

議会運営委員長。

○議会運営委員長（宮本有二君） 議会運営委員長。

ただいま議題となっております今期定例会の会期につきましては、議長の要請により、去る6月10日、議会運営委員会を開きまして、今期定例会に提案予定の案件等を勘案の上、慎重に審査した結果、本日から6月29日までの17日間とすることに、全会一致をもって決定いたしました。

以上、報告をいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

今期定例会の会期は、委員長報告のとおり、本日から6月29日までの17日間といたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から6月29日までの17日間と決定いたしました。

この際「諸般の報告」をいたします。

去る5月26日に開催されました第73回四国市議会議長会定期総会において、中川 貢君及び西村六男君が、議員32年以上の特別表彰、西郷典生君が、議員20年以上の特別表彰、有

田都子君、浦尻和伸君、寺田公一君、宮本有二君が、議員12年以上の特別表彰、浅木 敏君、中平富宏君が、議員8年以上の一般表彰、寺田公一君が、正副議長3年以上の一般表彰を受けられました。

本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

本日までに、陳情2件を受理いたしました。

よって、お手元に配付してあります「陳情文書表」のとおり、所管の常任委員会へ付託いたしました。

市長から、6月6日付をもって、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、平成22年度宿毛市土地開発公社事業及び決算報告書、平成23年度宿毛市土地開発公社事業計画及び予算書、平成23年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業及び決算報告書、平成23年度宿毛市土地開発公社宿毛湾港湾整備事業特別会計事業計画及び予算書、平成22年度宿毛市清掃公社事業実績報告書及び歳入歳出決算書、平成23年度宿毛市清掃公社事業計画及び予算書、平成22年度西南地域ネットワーク株式会社事業報告書及び決算報告書が提出されましたので、お手元へ配付いたしました。

会議規則第62条第2項の規定により、一般質問の通告の期限を本日午後5時と定めますので、質問者は期間内にその要旨を文書で通告してください。

なお、閉会中の議員派遣及び事務的な報告につきましては、お手元に配付いたしました文書のとおりでありますので、これにより御了承願います。

市長から、報告事項がありますので、発言を許します。

市長。

○市長（中西清二君） おはようございます。

本日は、平成23年第2回宿毛市議会定例会に御参集をいただきまして、まことにありがとうございます。

ただいま、議長から報告がございましたが、本市議会の議員並びに前議員の皆様のうち、永年勤続並びに正副議長を長年務められたということで、四国市議会議長会表彰を受けられましたことに対しまして、心からお祝いを申し上げます。

表彰を受けられました皆様におかれましては、今後とも宿毛市政発展のため、より一層の御活躍をされまして、施政の御協力をお願いをいたしておきます。

それでは、報告事項につきまして、御説明をさせていただきます。

報告第1号でございますが、平成22年度宿毛市一般会計予算繰越明許費の報告でございます。

繰り越しを行う事業の内容等につきましては、平成23年3月の定例議会において説明しましたので、詳細は省略しますが、本繰越明許費21事業のうち、国の平成22年度補正予算で決定のありましたきめ細かな交付金の事業は、10事業となっております。

その主なものでございますが、市道維持補修工事が864万円、道路新設改良事業が2,260万円、片島中学校二次耐震診断等事業が1,525万円、小筑紫中学校二次耐震診断等事業が775万円、野球場改修事業が1,000万円でございます。

その他の事業の主なものは、小規模農業水利施設保全緊急対策事業が760万円、地方道整備事業が1億1,888万1,000円、幡多西部消防組合分担金が7,694万5,000円でございます。

繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条

第2項の規定により、報告をいたします。

報告第2号は、平成22年度宿毛市下水道事業特別会計予算繰越明細書の明許費の報告でございます。

宿毛ポンプ場長寿命化対策工事について、長寿命化計画の承認等に時間を要したため、1,431万円を繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第146条第2項により報告をいたします。

報告第3号は、平成22年度宿毛市一般会計予算事故繰越しの報告でございます。

市有林整備事業について、雨天の日が多く、事業実施に不測の日数を要したことによりまして、472万5,000円を繰越計算書のとおり、平成23年度に繰り越ししましたので、地方自治法施行令第150条第3項の規定により、報告をいたします。

次に、平成22年度の各会計の決算状況について、お手元に資料を配付していますが、その概要を説明いたします。

実質収支で、一般会計は歳出の抑制に努めた結果、約2億300万円の黒字決算となっております。

また、特別会計では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療特別会計の2会計で、黒字決算となりました。

しかし、学校給食事業特別会計につきましては、昨年度より改善されたものの、引き続き、保護者からの給食費の未納があったため、赤字決算となっております。

一方、単年度収支を見ますと、土地区画整理事業特別会計などの3特別会計が黒字となっておりますが、平成21年度決算に伴う実質収支の黒字額が多かったことなどの影響から、一般会計が約3,300万円の赤字となっているのを初め、特別会計におきましても、2会計で赤字となっております。

今後、退職者の増加や各種施設整備等が見込まれる中で、依然として厳しい財政状況であることに変わりはありませんので、引き続き、効率的で適正な行財政運営を推進してまいります。

議員の皆様方におかれましては、今後ともより一層の御支援、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、報告事項の説明といたします。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） 以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3「議案第1号から議案第10号まで」の10議案を一括議題といたします。

この際、提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、提案申し上げました議案につきまして、提案理由の説明をいたします。

議案第1号及び議案第2号は、いずれも地方自治法第179条第1項の規定により専決処分した事件の承認を求めるものでございます。

議案第1号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

内容につきましては、高知県との交流職員人件費負担金について緊急に予算補正する必要性が生じたので、808万3,000円の増額について専決処分をしたものでございます。

議案第2号は、平成23年度宿毛市学校給食事業特別会計補正予算でございます。

平成22年度決算に伴い、保護者からの給食費の未納金がありまして、繰上充用金を緊急に予算補正する必要性が生じたので、92万3,000円の増額について、専決処分したものでございます。

次に、議案第3号及び議案第4号でございますが、これは人権擁護委員候補者の推薦についてでございます。

本年9月30日に任期満了となります2名の人権擁護委員に、現委員の河野通孝氏並びに、新しい委員として山本美津子氏の2名を、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、それぞれ推薦いたしたく、議会の意見を求めるものでございます。

議案第5号は、平成23年度宿毛市一般会計補正予算でございます。

総額で3,631万円の増額をしようとするものでございます。

歳出で増額する主なものは、農林水産業費の宿毛市農地・水・保全管理支払交付金が、611万円、土木費の公園遊具施設設置事業が949万5,000円などを計上しています。

歳入で増額する主なものは、県支出金1,858万1,000円、繰入金1,677万4,000円などでございます。

議案第6号は、平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算でございます。総額で67万円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、当初予算に計上しています糖尿病等重症化予防事業を含む国保ヘルスアップ事業の見直しに伴う事業費の追加でございます。

議案第7号は、平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算でございます。総額で27万2,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、診療所のエアコン購入に伴う備品購入費でございます。

議案第8号は、平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算でございます。総額で431万2,000円の増額をしようとするものでございます。

内容につきましては、船員及び事務職員の臨時職員賃金でございます。

議案第9号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例でございます。

内容につきましては、東日本大震災の被災納税者支援の特例措置を講じるため、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、雑損控除額等の特例等を追加しようとするものでございます。

次に、議案第10号は、指定管理者の指定についてでございます。

土佐くろしお鉄道宿毛線平田駅駅舎について、平成23年10月1日から平成28年9月30日までの間、引き続き土佐くろしお鉄道株式会社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が、提案申し上げました議案の内容でございます。

よろしく御審議の上、適切な御決定を賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

ありがとうございます。

○議長（中平富宏君） これにて、提案理由の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日から6月17日までの4日間は休会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、6月14日から6月17日までの4日間は休会することに決しました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

6月14日から6月19日までの6日間休会し、6月20日午前10時より再開いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午前10時19分 散会

陳 情 文 書 表

平成23年第2回定例会

受理番号	受理年月日	件 名	提 出 者	付託委員会
第 1 号	平成 23. 3. 9	西町五丁目の市道建設について	西町地区長 支部長 西森 春寿	産 業 厚 生
第 2 号	23. 5. 23	安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書の提出について	平和行進高知県実行委員会 代表委員 西山 潤 外3名	総 務 文 教

上記のとおりそれぞれ付託いたします。

平成23年6月13日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

平成23年
第2回宿毛市議会定例会会議録第2号

1 議事日程

第8日（平成23年6月20日 月曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 野口節子君
税務課長 沢田清隆君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時02分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

この際、議長から報告をいたします。

去る6月15日に開催されました第87回全国市議会議長会定期総会におきまして、西郷典生君が議員20年以上の特別表彰を受けられました。本席から、多年にわたり地方議会に貢献されましたその功績と名誉に対し、衷心よりお祝い申し上げます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 皆さん、おはようございます。7番、松浦でございます。

4月に行われました市議会議員選挙において、前回以上の温かい御支持をいただき、再びこの場に立つことができました。身の引き締まる思いであります。

この選挙戦を戦う中で、多くの市民から貴重な御意見、市政に対する思いや考えを聞くことができました。

そうした市民の皆さんの声を市政に反映すべく、今後4年間、初心を忘れることなく、全力で取り組む決意でありますので、執行部の皆さん、同僚議員の皆さんの御指導をよろしくお願ひ申し上げます。

さて、3月11日に東北から関東にかけての東日本大震災が発生いたしました。この震災により、犠牲となられた貴重な命、昨日現在で1万5,462人、そして今なお行方不明となっている方は7,650人の状況であり、合わせますと、宿毛市の人口を超える規模であり、まさに未曾有の大被害であります。

また、福島原発の放射能汚染や、震災を受けて避難所での生活を余儀なくされておる方は約

12万5,000人を超えております。犠牲となりました方々に対し、心からお悔やみ申し上げますとともに、被災をされました方にお見舞いを申し上げます。

一刻も早く復興されますよう、御祈念をするところでございます。

そして、この大震災により、福島第一原発も破壊され、福島県を中心に、放射能汚染が大変大きな問題となっております。

今日まで原発は絶対大丈夫であり、安全な施設であると、政府、電力業界は述べておられました。そして、原発は、クリーンなエネルギーであると宣伝し、巨額のあめを使って、全国各地に建設してきました。

しかし、自然の力の前になすすべもなく、今回のこの地震と大津波によって、もろくもその安全神話が根底から否定をされます。

私たち社民党は、一貫して脱原発を政策に掲げ、全国各地で原子力発電所建設反対運動の先頭に立って、活動を進めてまいります。

これからも、全力で脱原発、エネルギー政策の変更を求めて頑張っている所存であります。

それでは、通告いたしております内容について、市長並びに教育長に対し、一般質問をいたします。

まず、初めは市長の政治姿勢についてであります。

市長は、6月の「広報すくも」の中で、真にオープンで、公平、公正な行政をしてきたつもりであると述べられており、これまでも市民の目線で、一生懸命市政の課題について、取り組んでおると言われております。

しかし、そうした考えのもと、行政運営を行ってきたにもかかわらず、市民の皆さんから聞こえてくる声は、7年6カ月の中西市政については、大変厳しい評価のような感がいたします。

このことについて、どのように受けとめてお

るのか、残された市長としての期間において、どのような取り組みをしようとしているのか、お伺いいたします。

それとあわせて、2期目の任期も余すところ約6カ月となります。しかし、市民の中では、大変関心が強い問題ではありますが、11月に行われるであろう市長選挙に、現時点ではまだ名乗りを上げるものはなく、その動きは見られません。

そのような今日状況の中で、現職の市長として、3期目に挑戦する考えはあるのかどうか、お伺いいたします。

次に、職員採用試験要綱についてであります。

宿毛市においては、平成21年度までの職員採用資格試験の募集要項では、一般事務につきましても、受験資格は18歳から29歳までの1種類だけあります。しかし、平成22年度の職員採用資格試験における一般事務職員の募集要項では、一般事務Aと一般事務Bの2種類とし、一般事務Aについては、受験資格はこれまでどおり、18歳から29歳まで。新たに設けました一般事務Bについては、受験資格は30歳から35歳までとする2種類の募集要項を設けて、実施されました。

そこでお伺いいたしますが、まず、今回、新たに受験資格年齢を30歳から35歳までとする一般事務Bを加えたのか、その理由についてお伺いいたします。

職種内容はどのように違うのか、お示しをいただきたいと思えます。

そして、このような募集要項は、これからも続けていこうとしておられるのか。人事権は市長にあることは、十分承知をいたしておりますが、今回の事案についても、多くの市民の皆さんも、大変、疑問に感じております。市長として、説明責任があろうかと思えますので、所見をお伺いいたします。

次に、宿毛市地域防災計画の見直しについてであります。

南海地震はいつ発生するか、予測は難しいものがありますが、今、言われておるのは、2040年までに60%の確率で発生するといわれております。

私たち市民クラブは、先日、「私たちのまちは大丈夫か。東日本大震災の被災現場から見えるもの」をテーマとして、60名を超える市民の皆さんに参加をしていただき、宿毛市の今後の防災対策と、安全・安心のまちづくりのための学習会を行いました。

講師は、阪神・淡路大震災以降の神戸の復興問題に取り組み、被災後の、被災現場をつぶさに検証された神戸国際大学教授の大津俊雄先生であります。

東日本大震災以降の宮城、岩手両県の津波被害の生々しい実態写真の解説を通じて、今後の宿毛市民の防災意識、防災対策を考えたまちづくりをともに考え、共有していきたいとの考えからであります。

現在の宿毛市における東南海・南海地震に対し、宿毛市地域防災計画が作成されております。

内容を見てみますと、震災発生以降における各部署の取り組みが中心であり、抽象的な計画ではないかと考えます。

そこで、市長として、この大震災を教訓にしながら、宿毛市地域防災計画をよりきめ細やかな計画とすべく、早急に見直しを図るべきではないかと思えますが、所見をお伺いいたします。

防災対策についてであります。

まず、初めは東日本大震災発生時以降における被災地に対して、職員の派遣や労力の提供、義援金の取り組み、支援物資の呼びかけと、支援物資の送付状況等、本市の被災地支援の取り組みについてお伺いいたします。

被害を最小限に防ぐには、まず、まちづくり

から始めなければなりませんし、宿毛市の置かれた地理的や地形的等、実態を正しく把握し、それに基づく対策を講じなければならないと考えます。

市長として、東日本大震災を受けて、市民の生命や財産を守り、地震や津波に強い、市民が安全で安心して生活のできるまちづくりを推進するために、今すぐに取り組まなければならない対策について、どのように考えておられるのか、所見をお伺いいたします。

次は、宿毛市立学校施設整備等基金条例についてであります。

私自身、この条例の内容にかんがみ、基金の管理のあり方について、何回か議案質疑の中で問題点を指摘をしております。同僚の議員も取り上げ、質問した経緯があります。

基金の趣旨等につきましては、これまでも提起した部分でありますので、割愛をさせていただきますが、学校の施設整備等につきましては、本来、一般財源で対応するのが筋ではないかと考えます。

そこで、何点か確認の意味においてお伺いいたしますが、この施設整備等基金条例の前の条例であります、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例は、平成9年6月24日に制定されております。基金条例を制定以降においては、基金の管理運営は、宿毛市が行っております。しかし、私のこれまでの質疑の中での説明によりますと、この条例制定時には、寄附者であります兵頭健吉氏は、既に亡くなられておったとのことです。

それでは、兵頭健吉氏から2,000万円の基金が提供されたのは、いつ、どこに、どのような趣旨でされたのか、御説明をいただきたいと思っております。

そして、条例制定までの間、基金の管理や運用は、どのようになされていたのか、お伺い

いたします。

宿毛市立小中学校再編計画について、お伺いをいたします。

宿毛中学校の移転問題につきましては、3月議会においても、反対の思いから質問をした経緯がありますが、再度お伺いをいたします。

今回は、新たに東日本大震災を受けての教訓をもとにした議案を含め、行いたいと思っております。

宿毛市立小中学校再編計画に基づく小中学校再編及び学校建築等計画表によりますと、宿毛中学校の建築は、橋上中学校を平成24年4月1日に、宿毛中学校に統合した後に設計を行い、平成26年度から建築に入っております。

すなわち、橋上中学校を宿毛中学校へ統合することが前提となっておりますのではないかと思います。

しかし、教育長は、橋上地区の保護者や地域の皆さんの、統合に対する思いや考えは大変厳しい状況であり、強引に教育委員会の方針を無理に通すことは難しい。教育的にもよくないと思っております、と述べられております。

その一方、教育委員会としては、ある程度の規模で社会性を身につけるために、教育活動を進めたいとの思いから、地元で説明をしていくとの考えであります。

教育委員会のそうした考えについては、一定、理解をいたしますけれども、橋上地区においては、いまなお統合に反対する声が非常に強いものがあり、統合に向けての機は熟していないと思っております。

そこで、地元住民の意見を尊重し、橋上中学校と宿毛中学校の統合についての計画を白紙に戻し、機が熟すまで断念すべきではないかと思っておりますが、教育長の所見をお伺いいたします。

宿毛中学校の移転先については、教育長は、私の3月の定例議会における答弁の中で、まだ最終決定でないとの考えのようでありました。

私といたしましては、関係者の皆さんと十分話し合う時間ができ、そうした皆さんの声が反映される計画になるのではないかとの思いから、この問題については、深く質問をいたしませんでした。

しかし、その後において、市民の皆さんから、宿毛小学校を現在の宿毛小学校のグラウンドに建築することは、必然的に宿毛中学校をとろてん式に移転させなければならない。よって、宿毛中学校の移転先については、松田川小学校跡地に移転することを、教育委員会としては既に決定済みであるのではないかとの御意見をいただきました。

私としても、この意見には全く同感をいたしておるところであります。このことについて、教育長の所見をお伺いいたします。

今回の東日本大震災という、大変不幸の中からの教訓を受けました。

防災対策という観点からお伺いいたします。

地震や津波の発生時の対応と対策としては、まず人命を守ることを第一にしなければなりません。そのためには、避難場所を高台に設けることが、何よりも重要であるといわれております。

先日、先ほど申しあげましたように、市民クラブが開催しました学習会において、現地の状況を拝見いたしました。まさにそのことが証明をされております。

宿毛の市街地を見た場合に、これといった高層建築物はなく、住民の多くが集中するところに避難場所が非常に少ないのであります。

このような状況を考えた場合に、市街地に逃げ場と言いますか、避難場所をいかに確保していくか、そのことが大変重要な課題であります。

その対策の一つとして、宿毛小学校や宿毛中学校、移築、移転するのではなく、現在の場所に免震性を備えた4階ないし5階建てくらいの

建物とすることを、真剣に考えなければなりません。

近くには保育園もあり、高い建物にすることにより、授業時間中や保育中に災害が発生した場合においては、保育園児や児童生徒の命を守り、あわせて住民の緊急避難場所、防災の拠点としても活用できるのであります。

宿毛市は、人材の里、文教の里といわれており、歴史的に由緒あるところであります。

3月議会でも申しあげましたように、その中心をなすのが桜町地区であります。現在でも、保育園、小学校、中学校の文教施設があります。まちづくりという観点からも、現在の場所に小学校、中学校を建設し、文教ゾーンとしての位置づけを明確にしながら、そのことが新たに宿毛市における防災の拠点としての役割を付加することができるのであります。

このことについて、教育長の所見をお伺いいたします。

3月議会において、住民の合意を得なくても、この移転計画を実施していく考えなのか、との私の質問に対し、教育長は、皆さんの御意見を十分聞かせていただいた。また、教育委員会の考えも、しっかり説明し、一人でも多くの御理解、御協力をいただき、進めてまいりたいとの答弁であります。

しかし、地区長連合会宿毛支部や、街区婦人会の皆さんは、6項目にわたる理由をもって、宿毛中学校の移転に反対する会を結成し、市内へのチラシ配布や、署名活動を行ってまいりました。

この署名活動に賛同した数は、現在までに3,589人にのぼります。このことをもっていえることは、3月議会以降、宿毛中学校の移転に反対する会の皆さんに対し、説明会を開催したけれども、理解を得られなかったのではないかと思います。教育長の所見をお伺いいたし

ます。

あわせて、このように多くの市民が、この反対運動に賛同して署名をされておりますが、この3, 589人にのぼる署名の重みをどのように感じ、今後の計画に反映をしようとしているのか、お伺いいたします。

移転計画について、一たん、白紙に戻し、専門家や住民の代表を加えた委員会を設置し、検討すべきではないかとの問いに対し、教育長より、どのような方法がいいのかを含めて、検討してまいりたいとのことでありましたが、3月議会以降において、このことについて、検討をされたのか。その検討されたのであれば、その検討結果について、どのようになったのか、お伺いをいたします。

1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをいたしますが、その前に、先ほど、議長から報告がございました、西郷議員が全国議長会の中で、特別表彰を受けられたということで、非常に名誉なことでありまして、宿毛市にとって、非常に有益なことであったというふうに思います。

西郷議員には、これからもまた、ぜひ宿毛市の発展のためにも、貢献をしていただければ幸いです。よろしく願い申し上げますとともに、心からお祝いを申し上げます。

松浦議員の最初の質問ですが、私のほうの任期中のことでございます。

就任しまして7年と6カ月が過ぎました。私のこれまでと今後についてという御質問だろうと思います。

この7年間半を振り返ってみますと、就任早々に、12月末に私、就任させていただきましたら、1月早々に宿毛佐伯フェリーが倒産をしたということで、びっくりして起き上がった

ところでございます。

これの倒産によって、四国西南部と言いますか、高知県と九州を結ぶ線がなくなってしまうということで、非常に市民の方々から、このフェリーの再開を望む声がございました。

結果的には、全日本トラック協会のほうの御紹介もありまして、これの再開が、約10カ月後に、県であるとか、周辺市町村の支援もいただきまして、ようやく再開をしまして、今現在、細々ながら就航しているという状況でございます。

それから、就任したときには、記憶にございますかどうか、国民宿舎「椰子」の不正経理というのがございまして、6,000万のこげつきをしてたということで、これを税金で返すことはまかりならないというふうなことを言われておりました。

この6,000万の負債につきましては、「椰子」に対して、指定管理者の導入ということで、「椰子」の使用料をもって、この借金の返済に充てているという状況で、現在もそれを返していくということのめどをつけて、実行しております。

それから、大きなものでは、交通会計が非常に多いんですけれども、土佐くろしお鉄道の、今、赤字路線でございますけれども、大きな、宿毛駅での衝突事故が、これは平成17年だったかと思っておりますけど、思い返されております。

赤字鉄道が、これによってまた大きな負債を抱えたということで、周辺市町村が基金を積みながら、この基金を取り崩しながらというふうな形での、くろしお鉄道の存続を図っていると。

合い言葉で、「乗って残そう」というふうなことがあります。なかなか人口減少のほうもあったり、観光客の入れ込み客も、それほど多くないということでの、非常に苦しい経営を強いられて、このときは、それでもう廃止かなと

いうふうなことも思っておりましたが、これはやっぱり地域住民の方々の深い深い思い入れというのもありましたし、これはぜひ再開しなきゃいけないというふうなことを思いながら、周辺市町村とも話し合いながら、再開にこぎつけさせていただきました。

就任当時、財政も非常に厳しい中で、財政再建法ができて、はて、ここも夕張かなというふうなことを思っておりましたが、やはり再建団体になるわけにはいかないという思いで、職員とか、市民の方々にも多大の我慢を強いていただきまして、行財政改革を進めてまいった次第でございます。

こういった形で、一定、借金を15年と22年の決算ベースでございますけど、この間、紆余曲折ありましたが、37億円の借金減をしておりますし、財政基金の積み増しについては、3億4,000万ほど貯金をしているというふうなこと。

それから、職員にも、今、非常に職務上厳しいと思いますが、定員を60名ほど、この間に減らさせていただきました。

教育環境とか、防災とか、産業振興などなど、課題にそれなりの対処をしてきたつもりではございます。中でも福祉の面は、これは市町村によってばらばらでございますが、私は、義務教育を修了するまでは、国の責任において子供たちの子育てをしていかなきゃいけないんじゃないかというふうな思いを、ずっと持っております。

今でも、国に対しては、義務教育を修了するまでは、国ですべて子育てを面倒みてもらいたいということを、市長会の中でも発言をしてきております。

そういった意味で、苦しい財政状況ではございますが、今現在は、中学校卒業まで、医療費を無料化ということで、これは議会の皆様方の

御承認もいただいて、実施をしている状況でございます。

また、福祉面では、やはり子育ては大切でございますから、議員から提案もございました、妊婦に対する健診であるとか、ヒブ等の予防ワクチン、これを無料化しなさいというふうな提案もございまして、実現をしております。

また、全国的な目玉のない、観光目玉ですか。私はあると思っているんですが、地元が、なかなかないんじゃないかというふうな話をしております。そういった入れ込み客の増加策として、運動団体の皆様方に、スポーツ団体ですね、御協力をいただいて、スポーツ大会の開催などを行っております。これで2日間やるとなると、宿毛にも泊まっていただけるというふうなことをしております。

それぞれ、こういったことに取り組んではきましたが、ことしは改選の年に当たりまして、先ほど、松浦議員も、厳しい批評があるというふうな、評価があるというふうなことをおっしゃっていただきました。

最近、悪評、酷評を通り越して、根拠のない誹謗や中傷も、うわさが耳に入ってきます。あり得ないことを、まことしやかに吹聴されているようなことも、入っております。

その中でも、学校の問題でございます。小学校の設計は、昨年、世界一の賞を取った方のところを、私自身訪ねまして、宿毛に来ていただいて、まちづくりの講演をしていただきました。本当に快く来ていただきまして、まちづくり講演をしていただきました。

通常、設計委託をする場合には、予算が通って、執行の段階で指名選定委員会というのを開きます。これで、設計委託をする方を、選定するということになっておりますが、一応、私は、思いとしては、前広に議員協議会におきまして、こういった方に設計をやっていただきたいとい

うふうな思いを持ちまして、議会のほうに報告と申しますか、御相談をしたわけでございますが、3月本議会で随意契約はだめだよというふうな議会議決をいただきました。

ということで、前広に透明な形で、議会にお伺いをたてたということで、これは不透明だというふうにいわれているようなことがありました。

それで、何で不透明になるのか、私自身が理解に苦しむところがございます。

お願いしようとした方は、世界的に有名で、本当に、超多忙な方でございます、なかなか宿毛まで来て、講演をしてくれるというふうなことは、普通ではないことであって、このような方々と知己を得たことだけでも、宿毛のためになるのかなというふうに思っております。

また、小学校の建設場所につきましても、昨年、教育委員会のほうで市民の方々にも、議員の方々にも、説明したと思いますが、今、ようやく、いろんな意見が出てきて、大きな関心を寄せていただいているということだけでも、大歓迎すべきであろうかというふうに思います。

行政としては、ベターな方法だと思って出しているわけでございますけれども、まだまだベストの方法があるかもしれません。いろんな意見が、いろんな場所で戦わされて、そしていろんな、宿毛市にとって最良の選択をするということ、大変必要なことだというふうに、私は思っております。

また、もう一つ、無駄なものとの批判を、今、されておりますが、咸陽島公園の砂場についてでございます。これ、宿毛市の海岸には、浜辺で遊べるような砂場がございません。子供を遊ばせる大きな公園がないということ、子育て中のお母さん方に、以前から訴えられていました。

咸陽島公園は、「だるま夕日」の撮影の方々

がたくさん来られます。そしてまた、あその陸繋島というのは、日本でも非常に珍しいところでございます。これは、小豆島、それから伊豆の堂ヶ島というところに、この陸繋島あります。この咸陽島も、非常にすばらしい、三大奇観になるんじゃないかなというふうに思っております。

こういったところを、きれいに、やっぱりしていかなきゃいけないかなということで、海浜に接します咸陽島公園の便所とかシャワールーム、これはもう薄暗くて、汚いというふうなことで、せつかくあるんですけども、利用する人はほとんどないというふうなことでございます。

せつかく海に面したところの公園を、子供連れの市民が遊べる公園として、整備していきたいというふうに思ってたところへ、政府から経済危機対策臨時交付金がくだされる話がありました。

さまざまな条件がございましたが、これに応募したところ、咸陽島公園魅力回復事業として、採択されたわけでございます。

トイレとシャワールームの改築にあわせて、うっそうと、だれも足を踏み入れない、そんなところを開いて、公園で子供が砂遊びができる砂場を提供したい。加えて、ビーチスポーツができる広さを持った砂場をつくらうだというふうな、構想が膨らみました。

ことしは、そこに子供の遊具も設置する予定でございます、公園には緑が必要でございます。木を切ったところもございませぬ。砂場の周りにも、また堤防のそばにも、木をこれからやっぱり植えていかなきゃいけない。

それから、森の散策道的なところも、少し整備していかなきゃいけない。現在、工事中の大島中央線、これは非常に長い間、時間がかかっておりますが、これができ上がります。ことし

は必ずでき上がる形にしたいと思います。今まで、事故等ございました。それで長く延びてきましたが、ことしはでき上がるというふうに、担当の者から聞いております。

多くの皆様が、これができ上がると利用していただけるんじゃないかというふうなことを思っております。

海に近いところで砂遊びをしてほしい。また、全国のビーチで、スポーツやゲームが盛んに行われております。

砂場でサッカー、ドッジボール、フラッグレース、バレー、すもうなど、いろいろな楽しみ方を、全国の方々にしております。

また、今後、NPO法人で日本ビーチ文化振興協会の御協力をいただけるというふうになっております。どうか、少し長い目で見ていただければ幸いです。

今後もしろいろな事業をする場合、市長だからといって、何でも独善的にできるものではございません。国や県から、予算をもらうときには、当然、どのような事業に使うのかを説明をしまして、了解をいただいた上で、予算を確保して、市の予算に計上しまして、議会に説明をし、議決をいただいて、実行しているものでございます。

私の残された任期6カ月でございます。これは、今までどおり、自分にできる限りのことを、市のため、市民のために、全力で職務を遂行していかなきゃいけないというふうに、自分に、肝に銘じております。

次のことですが、この職に恋々としてしがみつくといいふうなことは、さらさらございませんが、市民に貢献する使命感には、燃えているつもりでございます。

中でも、教育は何より大切でございまして、今、いろいろ問題にもなっております学校の建設のめど、こういったものをきちんとつけなき

ゃいけない。また、先の松浦議員からも、いろいろお話がございました。東日本大震災を教訓に、非常に、こんなことを言ったら被災地の方々には悪いような気もしますが、これはやはり教訓にして、この地域の防災計画を、考えを新たにして、根本から、もう一度つくり上げなきゃいけないというふうに思っております。

そしてまた、地方と国の関係におきましては、今、国のほうで、いろいろ地方との協議等、行われております。

こんな国と地方の関係が、ある一定の変わり目に差しかかっております。いろいろな課題解決のために、宿毛市のために、市民のために、秋の市長選への出馬をするという気持ちを表明させていただきます。

次に、職員採用試験要綱でございます。まず、初めに、職員採用試験の受験資格年齢を、35歳までとする一般事務Bを、新たに要綱に加えた理由でございます。

これは、先ほど、ちょっと触れました、行政改革の段階の中で、執行部として、市役所の仕事の配分であるとか、それから、人事のあり方、それから採用試験のあり方につきまして、もう4年ほど前から検討していました。

これも、ずっと、折に触れて話し合ってきたわけですが、この中で、民間企業等の経験で培った専門的な知識とか、柔軟な民間での発想力、それからサービス意識、コスト意識等を生かして、即戦力として活躍できる人材を求めるといって、新たな取り組みとしまして、これは既に実施をしておりました大阪府の堺市がやっておりましたので、こういった例を参考にしまして、ようやく今年の採用試験から導入したということでございます。

なお、県内では、調べましたら、高知市が民間企業等の職務経験者を対象としました採用試験を、事務、土木、電気、化学、建築、この五

つの区分で実施しています。

昨日、ちょっと県のこのふるさと博の担当の方にもお会いしたんですが、この方も、民間企業から、途中でことし入ってきたというふうなことで、お会いをさせていただきました。

私どもの職種内容でございますが、AもBも一応、一般事務ということで、行政事務ということでの職種でございます。そういうことでございます。

次に、今後もこのような募集要項を続けていこうとしているのかというふうな御質問でございました。

今年度の採用試験の実施要綱は、まだ何人かがやめるとか、そういうふうな数をもって、採用枠を決めたりもいたしますので、採用枠等が未定でございます。そういったことで、要綱は決定していませんが、先ほど申しましたように、経験とか知識、いろんなものが即戦力で、市役所機能が発揮できるようなことには、ぜひやってみたいなというふうなことで、宿毛市民と宿毛市政のために、一生懸命働いてみたいという意欲にあふれた方を、広く募集したいと、このように考えております。

次に、宿毛市防災計画の見直しでございます。結論的には、松浦議員のおっしゃるとおり、これは根本的に見直さなきゃいけないというふうに思います。

このたびの東北地方で起こりました太平洋沖地震でございます。これは市民の皆様も、報道によりまして、映像を見て、非常にびっくりした。そしてまた津波の恐怖を改めて再認識されたんじゃないかなというふうに思います。

昨日も、西地区の方々の区長さんであるとか、自主防災の方、そしてまた消防団の方、PTAの方と、夜、座談会をさせていただきました。

そんなことで、今後、30年間のうちに60%の確率で発生するといわれております南海

地震に置きかえまして、想像をたくましく、これしていかなきゃいけないだろうというふうに思ったところでございます。

私自身も、この地震、津波の映像を見たときに、行政の長として、今、ここにそういうのがきたら、どうするだろう。どういうふうな動きをすればいいだろうかというのが、さっぱり頭に、ぱっとひらめいてこないというふうな、それほど恐ろしいような光景だったかなというふうに思っております。

被災された方々には、大変失礼でございますけれども、我々も地震が起こると、やはり東北地方と同じように、大きな揺れとか津波による甚大な被害が考えられます。東北地方の被害を他山の石として、検証を行うということで、被害の軽減とか、避難の迅速化が図られるよう、考えておりまして、現地への職員派遣であるとか、被災市町村の情報収集を行っているところでございます。

また、昨日、話しました。また、6月9日も、街地区の方々とも懇談会をいたしました。この中で、津波浸水の関係の映像を見てもらったりをしていただいております。

それから、東北地方での津波の映像も見ていただいたりをしておるところでございます。

小筑紫地区で6月25日に、また座談会を開こうというふうに思っております。

この座談会でございますけれども、住民の皆さんが、震災を我が事のように考えてもらって、津波や地震に対する地域の方々の率直な意見とか、また御提案などをお聞きしまして、今後の防災対策に生かしていくということで、開催するものでございます。

この2回開いて、いろんなことを聞いております。これを地域防災計画の見直しに、必ず生かさなきゃいけないというふうに思っております。

重ねて申し上げますが、先ほど申し上げましたように、根本的に見直す必要があるというふうに思っております。ただ、まだ中央防災会議であるとか、県の防災計画とかがきちんと示されてもおりません。県の防災計画が示されるといふより、その途中の段階から、県ともいろいろな情報交換をしながら、取り組んでまいりたいと、このように思っております、極めてきめ細かな計画にしなければいけないというふうに思っております。

次に、防災対策で、東北地方の支援状況でございます。

まず、支援物資でございますが、地震発生後の3月16日から4月8日の間に、市役所に受付窓口を開設をしまして、市民の皆様から支援物資をお預かりをいたしまして、被災地への物資を届けさせていただきます。

物資の送付先でございますが、これは、最初は高知県を通じまして、高知県のほうから福島県へということでございます。

それから、宿毛市独自といたしましては、要請のございました福島県相馬市へ物資を送付しております。

市民の皆様には、この場をかりまして、このような御協力に対しまして、厚くお礼申し上げます。本当にありがとうございます。

次に、義援金の取り組みでございます。

募金は社会福祉協議会で、赤い羽根共同募金によります東北関東大震災募金箱を設置しています。

また、日本赤十字社が開設しております口座への振り込みの案内も、福祉事務所において行っています。

いずれの期間も、3月14日から9月30日までというふうになっております。

昨日開かれました産直市の会場でも、募金箱を設置しまして、来られた方に御協力をお願い

しているというふうなこともしております。

それ以外にも、宿毛市として、被災された岩手県、宮城県、福島県に対しまして、それぞれ100万円、計300万円の義援金を、全国市長会を通じまして、3月28日に届けています。

また、震災当時、宿毛市で毎年、春季キャンプを行って来ております東北学院大学野球部に対しましては、東北地方の被災がありまして、帰郷ができませんでした。

1日延泊、いわゆる多く泊まらなさいけないという事態が生じたので、延泊分の費用を、義援金として届けております。

東北学院大学に対しましては、市民の方々の御協力もいただいて、バスの中にも、できるだけ食料品を積んで、持って帰っていただいたということございました。

次に、職員の派遣でございます。

職員派遣につきましては、組織的に、これは取り組む必要がございます、全国市長会とか、県が調整を行いまして、派遣を決定しています。

今でも長期の職員派遣要請があったり、短期の派遣要請があったりということで、要請はきております。あちらのニーズとこちらの行かせるというものが合致すれば、派遣をしていきたいというふうに思っておりますが、実績を言いますと、事務職、それから保健師、建築、介護士の派遣の調査がありました。それぞれの分野で、宿毛市から計9名の派遣が可能であるという報告をしたわけでございますが、実際の派遣は、4月30日から5月6日まで、保健師2名、事務職1名を、宮城県の多賀城市へ派遣をいたしました。

それから、5月13日から23日まで、事務職2名を宮城県石巻市へ派遣をしまして、健康調査とか、避難所の運営の支援を行ってまいりました。

次に、今すぐ取り組まなさいけない対策に

ついてということでございます。

今回の東日本大震災の被害は、御存じのように、津波による被害が大多数を占めております。これは、震災直後に黒潮町の町長が、震災被災地へ参ったそうでございます、このときのお話しによりますと、途中で建物が地震で倒れたということは見当たらなかったそうです。

津波の来たところへ行って、初めて家が全部壊れているというふうなことで、地震での被害というよりも、津波の被害が非常に多かったのではなかろうかというふうな判断をしております。

当市の地理的状況でございますが、津波に対する対策は、今すぐに取り組みなきゃいけないことだろうというふうに、私、思います。

先ほど申しましたが、現在、宿毛西、小筑紫地域の津波浸水地域を対象に行っております座談会で、市民の皆さんから御意見をお聞きしながら、津波避難を迅速に行うための取り組みをしなきゃいけないというふうに思っております。

市民の皆様が、日ごろから避難場所の把握であると、大きな揺れを感じて、揺れがおさまったら市からの警報なんか、放送をまたずに、個人個人が素早く、高台に避難するという意識の改革をしていただかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことを思っております。

今回、2回、既に済んでおりますが、皆様からお聞きしたことを、早急にまとめ、検討しまして、しなければならぬというふうに、実行に移さなきゃいけないというふうに思っております。

避難、とにかく一時的に避難するという、命あってのものだねでございますから、まず揺れたら逃げてくださいというふうなことをしていかなくちゃいけないだろう。そしてまた、そういった大きな津波災害がありましたら、その後、避難生活をするということの場所を、我々は確

保していかなきゃいけないだろうというふうなことを思っております。

自分の命は自分で守ることが第一でございますので、常に身の安全に対する心配りは、していただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、皆さん、おはようございます。松浦議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の、宿毛市立学校施設整備等基金の原資2,000万円についてでありますけれども、この2,000万円については、いつ、どのように、どのような趣旨で寄附をされたかという御質問でありますけれども、この2,000万円につきましては、故兵頭健吉氏から、平成2年11月に、宿毛小学校に対しまして、郷土のあしたを担う子供の健やかな成長を願って、読書活動の充実のために寄附をされたものとお聞きをしております。

また、基金の管理運営につきましては、平成9年6月24日に、宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例が制定をされるまでは、宿毛小学校において管理をされ、運用をされておった模様でございます。

基金条例制定後は、教育委員会におきまして、管理をいたしまして、基金から生ずる利子分を、宿毛小学校の図書購入費に充当をしているということでございます。

続きまして、宿毛市立小中学校再編計画につきまして、何点か御質問がありました。

まず、1点目、宿毛中学校と橋上中学校の統合計画を白紙に戻すべきではないかとの御質問でありますけれども、現在、橋上中学校の生徒数は10名となっております、それに伴って、県費負担教員が、今年度も削減をされました。

このことによりまして、専科教員で対応する

教科も減少をしております。小学校に比べて、より専門的な学習を深めていく中学校におきましては、好ましい状態ではないと考えております。

生徒数が増加をすれば、それだけ教育環境も、バリエーションも豊かになり、その中では、多様な意見に接することにより、社会性も身につくし、それからある程度の競争原理が働き、お互いに切磋琢磨をすることによる成長も、期待をできるのではないかと考えております。

そういったことから、橋上中学校は、他の中学校と統合することが、子供たちにとって望ましいと考えまして、平成24年度に宿毛中学校との統合を計画をしておるものでございます。

現段階では、保護者や地域の皆さんの合意を得ていないことから、平成24年度の統合につきましては、おくれる可能性があります。

でありますけれども、今後も御理解をいただけるよう、保護者や地域の皆さんと協議を重ねてまいりたいと思っております。

また、橋上中学校と宿毛中学校の統合は、宿毛中学校建築の前提になっているのではないかと御指摘でありますけれども、宿毛市の教育委員会といたしましては、宿毛中学校及び橋上中学校の教育環境をよりよくするための学校建築であると、そういうふうに考えております。

現在、理解を求めている場所は、あくまでも高台の広いスペースでという、そういう視点で進めております。

それから、2点目の宿毛中学校を松田川小学校の跡地に建設をするのは、教育委員会の決定事項ではないかとの御質問でありますけれども、教育委員会といたしましては、現段階で宿毛中学校の移転先が松田川小学校跡地に決定をしているものではありません。

宿毛中学校の移転につきましては、現在、グラウンドの幅が狭く、十分でなく、狭い環境で

教育活動を行っている子供たちに、より広い場所で、伸び伸びと教育を受けさせること。あわせて、宿毛小学校のよりよい教育環境を整備するために、最良と考えたものでございます。

一方、市民の皆さんへの周知が十分でないという御指摘もいただいておりますので、教育委員会といたしましても、5月と6月に、宿毛市PTA連合会、市内区長会を対象といたしまして、宿毛市立小中学校再編計画をもとにした説明会及び意見交換会を開催いたしました。

今後は、これらの会でいただいた御提言等をもとにいたしまして、教育委員会といたしましても、どこに宿毛小学校及び宿毛中学校を建築することが、子供たちのために最も適しているかということ判断をいたしまして、そのことを保護者並びに地区住民に説明をさせていただいて、最終的な建設場所について、決定をしていきたいと、このように考えております。

続きまして、3点目でありますけれども、防災上の役割を担うことのできる学校施設として、現在地に建設をすべきではないかという御質問でございますけれども、教育委員会といたしましては、学校の建設に当たっては、子供たちの教育活動が充実できるような施設整備を図ることが第一と考えております。

その上で、災害時の避難場所としての機能も、副次的に兼ねることができれば、なおよいのではないかと、こういうふうに考えております。

そのような観点から、本来、宿毛小学校及び宿毛中学校の両校を、高台に建築することがベストな選択ではなからうかとも考えておりましたが、小学校につきましては、子供たちを地域で守り、育てるといふ、そういう教育的視点も大切にしたいと。そして現小学校グラウンドに建築することが望ましいと考えております。

また、中学校におきましては、高台であり、周囲を造成することにより、広いグラウンドを整備することが可能な松田川小学校跡地を考えております。

この場所は、津波の浸水もないと考えており、被害した方々の避難場所、生活の場所としても、活用をできるのではないかと考えております。

さらに、現場の先生方からも、5階ないし6階建ての校舎については、いろいろな教育活動をするのに、疑問の声が上がっておりますし、学校現場の使い勝手を第一に考えた場合、いろいろな課題があるのではないかと考えています。

ただ、地区長さんとの懇談会においても、同様の御提言をいただいております、それらのメリット、デメリットを勘案をする中で、子供たちの安全、安心のため、教育環境の充実のため、最良の場所を、教育委員会としても選定をしてみたい、このように考えております。

4点目でありますけれども、説明会等で理解を得られたのかという御質問でありますけれども、3月議会以降、5月に開催をされました臨時議会で、市長部局と協議をした結果を、委員の皆さんに説明をさせていただきました。

その後、5月15日に市PTA連合会に、6月6日には市内の全地区長を対象に、説明会や意見交換を開催をさせていただきました。

その中で、市PTAの連合会からは、教育委員会の説明に対して、ある一定の御理解をいただいたものと考えております。

地区長さんの皆さんを対象にした説明会では、賛否両論がある中で、さまざまな御意見や、御提言をいただいたところであります。

署名活動につきましては、約3,600、議員先ほど申されましたように、3,589名の方が賛同されたということがございますけれども、教育委員会といたしましては、今後とも対象となる保護者全員に呼びかけて、御意見を聞

くことも考えており、さらには市議会や教育審議会等の御意見をお聞きする中で、署名活動の内容も、十分に検討をし、最終的な宿毛中学校の建設場所を決定をしてみたい、このように考えております。

それから、5点目につきましてでありますけれども、専門委員会の設置について、どのように検討をしたのかという御質問でございますが、移転計画に関する専門委員会の設置については、3月の定例会以降、検討を行いました。

その中で、いろいろ議論をする中で、一部の代表者のみで選考するのではなくて、できるだけ多くの関係者に対して、現在の教育委員会のプランをお示しする中で、賜った御意見をもとに、教育委員会が最終的な建設場所を決定していくことが望ましいと考えております。

この方針に基づきまして、市のPTA連合会や地区長連合会に対しての協議の場を設定をさせていただきます。

したがって、現在のところ、専門委員会の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） 再質問をさせていただきます。

市長から、秋の市長選挙に立候補する、という旨の発言がございました。このことについては、私としては、コメントは避けたいというふうに思います。

採用試験の関係で、1点、要項等にもかかわる部分ですけれども、私の聞くところによりますと、22年度に実施をされました一般職の採用試験に合格をし、この23年度から宿毛市の市の職員として採用内定しておりました2名の方が、辞退をされたというお話を聞いております。

市長のほうから、市長就任以来60名近くの

定員の減を行ってきたというお話もいただきました。

定数をただもの減すことが、市民サービスの低下を招いておるのではないかという観点から、平成21年7月に、臨時的に保健師を募集した経過があります。市民のサービスの向上のためにも、年度の途中ではありますけれども、採用試験を行ってでも、再募集をする考えはないのか、この点についてお伺いいたします。

防災対策について、具体的な部分で、何点かお伺いをいたします。

弱者対策としての高台への避難道の整備について、お伺いします。

現在の津波ハザードマップ、宿毛市が作成したマップでは、圧倒的に避難場所としては、裏山が指定をされております。

先日、高知新聞によりますと、車いすの92歳の女性が、避難場所に通じる石段をあがれず、犠牲になったとの記事も拝見いたしましたし、聴覚障害者に対する情報伝達方法としての防災無線。声が聞こえなかった、聴覚に障害があらわれるわけですので、当然ですけれども、そのような防災無線のあり方、これも今回の震災を受けて、課題が指摘をされております。

そしてまた、先ほど言いました弱者対策としての高台の避難道を早期に整備しなければならない問題について、具体的な例を出してみたいと思います。

小筑紫町福良地区の避難場所として、宿毛高校小筑紫分校の寮の跡が指定をされております。近くには、障害者の通所施設でありますひかり共同作業所があり、昼間に津波が発生した場合においては、作業所の利用者や職員を初め、付近の方はこの場所に避難する計画であります。

しかし、現地を私も見てみましたけれども、そこに通じる道は、昔の道は残っておりますけれども、草がぼうぼうと茂っており、十分に整

備がされておらず、お年寄りでも避難することができなかったというお話をお聞きをいたしました。

そこで、避難経路のバリアフリー化を初め、それぞれの地域の避難場所、それに通じる避難道について、再度、行政と地区との方々が一体となって総点検を行い、整備する必要があると思いますが、所見をお伺いいたします。

そして、市役所の体制強化について、これも新聞で報道されましたけれども、須崎市では、今回の震災を受けて、新たに課長を含む4人の体制で、地震防災課を新設し、庁内体制を強化をいたしました。

宿毛市としても、庁内体制を強化すべきでないかと思いますが、お伺いいたします。

それと、伊方原発の関係でありますけれども、原発事故との兼ね合い、防災対策上の。

伊方原発の6キロ沖には、約600キロの日本最大の活断層、中央構造線が存在しており、佐田岬半島自体が中央構造線の活動によって生じたといわれております。

その意味において、伊方原発の立地条件は、大変危険な場所であります。

山口県知事を初め、今、各地の自治体でも検討されておりますが、特に山口県では、中国電力が上関町で計画をいたしております。上関原発について、反対を検討されておるという記事も見ましたし、福井県の大飯原発の隣の小浜市議会は、原子力発電からの脱却を求める意見書を採択しました。

このように、福島第一原発の事故を受けて、全国的に原発見直しの動きが出てまいりました。宿毛市を初め、県西部は、伊方原発から約500キロぐらいしか離れておりません。しかも、風下に当たり、大変立地的に悪く、東海・東南海・南海地震が連動した場合には、東日本大震災以上の事故が予想をされております。

そこで、四国西南サミット、これは13市町村が参加されておりますけれども、その中で、災害時の応援協定が再締結をされました。そのことも重要でありますけれども、この西南サミットに加盟する13市町村の立地的には、伊方原発に近く、いざ地震、津波という場合に、大変な被害が予想されます。

そこで、このサミット加盟の13市町村に呼びかけをする中で、伊方原発の停止に向けて、その働きかけをする用意は、市長としてあるのかないのか、お伺いいたします。

防災教育並びに防災訓練について、お伺いいたします。

今回の東日本大震災発生時における大津波警報を受けて、宿毛市でも避難指示が出されました。しかし、実際に避難をされた人数は、避難対象者数の1万人に対して400人くらい、率にすると4%しかありませんでした。

鉄は熱いうちに打てという言葉がありますが、今回の震災を受けて、津波発生時に逃げる意識を徹底することが重要であります。

そして、日ごろより地域の自主防災組織を中心として取り組まれております避難訓練については、参加者は少なく、訓練に参加する人も、固定化されておるようであります。

よって、避難訓練への住民の参加率をどう高めていくかも、課題であると思えます。

訓練のあり方も見直す必要もあるのではないかと。そして、一方、住民の、先ほど言いましたように、意識向上も求められております。そのために、今まで以上に危機意識を持って、これらの訓練等も行わなければならないと思えますが、このことについて、今後、どのような取り組みをしようとしているのか、お答えを求めます。

そして、学校施設整備基金条例についてであります。

この施設整備基金は、この基金を活用して、学校の施設整備資金に充てようとした計画でありましたけれども、これまでの予算決算書を見ても、実際にこうした事案は、計画がありましたけれども、実際にこの基金から施設整備に回された分はなかったというふうに理解をいたしております。

そして、今、教育長から答弁をいただきました。基金は平成2年に、故兵頭健吉さんから、市長の申されました、健全な子供をつくりたい、養成をしたい、そういう思いで宿毛小学校の基金として、図書館基金として活用されたわけがあります。

聞きますと、大変、大きな成果をあげておるようであります。いま一度、この故兵頭健吉さんの意思を、基金を提供した趣旨を生かして、以前の宿毛市立宿毛小学校図書館基金条例に戻すことができないのかどうか、再度、教育長にお伺いをいたします。

それで、小学校再編計画についてでありますけれども、いろいろと話し合いをされておると。そうした皆さんの声を十分反映していくということでもありますけれども、宿毛中学校は、松田川の高台に持っていく。こうした、今、先ほど私も申し上げたように、防災対策という観点を、十分に加味するものであれば、宿毛小学校が現在の、それこそ海拔、同じところに来るということについて、防災的な観点が一切伺えないという思いがいたしますので、この点について、教育長の答弁を求めます。

それと、最終的な決定ではない。まだまだ、いろいろ意見を聞いてやりたいというお話でございますけれども、教育委員会としては、いつごろがタイムリミットであるというふうに考えておるのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、松浦議員の再質

間にお答えをいたします。

22年度採用して、決定をしてたところ、2名の方に、言葉悪いんですけども、逃げられました。これは、受験生もやはり、心情としては、いろいろ二股、三股をかけるのが、これは当然だろうというふうなことは、私、思います。

ことしばかりじゃなくて、昨年もまたありまして、定員に足りない分が、やはり毎年出てきております。

その分については、来年度というふうなことで、対応させていただいたわけですが、今回は、建築の関係がどうしてもということで、建築しようといったんですが、この方にも辞退されました。

一般の事務職も辞退をされました。

そんなことで、2名が足りないというところでございまして、これは、建築については、再任用という形で対応させていただきました。

今年度、もう一人の事務職につきましては、非常勤職員を採用いたしまして、対応しております。

それから、余談でございますけれども、非常におめでたがございまして、昨年から、職員間で。

ことは、7名ほどおめでたで、また産前産後休暇をとるということで、こういった形で、職員の手狭なところに、また手薄になっておりますので、そこについては、非常勤職員の採用ということで、対応させていただいておるところでございます。

年度途中の採用は、それもやっぱり、我々、中身では検討もしました。ただ、試験用紙が、試験問題ですね。これはもう、必ず東京のほうの会社のほうから、我々は一切、中身は見ることができないような形で来ますので、非常に煩雑な手間がございまして。

そんなようなことで、今までは、実現をして

おりません。ただ、私は、いい人材をとるには、早く内定を打って、その人が確実に着ていただけるのがいいんじゃないか。

国家公務員なんかは、大体、5月、6月に上級職は決まっております。それから、真ん中のほう、市職になりますと、年末ぐらいには決まっておりますというふうなことで、早い内定を打つということも、ひとつ大切かなというふうなことで、もう一度、そういった面について、内部で途中採用をすとか、本式採用ですね、そういったことは検討させていただきたいというふうに思います。

それから、防災対策でございます。いろいろな御質問がございました。要は、この間、きのうもお話しました座談会、それから9日にも話しました座談会、そういったもので今、非常に皆様方の御意見、要望を聞いております。

そんな中には、松浦議員からのお話にもありましたようなことも、今はございます。本当に細かい話から、総合的な話まで、いろいろこれは、すべてにわたって検討して、実現していかなきやいけない。

特に皆さん、命が大切ですから、逃げてくださいという以上は、逃げる場所をまず特定、地域の方が一番知っていると思います。松浦議員も、今、おっしゃったような福良の話。これなんかもうやっぱり、地域の方がよく知っております。

我々、全部が全部、知っているわけではございませんので、ぜひ、皆さんの忌憚のない意見を出していただいて、我々は、そこがある程度、特定をされましたら、そこに向かって避難道をきちんとつくっていく。

それから、昼ばかりとはわかりません。それから、夜になりましたら、電気も、恐らく地震で切れるんじゃないか。いろんなものがストップするんじゃないかというふうなことは、想

定をされます。

そんなことで、やはり避難道へ向かっての道路の、この避難所へ行く道路、避難道ですね。それを整備するのと、それに至る道筋をつけるということも、必要じゃないかというふうに思っておりますので。

それとまた、いろんな階段、手すり、ロープとか、いろんなものも、小道具も要ると思います。そういったことで、弱者と申しますか、生活弱者の方、足の悪い方もおられます。そういった方々について、要援護者台帳などをつくりまして、地域の皆さんの助け合いをしていただくというふうなシステムは、もう既にでき上がっておりますが、本当にそのときに機能するかどうか、そういったものも、きちんと考えなきゃいけないかなというふうなことも思いながら、防災対策に当たっていかなくちゃいけない。

また、皆様方からも、いろんな御意見をいただいて、これも整備、これも整備とかいうふうな話も要るんじゃないかなろうかと思えます。

そんなことで、総合的に、きめ細かく防災対策、皆さんが逃げる、津波から逃げる場所の特定、していかなくちゃいけないというふうなことを思っておるところでございます。

それから、今の防災に対する体制強化でございます。現在、須崎市とかは、いろんな報道では、ほかの市とか、防災課を設置したとか、室を設置したとか、いろいろございます。

今の、私どもは、座談会のことをいろいろ聞きまして、何が仕事量としてあるかというふうなことを、きちんと把握した上で、現在、係長と係員2名でございます。課長補佐入れれば、4名体制の危機管理というふうになります。そういったものにも、仕事の内容をきちんと見た上で、組織見直しをするということを検討しているという状況でございます。

先ほどの人員が少なくなったところもちろん

んでございますけれども、この防災対策、この東日本の大震災を受けて、非常に喫緊の課題になってきました。3月11日以降ですね。以前はそれほどでもなく、ちょっとゆっくりした感じだったかなというふうな気がいたします。

3・11以降は、本当に防災が前面に、今は出てきたんじゃないかなろうかというふうな認識を持っております。

それから、伊方原発に対する停止の申し入れでございます。報道を聞いたり、福島のことを見ましたら、放射能というのは、本当に怖い、人間をだめにする、本当に命を奪うものだというふうな認識は持っております。

先ほど、松浦議員、500キロから600キロと言いましたのは、これは60キロぐらいじゃないかなろうかと。500キロと聞こえたものですから、済みません。

大体、50キロから60キロの範囲でございますから、非常に福島と同じようなものが起これば、我々にとっても、被害者になるというふうな認識は持っております。

ただ、この間も、私は行ったことございませんが、映像で見ましたら、本当に海辺にあるという。福島より大分、低いところにあるんじゃないかなというふうに思います。

今、ここですぐにとめろということにつきましては、慎重なことをしなきゃいけないのかなと。私自身も、原発はとめてほしいという気持ちはありますが、それによって、じゃあ四国の経済、どうしていくんだとか、電力の安定供給の確保とか、それからコストがふえるとか、住民生活にも、いろんな影響が出てくるんじゃないかなろうかというふうなことを思っております。

そもそも原発は、私が申すまでもないことでございますけれども、国がその安全性を全面的に保障しまして、それで国策として、推進してきておるものでございます。

今月上旬に行われました全国市長会でございますが、我々、その全国市長会のメンバーでございますが、その原子力発電所等の安全確保及び防災対策の評価について、万全の措置をとるよう、緊急決議をしました。

その緊急決議として、国に対して、強く要請をしているところでございます。中身については、ボリュームがありますから、ここではお話しはしませんが、そういった形で、全国の市長が集まって、合意をして、そこでの緊急決議というものをつくっておりますので、国に対しては、そういったことを申し入れをしております。そういった状況でございます。

それから、今回、次に防災教育とか訓練、今後どうしていくかということでございます。きのうの座談会でも出ておりました、実際に逃げた人はもっといるのに、何で公表は少ないんだというふうなことも言われました。

これは、どうしても避難所に入られた方の人数把握しか、我々できません。車で高台に逃げられた方もおられました。そういったことを勘案しますと、結構な方々は、一応、大津波が来るということで、逃げられたというふうなことは、思っております。

ただ、今回、このような大きな、あの映像を見たら、住民意識というものが非常に変わってきたんじゃないかというふうに、私は思います。したがって、今回のこの映像、先ほど申しましたように、教訓としました形で、皆さんがまず揺れて、おさまったら逃げるんだという意識を非常に強くもたれてたのではなかろうか。ただ、その逃げる方法であるとか、どこに行くんだとかいうことは、先ほどから申し上げてますように、これは、これから我々、そしてまた地区の方々が一緒になって、啓蒙活動をしていかなきゃいけないかなというふうなことを思っているところでございまして、正しい認識であ

るとか、行動であるとか、備えをどうするかとか、いろんなものを、我々行政の役目として、皆様に知っていただくということが大切だろうというふうに思いますし、また、訓練も、これはもちろん大切なことでございますから、計画的にやっていきたいなというふうなことを思っています。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 松浦議員の再質問にお答えをいたします。

その前に、先ほどの発言の中で、PTA連合会との説明会を、5月19日と言うべきところを、5月15日と申したそうであります。訂正をいたします。どうぞよろしくお願いします。

それでは、第1点目の学校施設整備等基金条例を制定の後にも、宿毛小学校の図書購入以外には、活用されていない、そういう状況の中では、寄附者の意思を尊重して、元の小学校の図書館の基金条例に戻すべきではないかと、こういう発言であります。

このことにつきましては、平成22年3月の定例会におきまして、岡崎利久議員からも同趣旨の御質問がありました。

現在の条例につきましては、兵頭健吉氏の御遺族から、市内の小中学校の教育の振興のために、活用させていただくことを御承認をいただいた上で、議会で審査をしていただいて、議決を経て、改正をしたものでございます。

御指摘のように、条例改正後、宿毛小学校図書館購入費以外への支出はございませんけれども、今後、教育環境の充実のために、活用させていただくことも想定されますので、現時点で基金条例を、再度、改正するということは、考えておりません。

なお、基金の取り崩しにつきましても、兵頭健吉氏の御意思を十分尊重いたしまして、可能

な限り、現在の基金の原資を確保できるように、努めてまいりたい、このように思っております。

それから、防災上の問題であるというのであれば、小学校、中学校とも、高台で対応するべきではないかという御質問でありました。

もちろん、我々も、小学校につきましても、中学校と同様、高台で、広いスペースでという視点は大事であると思っておりますけれども、両方が同じ場所に、両方が設置できるような場所を見つけないかということが1点。

それから、もう1点は、中学校は地域を活用の、活躍の場として展開をする教育活動でもあると思っております。

それから、小学校については、地域で守って、子供を育てていくという視点が、大事な視点だと思っております。そういう意味からおきまして、小学校を現在の場に残して、中学校はできるだけ広い場所で、クラブ活動も、運動の場所も提供するべきだと、こういう視点から、中学校につきましても、高台で、広い場所という考えでおります。

それから、タイムリミットはいつかという御質問でございますけれども、日本の偉い人の発言のように、いつかというちゃんとした期限はできんと思っておりますけれども、我々としては、PTAの方、地域の方からも、子供の命をいかに担保する、どのように担保するかという、喫緊の問題でありますので、このことにつきましては、できるだけ早く、私といたしましては、年内には何とか合意を得られればと、こういうふうに思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 7番松浦英夫君。

○7番（松浦英夫君） ちょうど時間となりました。質問は終わりますけれども、防災対策上、ぜひ、高齢化が進む本市の状況を考えて、要援護者台帳も作成という分がありますけれども、

市長申されましたように、本当にいつ発生するか、時間帯、想定できませんけれども、そうした面で、きめ細やかな、要援護者対策を含む、きめ細やかな対策をしていただきたいというふうに思い、そのことを申し上げまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 訂正をさせていただきます。

先ほど、私の発言の中に、平成22年度第3回定例会と申し上げるべきところを、3月議会と申しましたので、訂正をさせていただきます。たびたび申しわけありません。

以上です。

○議長（中平富宏君） この際、5分間休憩をいたします。

午前11時33分 休憩

----- . . . -----

午前11時38分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 皆様、おはようございます。2番の山上庄一でございます。

初めての一般質問をさせていただきます。よろしく願いいたします。

私は、俗に言われます1年生議員でございますけれども、選挙活動を進める中で、市民の方々から、さまざまな御意見や、それから提案を聞かせていただきました。

そこで、それらを踏まえまして、通告書のとおり、4項目につきまして、順次、御質問をさせていただきます。

まず、市民の方々から、異口同音に、一番多かった御意見でございますけれども、それは、津波の避難場所についてでございますが、南海

地震も、いつ来てもおかしくないというふうに言われて久しいんですけれども、半ばオオカミ少年的なことになっておりましたけれども、3・11、東日本大震災を、テレビの映像などで見られて、あすは我が身になるのではないかなというような危機感を持たれた方が多くなったのではないかと思います。

そのような不安を解消するために、行政としては、的確にこたえていくべきであると思います。

この件につきましては、先ほども質問ございましたし、これまで先輩議員の諸氏から質問がされておりますので、その意味では、再確認になろうかと思いますけれども、御質問をさせていただきます。

現在、ハザードマップで、津波の避難場所が指定されておりますけれども、草原であったり、避難場所があぜ道そのものであったりといったところも少なくないように思います。

また、避難場所にはトイレもないというのが実情でございます。避難指示や避難勧告が長時間にわたりますと、どうしても生理現象を催すようになります。特に女性の方は、不便を来して、家のほうに帰ってしまうということがあると聞いております。これは当然のことだと思います。

市長は、この現状をどのようにお考えになっておりますでしょうか、お聞かせください。

避難場所の整備もさることながら、避難場所を承知していない方もいるのではないかなというふうに思われます。市としては、ホームページなどに掲載されておるといってございませぬけれども、アクセスできない方には無縁のものでしかございませぬ。市民の皆様には避難場所の周知徹底を図るとともに、避難場所の整備をあわせて行っていただきたいというふうに思います。

できましたら、避難場所は公園的に、日ごろから使いなれていることが大切で、一度も行ったことがないところには、なかなか避難しにくいと思います。特に夜間には、ふなれなところには行きにくいと思います。

さらには、ある地区長さんによりますと、防災無線が整備されていないところがあるというふうに聞かされまして、市内には数カ所の地区に及ぶことも聞かされました。

全市的には、難聴地区の有無などにつきましても、点検が必要であると思いますが、どのようにされていかれるのか、あわせてお伺いをいたします。

私の地元のことでございませぬけれども、大島保育園と大島小学校は、避難場所につきまして、苦慮しております。ある御父兄の方からお話をいただきましたですけれども。このような状況は、小筑紫地区などでも同様の問題を抱えていると思いますけれども、どのような対策をお考えいただいているのか、お聞かせいただきたいと存じます。

避難場所が少ないということからは、高砂地区も例外ではありません。この地区には、総合福祉センターやホテルなどが、避難場所として指定されているようですけれども、大津波が来るのではないかと考えますと、不安になると思います。

宿毛市の地域防災計画のベースになると思われます高知県の防災計画も、見直しがされておりますので、近々に公表されるものと思いますが、これまで以上の高さの津波が想定されるものと思います。

市としては、高砂地区の避難場所の設置、あるいは避難経路として、新田橋と片島中学校西側の臨港道路との間の与市明川に、西片島地区と高砂地区を結ぶ歩行者専用の橋をつくるなどの対策があってもいいのではないかと思います。

けれども、昨日、お話があったかもしれませんが、何か対策があればお聞かせいただきたいと思ひます。

橋ができますと、避難の場合、高砂地区の方々が、小深浦の山に最短距離で避難することができますし、車道橋ではありませんので、コスト的には安く抑えられると思ひます。

また、日常でも、徒歩や自転車での通勤、通学、あるいは買い物も利便性が高くなるものと思ひます。避難には、自動車を自肅していただくことは、先の3・11の震災でも、車で逃げようとして、渋滞で津波に巻き込まれたという例がありますように、避難用には歩行者用の橋がよいと思ひます。

次に、市道大島中央線について、お伺ひします。

まず、工事はいつ完成するのでしょうか。また、本来、いつできる予定であったのか、お聞かせください。

そして、その差があるとすれば、それはどのような理由からでしょうか。そして、その責任の所在は、どこにあるのかをお示しください。

また、事業費につきましても、当初予算と実際にかかる予算と、この予算も合わせてお示しいただきたいと思ひます。

工事に着手されましたのは、平成8年でございます。既に15年を経過しております。

考えますと、この道路のルート設定を含めまして、設計ミスではないかと思われるところがございます。それをどのようにお考えでしょうか。ルート設定に問題があると思ひますのは、あれだけの山を变形させるのは、自然破壊の何者でもないというふうに思ひますし、工事費も半端ではないというふうに思ひます。ましてや、大島は咸陽島とともに、県立自然公園に指定されているにもかかわらず、このような自然破壊、景観破壊が行われていることに対して、市長は

どのように見られているのか、御所見をお伺ひいたします。

もし、工期の延期が基礎調査等による設計ミスによるものとしたら、成果品を受け取っております関係から、無理かもしれませんが、完成がおくれたことによります費用便益分析調査、いわゆるBバイCということがございますけれども、その評価し得る便益に対する損害賠償を、コンサルに対して行うつもりはないでしょうか。

さらに、大島中央線の終点が、どうして咸陽島公園の下までになっていないのでしょうか。

宿毛中央線が完成しましても、大型バスは「椰子」までは往来できますが、咸陽島公園までは、どのようにおりにいくのでしょうか、伺ひます。

昨年、咸陽島公園を今後も整備すると、高知新聞の声広場に、求めてもおりませんでした、お答えをいただいておりますが、せっかくなされた砂場も活用できないのではないかと、いうふうに思ひます。

中央線の工事を、早急に完了させていただきたいのは、道路自体が震災の際の避難場所として機能することもございます。それに、既存の狭隘な道路を大型車などが通ることで、路面が悪化してござりまして、高齢者がつまずいて、ひぎをすりむいたことなどもござりしております。既存の道路を改修していただく意味からも、早く生活道路として機能させて、大型車などが中央線を通れるようにしていただきたいというのが、地元からの強い要望でもござりますので、一日も早い完成を期待してござります。

続きまして、咸陽島公園の砂場についてでございます。

砂場ということですが、先日、担当の商工観光課に、ビーチバレーコートの方で教えていただきたいとお尋ねしますと、あれは砂場

だというふうに言われまして、再認識をいたしました。

その砂場の周りには、樹木もなくなっておりまして、木陰をつくる意味からも、ぜひとも砂場の周辺を高木で修景していただきたいと思いますが、先ほど、答弁にもありましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

私ども地元の方々の原風景としましては、砂浜の海岸線に並行してできた自然堤防に樹木が茂ったイメージを持っております。その残像は、今でもインターネットの写真で見ることが出来ます。ぜひとも昔の景観を取り戻せますように、計画的な修景を、今後の公園整備に取り入れていただきますよう、御配慮いただきたいと思ひます。

また、砂場をつくられた費用についてでございますけれども、この費用は、すべて国からの交付金で賄われたので、市の持ち出しはないということ、職員の方々は言われますけれども、ひもつき交付金ではないということですので、このような砂場をつくらなければ、ほかに回すことができた予算であることを忘れてはならないと思ひます。

このことから、もう少し戦略的な予算の使い道を試行されるべきではないかと思ひますし、先ほど触れましたような避難場所の整備などが求められているところでございますので、市民の方々の安全で安心して暮らせるための装置づくりに使っていただければよかったですのではないかとこのように思っております。

それに、この砂場をつくられた交付金名が、地域活性化経済危機対策臨時交付金ということでございますが、砂場をつくったことで、どれだけの効果があったのか、現在までの数値で結構ですけれども、お教えいただけますでしょうか。

最後の項目です。宿毛市立小中学校の再編問

題について、お伺ひいたします。

この件につきましては、3月議会でも議論され、先月の議員懇談会でも、これまでの経緯など、教育長から御説明をいただいております。また、先日には、議会に対しまして、宿毛中学校移転反対の請願もされておりますので、皆さん、御承知のことと存じますので、教育委員会から提示されております計画につきましては、ここでは申し上げるまでもないと思ひます。

しかし、その計画に対しまして、請願がされました方々は、反対意見とともに、代替案が示されております。

まず、代替案の意見書によりますと、中学校移転反対の意見としまして、まず、中心街が空洞化して、活性化に逆行する。次に、中学校を分散すると、伝統ある文教地区の消滅につながる。三つ目は、大震災発生時の避難場所は、人口の多い市街地中心部に建設すべきである。4点目は、現小学校校舎が解体されないことに伴う治安上の問題が懸念される。5点目として、移転先への通学路の整備計画がなく、登下校の安全が確保されていない、という5項目が挙げられております。

代替案では、小学校は現小学校の敷地内で、北側の体育館やプールなどを撤去して、その跡に新校舎を建設し、既存校舎を使用しながら、新校舎建設後、既存校舎を解体撤去して、グラウンドとして活用するという案になっております。

面積的には、全体、今、校舎があるところの部分ですけれども、全体が8,600平米強で、グラウンド部分でも4,000平米以上が確保できるようですので、学校のグラウンドとしては、機能する広さが確保できる案であると思ひます。

グラウンド部分を広くしたいということでありましたら、先ほど、松浦議員のほうからあり

ましたけれども、少し階数をふやして、土地の有効利用を図るなどして、技術的には十分、対応が可能であるというふうに思います。

また、市道の動線交錯の指摘も、校舎とグラウンドが一体になることで、解消されることとなります。

工事期間中につきましては、代替案によりますと、中学校の体育館、プールを併用させていただくということで、対応できるということでございます。

宿毛中学校につきましては、体育館や東校舎が、比較的新しいようですので、その校舎を活用しながら、既存校舎の耐震診断をして、耐震補強ができるようであれば、それにこしたことはありません。もし耐震診断の結果、補強が困難であるということであれば、既存校舎の南側に新校舎を建設し、廊下で東校舎や体育館で連結させるなどを考えております。

面積的には、中学校の、現在の面積が、約6,500平方メートルあり、小学校グラウンドの4,600平方メートルを加えますと、1万1,000平米を超える敷地になってまいります。これであれば、中学校の敷地としては、十分であるといえます。

教育長が強調しておりました、中学校のグラウンドが狭いということはありませんので、広いところを求めて移転する必要はなくなります。

新校舎建設後は、旧校舎を解体した跡に、別敷地にありますテニスコートやプールを建設することで、中学校の施設がすべて自敷地に集約されることになるわけです。

コスト的にも、この代替案が、教育委員会が示されている案よりも安上がりではないかと考えられているようですけれども、多分、私もそうだと思います。

以上が、中学校移転に反対される方々の代替

案の説明でございます。

町は防災の観点から考えましても、学校施設などは、被災後の復旧拠点となることは、当然のことでございますが、これからは、避難場所としての機能もあわせ持つように、要求されることは当然のことだというふうに思います。

それを、あえて遠くに持っていく必要はないのではないかと思いますし、市街地に位置することで、災害に対して、有効に機能することになると思っております。

教育委員会の、中学校移転計画に対しまして、先ほど、数字が出ておりましたけれども、3,589人の反対署名があったことが、先ほど、松浦議員からもお話がありましたが、中学校移転に反対されている方々は、宿毛小学校の早期耐震化も考えておられまして、このことを含めまして、8つの選択肢を挙げられまして、それらをさまざまな角度から評価され、最も評価が高かったのが、先ほど説明させていただきました宿毛小学校を現在の敷地に建築する代替案であったと聞いております。

移転に反対される方々は、小中学校はどうあるべきかを考えた結果として、代替案をもって松田川小学校への、宿毛中学校の移転に反対しているわけでございますので、個人的な思いつきで提案されているものではないということ、十分御承知いただきまして、教育委員会におかれましては、提案されました代替案を真摯に受けとめて、御検討をいただきたいと思っております。

以上のことに加えまして、私見を交えて少し意見を述べさせていただきますと、まず、宿毛の場合は振興計画になりますけれども、その振興計画との整合性をどのように図られているのかということでございます。

振興計画によりますと、人口フレームは減少しないとされていると思っております。そうなりますと、果たして学校統合など、必要性はあるのか

といった疑問がわいてきますけれども、どのように解釈されているのでしょうか。

人口フレームが変わってくれば、当然、土地利用も変わってくると思いますし、学校の規模、位置などにも影響してくると思いますけれども、今後のまちづくりは、多分、分散から集積へ、歩いて暮らせるまちにしていくというふうになってくると思っております。いわゆるコンパクトシティと呼ばれるものです。

振興計画で、宿毛の将来像を掲げておるわけでございますから、教育委員会としても、それに沿った学校編成等があると思いますが、どうも乖離しているように思えてなりません。

教育委員会がお示しになられた移転計画が、戦略的に宿毛地区全体を遷都させる布石とは、場所的に見ても到底思えませんが、もちろん振興計画にはそのような記述が、項目もないようですので、論外だとは思いますが。

次に、宿毛中学校を松田川小学校へ移転するのが、費用的に安いということでございましたが、これは安物買いに銭失いになるのではないかと考えてございます。

現在、さまざまな事業評価をする方法に、費用便益分析調査があります。これは、このような手法を、今回の中学校移転に当てはめて考えますと、大半の生徒の通学時間が延びるので、不利益をこうむるわけです。その時間を数値、金銭に換算して、建物の耐用年数で計算しますと、仮に現在地での建てかえが高くついても、その初期投資の増加分は、短い期間で、その金額を超えてしまうということになると思います。

したがって、長い目で見ますと、安物買いの銭失いになるということになるわけです。

それも、通学時間が延びるだけ勉強ができなくなるわけですから、この時間の金銭への換算ははかり知れないものになる可能性もあります

し、その意味では、膨大な損失につながる可能性もあります。

また、学校周りの市民の視線があって、初めて今の中学校の状況をつくり出していると思いますが、その市民の視線がなくなってしまうところにほおり出すとどうなるかといった、不安視する向きもございます。

現在の文教地区は、宿毛地区の多くの方々が通った場所であり、共通の認識を持っている場所であるわけです。歴史の記憶、都市の記憶として、あるべきところにあるべきものがあるということが、まちとしては大切であるということでございます。

このことにつきましては、3月議会におきましても、濱田議員のほうから、あるゴルファーの例を挙げて、地区の方々の思いを代弁していたというふうに思います。

さらには、6月11日付、これは読売新聞の社説でございますけれども、「学校防災機能、子供と地域住民の命を守るとりで」と題しまして、論じられておりましたが、既に御存じであると思いますし、私のつたない説明より、新聞を読んでいただいたほうがよいと思いますので、朗読などは割愛させていただきますけれども、学校の位置づけが変わってきたというふうなふうに思います。このことから、防災拠点ともなり得る中学校を、松田川を隔てたところに移転する必要がないのではないかと考えています。

また、さきの3月11日には、和田地区を含めた国道が、津波で冠水するおそれがあるということから、ガードマンを立てて、通行注意喚起ということをしてたようでございますけれども、このようなところに、あえて中学校をもっていかなくてもいいのではないかと考えているのが、素朴な意見ではないかと考えています。

それにもう一つ、現在の中学生に、ぜひともアンケート調査などを行っていただきたいというふうに思います。多分、アンケート調査などはされてないと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

当然、当事者にはなり得ないのですけれども、仮に今の生徒が、松田川小学校へ移ったとしたら、という想定で、どのように感じられるのかといったことなどを選択肢にして、ぜひお願いしたいと思います。

もちろん、誘導質問的にならないように、要旨設計には十分注意していただくことは言うまでもないですけれども、属性ごとのクロス集計など、貴重な参考資料になると思います。

以上のことにつきまして、教育長の御所見をお伺いします。

1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、山上庄一君の質問に対する答弁保留のまま、午後1時まで休憩いたします。

午後 0時06分 休憩

-----・-----・-----

午後 1時16分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

山上庄一君の質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（中西清二君） 市長、山上議員の一般質問について、お答えをいたします。

る御質問がございました。先ほどの松浦議員との答弁と重複することがあるかもしれませんが、御容赦願いたいと思います。まず、最初に、避難場所の整備についてでございます。

現在の避難場所は、地域の皆様の御意見をお聞きをいたしまして、一時避難場所を、市内で

210カ所、指定をしているところでございます。

これは、現在の3・11の以前の状況のときでございますから、それを御了解願いたいと思います。

この一時避難場所でございますが、数世帯が避難するための裏山の高台から、多くの方々が避難できる新興住宅街まで、大小さまざまな場所を設定しておりまして、津波がおさまるまでの避難場所ということで、位置づけているわけでございます。

その後の避難場所といたしましては、地震及び津波被害がなく、安全に生活がおくれる浸水地域外の避難場所へ移っていただくことになっております。

今回の東日本大震災を受けまして、現時点で、この一時避難場所及び避難道について、いかに安全かつ迅速に避難できるか、ものにするかが、市民の皆様の命を守る対策として、考えております。

現在、先ほど申しましたように、きのうも西地区の方々、そして6月9日には、街区の方々との座談会をしておりまして、さまざまな御意見が出ておりますし、また、山上議員が、先ほど申されたような、いろんな課題も出て、浮き彫りになってきております。

こういった課題を、一つ一つ煮詰めて、対策を進めていかなきゃいけないかなというふうなことを考えております。

また、避難場所につきましては、地域からの要望を取り入れて、設定しまして、毎年1回は、津波避難訓練を、各地域で行っていただいておりますので、各地域の避難場所については、把握していただいております。また、市民の一人、皆様一人一人が、日ごろから避難場所や避難経路の確認を行っていただきまして、年に1度の津波避難訓練へ参加を

していただきますように、市としても、よりPRを行うとともに、議員の皆様におかれましても、地域の皆様方への訓練への参加の呼びかけを、ぜひしていただきたいというふうに思います。

先ほど、女性の場合と、女性に限らず、やはり生活のライフサイクルという、トイレの問題であるとか、きめ細かな計画を立てていかなきゃいけないだろうというふうに思っております。

次に、防災行政無線の整備でございます。これも、昨日も出ておりましたし、街区での集会でも出ておりました。

市内に防災行政無線が整備されていない地域が数カ所あるのではないかという御質問でございました。宿毛市におきましては、津波浸水エリアに住む方々に、迅速に津波からの避難を呼びかけることを目的にしまして、防災行政無線を整備しております。

そのために、津波の浸水エリア外の地域につきましては、防災行政無線の整備を行うこととなっておりますので、整備されていない地域が、市内には存在をします。

防災行政無線の課題は、まだ、多々あるというふうなことで、昨夜もいろんなお話が出ておりました。

防災行政無線の難聴地域でございます。各地域から聞こえないとか、ハレーションを起こしているとか、それからサイレンの音もちょっと小さ過ぎるんじゃないとか、そういったふうなことも聞いております。

津波浸水地域の全世帯に聞こえるようにするには、現在の屋外支局の増設という対策が考えられます。増設することによりまして、ただ、近隣の防災行政無線同士がハウリングを起こしまして、何を言っているかわからない状況になることが考えられるわけでございますので、専門家の方々に、もう一度、きちんとした御意見

も伺いまして、設置をして、皆さんに聞こえるようにしていかなきゃいけないというふうなことを考えております。

防災行政無線というのは、頼っていただいても結構でございますが、いろいろな場合が想定をされます。電気が通じなくなると聞こえないかもしれないとか、いろんなものがありますので、他の情報伝達手段による周知を、現在、検討もしております。

今、検討しているものとしたしましては、携帯電話会社が提供していますメール機能を活用した伝達方法です。これにつきましては、高知県のほうも検討を行っていますので、情報を共有しながら、本市におきましても、検討してまいります。

また、防災行政無線の内容のメール配信でございますが、3月11日の津波警報、大津波警報時には、現在、当市の企画課が配信しておりますメルマガ配信を活用しまして、防災行政無線の内容をメール配信しましたが、登録者数が103名と少ないことと、防災行政無線としての機能については、予定をしていなかったということもございまして、今後、メール配信については、加入の呼びかけを強化していきたいというふうに考えております。

災害時には何が起こるかわかりません。現在、考えられているいろんな情報手段を検討しまして、より確実に、情報を提供できるように考えていきますが、市民の皆様に対しても、地震により情報伝達手段等が機能しなくなることも想定をされるわけでございますので、市から情報が入らなくても、大きな揺れを感じましたら、迷わず避難をしていただきたいというのが、我々の気持ちでございまして、日ごろからそういったことを心がけていただきますように、お願いを申し上げたいところでございます。

それから、順番がちょっと違いますが、高砂

地区から西片島地区の間に位置する与市明川への歩道橋等の整備でございます。これは、私も高砂、それから沖新田あたりの地区から、与市明川に橋が、まともな橋は1個、2個ぐらいです。

そういったことで、地震対策で橋がきちんと機能するかどうかというふうなこと。それから、万一のときに、与市明川から横断して逃げられる、北側へ逃げられるという橋、いわゆる渡船橋でございますが、そういったものもかけていかなきゃいけないんじゃないかというふうなことを、以前からずっと思っておりました。

それで、橋の整備につきましては、高砂地区からも要望がございまして、橋の建設要望というのがございます。宿毛土木と協議をしまして、いるわけでございますが、土木のほうの関係では、今、フジの敷地のほうから北へ向かっていく大きな橋ですね。そういったものしかかけられないというような話を聞いておまして、これでは何億もかかる。

ただ、我々は、歩いていける橋が欲しいんだというふうなことでございます。

先ほど、山上議員がおっしゃいましたような、避難をできる橋というものは、大切になってくるんじゃないかなろうかというふうに思っております。

そういったことの検討も、きちんとしていかなきゃいけない。最短でやはり、山のほうへ逃げられる経路というものは、これは避難路として大切なことだというふうに思っておりますので、またいい方法をいろいろ考えてまいりたいというふうに思っております。

高砂地区につきましては、千葉県の方の映像も見ましたが、埋立地でございますから、液状化が発生するというふうなことも、どうしても考えられます。こういった液状化が起こった状況で、長い距離を歩いていくよりは、なかなか

無理なことではなかろうかというふうなことも思っておるところでございます。

また、高砂地区で指定しております避難ビルにつきましても、今回のような大津波が来た場合は、大丈夫かという心配が、どうしてもあります。これは恐らく、想定外の想定をしなきゃいけないというふうなことでございますので、そういったことも含めて、皆さんにいろんな御意見をいただいて、整備すべきものを整備していかなきゃいけない。

より安全に、迅速に、避難できる対策を検討していかなきゃいけないというふうなことを思っているところでございます。

それから、大島保育園と大島小学校の避難場所、これも昨夜、話題ののっておりました。それと、小筑紫の保育園なんかでも、同様な問題、保育園の園児の安全を守るということ、それから、小学生の安全を守るということが、大切なことになってきております。

これ、東日本大震災を受けて、昨年度まで指定していた避難場所、これは高さが恐らく十分ではないんじゃないかなろうかというふうに、我々も認識をしておるわけでございまして、より万全を期すために、学校と保育園も含めまして、教育委員会が候補となる現地を、実際に幾つか確認をしているわけでございますが、なかなかそこに至る道というものが、きちんとなされていないところもございます。

そういったものをハード整備をしていかなきゃいけないのかなというふうなことも感じております。

その中で、来月ですが、大島小学校の保護者、それから学校、地元区長さん、それから教育委員会及び危機管理を所管する総務課員が一堂に会しまして、津波避難対策について、多角的に検討していきたいと。そして、協議する中で、最終的な避難場所を選定していかなきゃいけな

いというふうに感じております。

選定に際しましては、大島保育園の避難場所となり得るような場所を選定できるよう、保育園の職員にも同席をしていただきたいというふうに思っております。

昨夜は、保育園の方と、それから保育園の保護者の方も出席されておまして、なかなか避難場所、特定が厳しいというふうなことをおっしゃっておりましたので、避難場所が厳しい、ない、ということでは困りますので、そういったものについて、みんなで協議してまいりたいというふうに思います。

また、小筑紫地区につきましては、5月に小筑紫小学校のPTAの役員、それから教職員を対象にしまして、また6月には、小筑紫小学校及び中学校の保護者、教職員、それから地元地区長を対象としまして、総務課職員による津波地震対策についての講習会を開催した後に、学校、保護者、地元地区長、総務課及び教育委員会による意見交換会を実施しております。

その中で、さまざまな御意見、御提言をいただきまして、保護者と学校が主体となって、どこが最適な避難場所かを選定しているというふうな状況になっております。

選定に際しましては、小学校及び中学校と小筑紫保育園が一緒に行う合同避難訓練を、何回か実施する中で、要した時間などを勘案しまして、それぞれにとって最適な避難場所を選定をするということにしておるわけでございます。

教育委員会の代弁をするわけではございませんが、教育委員会におかれましては、福祉事務所とかと調整をしまして、保育園児、それから小学生、中学生たちの防災対策を、保護者や地域の皆様と御協力をいただきながら、教育委員会としても対応していくというふうに行っているところでございます。

次に、市道大島中央線の工事でございます。

山上議員から、るる、お話がありました。実は、山上議員とほとんど、私も同じ気持ちを持って、実は平成15年末に、就任したときに、その16年になって、このルートはこれでいいのかというふうな、設計上の問題があるんじゃないかというふうなことを、感じておりました。

そこで、16年か、恐らくルートの変更を少ししたんじゃないかというふうなふうに思っております。

先ほど、松浦議員のときに、ちょっとお答えさせていただきました。これ、平成20年3月までには、仕上げないと何ともならないだろうというふうなことを思っております。

御存じのように、国民宿舎「椰子」に野球キャンプの日本生命、それから東北学院大学とか、そういったキャンプ等にも大型バスで来ているわけでございますが、今の現道を、大型バスで行くについては、非常にバスの運転手さんに不評を買っているというふうなものもございます。

そんな状況で、一日も早い完成をしなきゃいけない道路でございます。

この道路、調査をしまして、平成8年度から国庫補助の地方道整備事業として、改良を進めていまして、当時は、私の就任した15年度には、完成という計画であったようでございます。でしたが、用地調査の段階で、地図混乱地域があることが判明しました。そういったことで、用地買収がおくれたことで、工事にもおくれが生じたということでございます。

早急な完成を指示しておりましたが、完成時期が近づいてきました平成20年度でございますが、ここでは、切り土ののり面が崩壊をいたしました。そういったことで、工事費がふえまして、完成時期もおくれしてしまいました。それで、全体工事費が約15億円というふうな、莫大なものになっているところでございます。

本道路工事につきましては、これは予備設計

段階で、ルートについての検討がなされたよう
でございます。3ルートありまして、3ルート
の中から、現在の法線に決定されて、景観地区
でございますから、必要な手続については、そ
こで行われたというふうに聞いております。

今後、まず、大島中央線の完成を優先をしな
きゃいけない。今後、国民宿舎「椰子」から咸
陽島に至るルートにつきましては、また認可手
続等のことがありまして、計画的に整備してま
いりたいと、いうふうに思っております。

とにかく、ことしも実は、切り土のところ
が崩落をしました関係で、少し、また工事がお
くれた状況でございます。

そういうふうなことで、せつかくの工事を始
めた時点、もう自分のときが、半分ぐらい、大
体、真ん中のほうはできておりましたが、その
後が進捗しなかったような状況でございました。

そんなことで、非常に、先ほど、山上議員か
らは、コンサルにミスとして補償すべきではな
いかというふうな話がございましたが、そこら
辺の費用算定とか、私もちょっと、はっきり把
握をしておりませんところもございましたので、
そのところは、また建設課等と検討をしてま
いりたいというふうに思います。

いずれにしても、次の咸陽島のこともご
ざいますので、非常に景観のいいところでご
ざいます。宿毛市全体が、やっぱり景観には恵
まれているというふうに、私は思っております、
実は、一昨日の夕方から、俳優の辰巳琢郎さん
が宿毛市にも来ておられまして、いろいろな
ところを見て、きのうはいただきました。

非常に景観のいいところということで、陸
繋島のことも話をさせていただきました。いろ
んな宿毛の売りを、非常にしまして、非常に気
にいらっていただいていたということ、報告をこ
こで、余談でございますが、申し上げておきま
す。

それから、次に咸陽島公園の砂場ございま
す。いろいろな御批判もございますというのは、
私も承知しているところでございますが、ここ、
砂場をつくっておりますが、ここはまだ完成途
中ございまして、やっぱりコンクリートのむ
き出しの公園というのは、なかなか景観上よろ
しくない。また、咸陽島公園は、特にそういっ
た自然を大切にしなければいけないところだとい
うふうに、私も思っておりますので、ぜひ、今
後、砂場の周りにつきましては、木を植えて、
その夏の暑い時期に、あんな砂場を使用する
方がたくさんおられるんじゃないかと思ひます。

咸陽島と、その咸陽島公園の景観が自然と調
和するように、ぜひこれからも整備をしてま
いりたいというふうに思っております。

海岸線の高木、それから砂場の周りの木の植
栽というふうなこと。それから、奥のほうに入
って、奥のほうにまだ、自然林みたいな、下が
ジャブジャブのところがございます。そのと
ころもやはり、きちんと整地をするなりして、
木をきちんとして、森林と言いますか、森林公
園のような形のを、そこでつくっていきたく
いというふうに思っております。

次に、砂場整備後の効果でございますが、な
かなか数値的にはかれるというところまでい
かない部分がございます、まことに申しわけな
いんですが。

ただ、商工観光課に利用申請がありました人
数だけ把握はできます。申し上げますと、平成
22年度、これは22年7月から23年3月ま
ででございますが、延べ1,446の方が利
用していただいております。それから、今年度
に入りまして、4月1日から6月14日時点
でございますが、延べ580人の方々が利用を
していただいているということでございます。

砂場の利用者、特に申請がいるものではござ
いません。団体で使うときとかは、専用的に使

うときとか、申請が欲しいということでございますので、実数はもっと多くなるんじゃないかなというふうに思います。

いずれにしても、所期の目的どおりに、市民の皆様を初め、多くの方々が、自然に触れ合いながら、ビーチスポーツだとか、砂遊びなど、いつでも、気軽に楽しめる、魅力ある公園として、計画的に整備を図っていきます。

どうか皆様方も、御利用いただければ幸いです。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、山上議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、学校再編、宿毛小中学校の建設ということにつきまして、第1点目の、小学校、中学校の建設場所について、宿毛小学校と中学校でありますけれども、宿毛中学校の移転に反対する会の皆さんが、提案をされている案を真摯に受けとめて、検討すべきではないかという御質問をいただきました。

本年2月の1日の地区長連合会宿毛支部の地区長さんとの懇談会、また去る6月6日の市内全域の地区長さんを対象とした懇談会の場においても、市街地の地区長さんより、現在の宿毛小学校校舎の敷地に、新しい校舎を建設をし、グラウンドも含めて、すべての施設を整備する案を、ぜひ検討をしていただきたいという要望を受けております。

御提案いただきました案につきましても、技術的には、数字的には可能であるかもしれませんが、現在の校舎、体育館、プール等のある敷地内に4,612平方メートルある現在のグラウンドを入れ込むようにするには、校舎の建て方としては、ある程度、高層にならざるを得ないのではないかと思いますので、建設部門にも相談をしているところでございます。

また、学校現場の先生方の御意見も、十分お聞きをする中で、検証をしてみたいと考えております。

現場の先生の意見といたしましては、特に小学校におきましては、職員室から校庭の中で活動している子供の姿が見える、様子がわかる。また、可能であれば、1階が望ましく、困難であれば2階建てが望ましいと、そういう意見をちょうだいをいただいております。

教育委員会といたしましても、土地の制約や津波の浸水等を想定をする必要がなければ、できるだけ低層の校舎として整備をすることが望ましいとは考えておりますけれども、宿毛小学校につきましては、敷地面積のこともあり、現在の校舎と同じ3階建ての校舎として、整備をせざるを得ないのではないかと、こんなふうに考えております。

改築の校舎を建設する期間中は、宿毛中学校の体育館やプールを併用することができるのではないかと御提案をいただきました。現在の教育委員会の案では、宿毛小学校をグラウンドに建設中は、宿毛中学校のグラウンドを共用をさせていただくということを考えております。

教育委員会といたしましては、校舎建設に伴う子供たちへの影響を、できるだけ少なくしたいと考えております。

学校現場にも意見を聞く中で、現在の宿毛小学校は、普通クラスが13クラス、特別支援学級が2クラス、それから宿毛中学校の普通クラスが10クラス、特別支援学級が2クラスの23クラスで、共用が可能な施設はグラウンドだけであるとお聞きをしております。

グラウンドにしても、調整に大変苦慮するのではないかと御意見でございます。

さらに、小中学校の授業時間の違いも考慮する中で、プール及び体育館の併用は不可能に近いという意見でございます。

議員から、小筑紫小学校と小筑紫中学校では、現在も体育館とプールも併用をされていると、御指摘をいただきましたが、小筑紫においては、小学校が6クラス、中学校が3クラスの計9クラスで調整をしており、小中の連携により、何とか調整ができておりますが、それでも調整をするに、大変苦慮していると、現場からはお聞きをしております。

2点目の振興計画では、人口フレームが変わらないとされているのに、果たして学校統合が必要であるのかという御質問でありますけれども、また、その中で、費用の便益分析調査を行えば、長期的には膨大な損失につながる可能性がある。そしてさらに、防災拠点として位置づけから、中学校を市街地から移転すべきではないという御質問をいただきました。

まず、振興計画における、今後10年間の人口フレームは、御指摘のように、変化がないということになっておりますけれども、企画課が集計をしております出生数を見ますと、平成10年度には年間239名が出生をしておりますけれども、5年後の平成15年には、199名、平成20年には189名、平成22年度には182名となっております。

振興計画においては、人口の自然情勢であるとか、社会情勢だけではなく、地域の振興策等も加味して、作成をされていると考えますが、実際の出生数の動向を見ますと、児童生徒については、減少傾向が進む状況であります。

したがって、小中学校再編計画にもまとめていますように、適正規模の学校配置を考えますと、学校再編は一定、必要なものになってくるのではないかと考えております。

次に、通学時間が延びることによる生徒の不利益、負担について、いかに考えるかという点でございますけれども、確かに議員御指摘のように、1日5分程度の時間が延びるということ

につきましては、3年間を考えますと、大きな時間にもなろうかと思いますが、これまでお話をさせていただきましたように、高台で津波等の災害に対して、安心で、そして広々とした教育環境で、教科活動やクラブ活動に励むことができるなど、教育的な効果を加味すれば、むしろプラスの効果のほうが大きいのではないかと、このように考えております。

そして3点目、最後になりますけれども、現在の中学生にアンケート調査をしてはどうかという御指摘でありますけれども、貴重な資料ではないかという御質問ですが、質問の仕方によっては、回答が随分変わってくるのではないかと、そういうふうと考えております。

例えば、松田川小学校における新しい中学校のイメージもないままに、単純に場所を比較した場合には、市街地にある、現在の場所を選択する子供たちが、多分、多くなるのではないかと、そういうふうを考えます。

質問議員指摘のように、発問する側の誘導質問とはならないように、気をつけねばならないと、そういうふうには考えております。

また、子供たちにとって、どのような場所で、どのような形状の建物で、教育活動をするのが望ましいか、話し合うことは可能でもあろうと思いますし、必要なことであろうと思いますけれども、内容については、十分、論議がされないままで、二者択一の内容で、調査をすることにつきましては、子供たちの間に無用の垣根をつくることも、懸念をされます。

そのようなことから、中学生の建設場所に関するアンケート調査の実施については、現在は考えておりません。

以上です。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番の山上でございます。再質問をさせていただきます。

それぞれ御答弁いただきまして、ありがとうございます。

先ほど、ちょっとマイクが遠いということで、先輩諸氏から御指摘を受けましたので、近づいてしゃべらせていただきます。

前向きな御答弁いただいて、ありがとうございますということです。まず、ちょっと関連しまして、防災と、大島中央線に関しまして、少し関連しますので、御質問したいんですけれども。

大島の入り口になっております、中央線にも当然つながってまいりますけれども、大島橋の耐震は、どのようになっているのかというところでございますけれども、震災の場合に、崩落するのではないかというような心配をされております。

御存じのとおり、島でございますので、橋が生命線であると言っても過言ではございません。

大島橋には、水道管も共架されておまして、もし橋が落ちますと、陸路は寸断されます。もちろん、水道も使えなくなる。橋が落ちなくても、水道は使えなくなる可能性はあるかもしれませんが、市のほうとしては、どのような御認識をされているのか、お聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、教育長さんのほうから御答弁いただきましたものですが、プール、体育館については、現在、小筑紫小中のほうでは、クラスが少ないからできているというふうなお話ですが、施設的には、ほかの施設の利用なども考えていただいて、いろいろあるかと思っておりますので、その時点、その時点で、ベストな方法を選択していただければいいのではないかとこのふうには思いました。

それと、通学に、もし松田川小学校跡地という呼び方がいいのかしれませんけれども、そちらのほうに行くのに、往復で5分ですか。5分

というお話をお伺いしましたが、とてもじゃない、5分で往復できるような話ではないんだろうというふうに思いますけれども。

それと、これは一昨日知ったことでございますけれども、県のほうの調査で、松田川小学校周辺の山が、土石流溪流の調査区域に指定されたとのことですが、この山は、御存じのとおり、急傾斜地で、等高線が込んでいるからだと思いますけれども、このようなところに造成するようになれば、また、先ほど市長からも御説明がありました、大島中央線の二の舞になることも想像されますことから、先ほど、申し上げたように、あえてこのような場所に移転する必要はないのではないかとこのふうには思いますが、この点につきまして、御認識はどのようになっているのか、お聞かせください。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、山上議員の再質問にお答えをいたします。

大島橋の件につきましては、自分も以前から、あの橋は古いなというふうな認識で、水道管も通っておりますから、もしあの橋が壊れたら、本当にライフラインたる水道もいかない。観光で売っている国民宿舎「椰子」も、全面的にストップというふうなことで、住民生活にも非常に大きな影響があります。

そんなことで、認識は以前から、橋の崩落については懸念をしているところでございます。

そしてまた、この3・11を見る段階では、一番、私、橋のことが気になって仕方がない。

大島橋もしかりでございますが、ルート321の南へ行く橋、それからもう一つ上流の橋とか、橋がこれ落ちたら、水道は行かない。それから、交通は途絶するというふうなことで、大変な状況が発生するというふうに思います。

そんなことで、以前からこの大島橋は、特に現場も行って、ずれが少しあるというふうなと

ころも認識をしております。そういったところで、早くやっぱり耐震性のある、きちんとした橋にしないと、陸でせっかくつながっているものが、また離島になってしまうというふうなことが考えられるわけでございます。

状況をとりあえず、説明をしておきますと、市道大島北線の一部でございまして、橋の長さが、延長31.5メートルの2径間プレテンション箱けた橋です。

それから、これは昭和51年2月に供用開始をされておりまして、既に35年が経過しておる橋梁でございます。

平成20年度の橋梁点検時には、橋脚である鋼管が著しく腐食しております。それから、路面の凹凸も発生していることを確認しておりまして、近い将来、何らかの改修が必要な橋梁であるというふうなことの評価を持っております。

当市の市道の橋梁は、全部で324橋ございます。そのうちの15メートル以上の橋の長さがある橋梁が、65橋ございます。それから、15メートル未満の橋梁は、259橋ということでございまして、現在、地震対策としまして、継続的に全橋梁の点検を実施していますが、進捗率は、平成22年度末で25.6%ということで、83橋しか、まだ点検をしておりません。

本年度、60橋を調査予定としていますが、橋梁のかけかえとか、修繕につきましては、全体調査終了後、優先順位をつける中で、実施していく予定ではありますが、こういった、本当に離島が離島になるというふうなところにつきましては、本当に全体の優先順位を上げていかなきゃいけないかなというふうなことは、思っているところでございます。

いずれにしても、震災対策も含めて、古い橋の補強、改修というものには、取り組んでいかなきゃいけないというふうなことを思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 山上議員の再質問にお答えをいたします。

まず、1点目のプールと体育館の併用についてでございますけれども、今現在、宿毛小学校で体育の授業、それからプールの授業をする際におきましては、シーズンにおきましては、1時間目から6時間目ぐらいまでは、ほとんど満杯。1時間ずっと入っている状態ですので、そのところに、中学校が入っていくのは、なかなか難しいということを申し上げたのでございます。

それから、2点目の通学の時間でございまして、これは大体、1キロ弱と思います。自転車でありますから、片道で5分ということでございまして、正確には、往復10分程度であるというべきであったと思っております。

それから、3点目、新しい中学校の建設場所につきまして、崩落の場所であるではないかという御指摘がありました。そのことにつきましても、建設をする際には、十分、そういうものを考慮して、安全な形で学校建設をつくるべきだと、こういうふうに考えておりますし、今現在、ハザードマップを、先ほど、取り寄せてみますと、中学校の裏も、これは崩落場所。今現在ある中学校の裏も、崩落場所であるということでもあります。

どこもそうだから、もう少ししっかりしたところへという考えもあるかもしれませんが、先ほど来、申しておりますように、高台で広いスペースのところで、できるだけ安全を担保しながら、子供の望ましい教育環境を提供するという意味で、旧松田川小学校を提案をさせてもらっていると、こういうことでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 2番山上庄一君。

○2番（山上庄一君） 2番、山上でございます。

それぞれと言いますか、大島橋につきましては、本当に前向きな御回答をいただきまして、ありがとうございます。

小中学校の移転の問題でございますけれども、それにしても、耐震化、小学校の耐震化、それとかにつきましても、これからは、詳細について、議論していかなければならないというふうに思いますけれども、耐震化もスピード感を持って行えるようにしないといけないと思います。

また、よりよい環境、学校の恒久環境など実現できるように、議論してまいりたいというふうに思いますので、よろしく願い申し上げます、以上で私の一般質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 2時00分 休憩

午後 2時11分 再開

○副議長（野々下昌文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 皆様、こんにちは。1番、高倉でございます。

まず、初めにこのような重要な役目を与えていただきました市民の皆様方に、心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。と同時に、この大変な厳しい状況の中、宿毛市のために御尽力賜っております中西市長初め、職員の皆様方に、心から敬意を表したいと存じます。また、先輩議員の皆様には、1年生議員ともども、御指導賜りたくお願いを申し上げます。

では、これより一般質問に入ります。

大きく3件、7項目です。

まずは、市長にお伺いいたします。

大きな1番といたしまして、市民の健康づくりについて。

高知県では、県民が健やかで心豊かに支え合いながら、生き生きと暮らすために、との日本一の健康長寿県構想のもと、平成22年2月より、取り組みがなされております。

尾崎知事は、この日本一の健康長寿県構想の取り組みを進めることは、同時に南海地震対策を進めることになると言われております。

先の15日には、この取り組みに対して、話し合いがもたれたと報道されておりました。

私は、健康づくりの面から、この取り組みについてお考えを賜りたいと存じます。

宿毛市におきましても、高齢化率は平成18年度26.46%が、22年度には28.43%と、毎年上がっております。それに伴い、介護保険料は市民、また市の財政に大きな影響を与えております。市長のお言葉の中にもありました、自分の健康は自分で守る。自分の健康は、家族だけにとどまらず、皆の幸せにつながるという、市民お一人お一人の意識を確立、高揚するため、市長みずから先頭に立って、声を上げていただきたいと思います。

この問題は、担当の課や関係部署だけで対応するには、限界があります。職員の一人一人が、市民に対して、「健診は受けましたか。」「お体大事にね」と、常に声をかけることにより、市民は守られていると感じるはずですよ。

そのことは、同時に、今でも時折聞こえてまいります。市役所のあいさつが、いまだ、なっていないのではないかとという問題にも、解決できることにつながりましょう。

この費用を抑えることは、一番に、健康で人生を楽しめることはもとより、保険料の値上げ等を抑え、余裕のできた予算を、新たな福祉、教育、まちづくりや多くのことに使えることは

言うまでもありません。

そこで、第1番目、一石何鳥もの効果のある高知県の日本一の健康長寿県構想に見る宿毛市の予防活動について、お考えを承りたいと存じます。

続いて、第2番目に、災害時における健康福祉支援、災害医療救護計画についてお尋ねいたします。

宿毛市では、この政策をどのように対策、実行されているのでしょうか。個人情報関係で、地域の御高齢の方や、ひとり暮らしの方の把握に、関係者、民生委員の皆様が、大変お骨折りいただいていると伺っております。

防災面を踏まえた地域福祉支援計画、災害医療救護計画は、どのように進行しているかを承りたいと存じます。

第3番目に、被災時の対処並びに問題意識の共通認識について、承ります。

今回の事例からも、不可抗力により行政が機能しない状態に陥った場合、指示すべき上司がいないときの対策。例えば、避難所の運営、ボランティアセンターの立ち上げなど、考慮、訓練はいかがか。

避難所にいる者にとって、市役所での経験年数には関係なく、その場にいる職員さんに頼るであろうと考えます。指揮系統が回復するまで、それぞれが自己判断でできる体制は重要であろうかと思われま。

行動できるだけの資金がなく、後々責任問題を問われるようでは、動きません。せっかく避難し、命が助かって、避難先の場所で適切な手当が受けられず、不幸な結果につながったことも、報道されております。

いまや事態は想定内のことになりました。被災後の健康につながる対策について、事前に共通認識を持ちたいので、お考えを承りたいと存じます。

続いて、2件目、現在の教育環境について、3項目、教育長にお尋ねいたします。

1番目に、落ちついて学べる環境が整っているかをお伺いいたします。

青少年健全育成のため、落ちついて学べる環境を整えるのは、私たち大人の使命です。宿毛市におけるいじめ、不登校、その他現場に問題点があれば承りたいと存じます。

2番目に、学校を外から支える支援体制、その人材育成についてお伺いします。

学ぶ楽しさ、うれしさ、子供にわかってもらえるのか。いかに個人個人の大切さを伝えられるのか、家庭教育がすべての基本と申しましても、現在の状況下では、解決できないことも多々発生するであろうと考えます。

息の長いこの取り組みに、学校を外から支え、対処していただける学校外の人材並びにその人材育成がなされているか、承りたい。

3番目に、金銭金融教育についてお伺いします。

子供たちが社会に出た場合、金銭トラブルから被害者、また加害者になることにより、若い命を失うに至った事例は、報道にもあるとおりです。

外国においては、少年時より金銭教育がなされていると聞き及んでおりますが、残念ながら、我が国においては、お金のことについてははしたない等の考えからでしょうか、教育の面に生かされていないように思います。

金融や経済の仕組みを知り、物やお金、勤労の大切さを学ぶことは大事であります。消費者基本法の8つの権利の中に、一つ、必要な情報を得る機会が提供されること。一つ、必要な教育の機会が提供されること、とあります。

経済の根本にあるこのことから目を背けず、親も子も、友人関係においても、ともどもしっかりした認識を持ち、被害を未然に防ぐために

も、学校教育の中に適切な機会が提供されているか、高校教育分野のわかる範囲も含めて、承りたいと存じます。

大きく3点目。人事評価制度について、市長にお伺いいたします。

宿毛市が22年度から導入しているこの制度について、どのように職員のやり気を引き出しているのかを承りたいと存じます。

実は、今回、このようなつながりになるとも考えもいたしませんでしたが、誘われまして、昨年より毎週、手話サークルに参加しております。

今年度は、4月より9月までの23回、昨年からのいたしますと、足かけ1年、週に1回とはいえ、なかなか続けるのには難しいことがあります。

そこに市役所の職員さんの姿が多く見られまして、大変頼もしく思いました。それぞれが参加なさった理由には、仕事で必要とか、また自己研さんとか、いろいろあるとは存じますが、その努力は一言では片づけられません。

今回のことは、たまたま目にしたのであって、目の届かないところや、私たちが気がつかないところで、違う立場で研さんなさっておられる方もたくさんいらっしゃると思います。

男女を問わず、年齢を問わず、職員さんたちのこの姿が、公正に、客観的に評価されているか、そしてその努力はどのような形で市政に反映でき、やる気につながっているか、賜りたいと存じます。

以上で第1回目の質問を終わります。

○副議長（野々下昌文君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

健康は、非常に人間にとって大切なことだと思います。健康であって、何でも、いろんなことができてくるというふうなことだろうという

ふうに思います。

市民の健康づくり、予防活動の御質問でございます。

平成22年2月に策定されました日本一の健康長寿県構想、これは住みなれた地域で、いつまでも安心して暮らせる、暮らしを続けることができる高知県を目指して、取り組みをまとめたものです。

この構想は、三つの大きな柱から成り立っているところでございまして、一つ目は、県民みずからが病気を予防し、生涯を健康に暮らす。そして、二つ目は、県民とともに、医療環境を守り育てる。三つ目は、ともに支え合いながら、生き生きと暮らす高知型福祉の実現で、この三つを言いかえますと、保健、医療、福祉ということになろうかと思えます。

日本一の健康長寿県づくりには、宿毛市民一人一人が健康に留意をされまして、定期的に特定健診とか、がん検診を受けたり、日々の生活の中に意識して運動を取り入れたり、そういったことで、生活習慣病を予防したり、周りの人たちの健康にも気をつける、そういったことを、まずみずから、身近なところから取り組んで、参加をしていただきたいというふうに思っています。

そういう願いから、私自身も、先ほど、担当課ばかりじゃなくと言われましたが、自分でも気をつけておりますし、みずから、やはり新聞とか雑誌等、いろんな情報が入ってきます。そういった取り組んでもらいたいような、健康に関するものがありましたら、担当の職員に、こういうのがあったよとか、そうした周知もしております。機会あるごとに声かけをしているところでございます。

いろんな土日の会合等でも、あいさつ等がございます。そんなところでも、やはり健康が第一ですよというふうなことも、話をさせていた

だいているところでございます。

また、広報にも少し、市長雑感ということでコーナーを設けておりますが、やはりいろんな行政方針を実現するためには、これは市民の皆様の協力が不可欠なんです。そのためにも、市民の方には、健康でいていただきたいということ。それで運動習慣と、健康診断の受診が大切ですよということを申し上げまして、その必要性を、折に触れて提案させていただいているということでございます。

私自身も、健康にはやっぱり気をつけなきゃいけないというふうな認識も持っております。個人個人がいろんな意味で、自分の体のことを、やっぱり気をつけていただきたいというふうなことは、もうずっと、これからも申していかなきゃいけないし、今までもやってきたつもりでございます。

これは、高倉議員がおっしゃってました、この日本一の健康長寿県構想の取り組みを進めることは、同時に、地震対策にもつながるというふうなことを申されました。まさにそのとおりだというふうに思っているわけでございます。

市民一人一人の健康を守ることが、災害時に多くの命を守ることもつながります。それから、市民の大切な命を守るためにも、自分の健康は自分で守ると。何度も言いますが、こういった意識を持っていただくということで、これは、全庁体制で取り組んでおります。

職員に対しましても、自分の健康、健康が第一だよということを、注意を喚起をしているということでございます。こういったことを、今後もうずっと推進していきたいというふうに思っております。

次に、災害時における地域福祉支援計画でございます。

本市では、災害時や日常生活における支援が必要な方に対しましては、行政、自主防災組織、

それから民生委員、児童委員、それから近隣の方など、地域が連携しまして、地域の中で支援を受けられるようにするための、宿毛市災害時要援護者登録制度、平成21年度に制定いたしました。

災害時等におけます地域での支援を希望する方からの届け出によりまして、平成22年度に、この要援護者台帳を整理しました。

この要援護者の支援につきましては、地域の方々に、地域支援者として御協力をいただくことになっておりまして、平成23年度事業で、要援護者台帳の更新と合わせて、具体的な避難誘導の方法とか、避難経路等の、宿毛市避難支援プラン、全体計画を策定することにしてはいますが、ことし3月に発生しました東日本大震災によりまして、全国的に避難場所や避難方法など、防災計画の見直しがなされているような状況でございます。

本市におきましても、市民の方々や、実際に東日本大震災で被災された皆様の御意見なども参考にしまして、防災計画の見直しを検討中でございます。

避難支援プランの全体計画についても、この防災計画の見直しと並行しながら、取り組んでまいりたいと、このように思っております。

次に、宿毛市災害医療救護計画の進行状況です。

宿毛市災害医療救護計画については、南海地震の災害から、地域住民の生命、健康を守るために、医療救護体制を確立することを目的にしまして、平成17年3月に策定をしています。

策定に当たりましては、医療救護活動は、地域の医師会、病院等の全面的な協力を得ることを目的とすることとしています。

救護病院としましては、大井田病院、聖ヶ丘病院、筒井病院を指定するなどの協力体制を整えているところでございます。

この計画に基づきまして、毎年、市、各病院、自主防災組織、警察の協力のもとで、宿毛市の防災訓練、高知県災害医療情報伝達訓練、また幡多地域全体におきましては、災害救急医療活動災害訓練を実施しまして、災害時の医療活動について、改善点などを協議して、理解を深めている、そういう状況でございます。

しかし、このたびの東日本大震災を受けまして、県も今、防災計画の見直しを進めています。当市も、より実効性のあるものとするために、市民座談会等を開催しながら、意見集約に努めまして、策定していこうと思っておりますので、皆様のさらなる御協力をお願いを申し上げます。

次に、被災時の対処並びに問題意識の共通認識についてです。

まず、最初に、被災後の初動時の対応でございますが、今回の東日本大震災では、庁舎自体が津波に飲まれ、多くの職員が亡くなられた自治体もございます。

また、被災直後は、職員自体も被災をしておりますので、災害復旧、復興の業務をすぐに行うことができない状態に陥った自治体も多くあります。

先日も、全国市長会を通じまして、中長期の職員派遣依頼が、被災自治体からきておるところでございます。

このような行政機能の麻痺というものを回避するために、現在、各担当係ごとに策定いたします業務マニュアルを活用しまして、災害時業務の優先順位や、初動マニュアルの作成などの検討を行っていきたいというふうに考えています。

ただ、その場になれば、どういうふうなものができるか、そのときに臨機応変に対応していくのが肝要かというふうに思います。

次に、避難先での適切な対応が受けられる対策でございます。現在、宿毛市では、地域の皆

様の御意見をお聞きしまして、一時避難場所を先ほど申し上げましたように、210カ所指定しています。

このように、多くの避難所では、被災者の医療活動は、実際には困難ではないかなというふうに考えます。実際、医療活動を行うには、医療従事者でなければならないというふうなことでございます。市としましては、一時避難場所については、まず市民の皆様の命を守ることが第一だというふうに考えておりまして、避難道の整備とか、避難誘導灯の設置など、市民が安全かつ迅速に避難ができるよう、整備することを考えておりまして、津波がおさまった後の避難所生活をおくる避難所での医療活動につきましては、宿毛市災害医療救護計画に基づきまして、避難者の医療救護を行っていかなくちゃいけないというふうに考えております。

先ほど申しましたように、南海地震が実際に発生した直後は、最悪の場合、行政が考えているすべての手だては、機能しないんじゃないかというふうな可能性もございます。市民の皆様には、自分の命は自分で守るということの考えで、行動していただきたいというふうに思っているところでございます。

市民の皆様が、一人一人が日ごろから避難場所であるとか、避難路の確認を行っていただきまして、必要最小限度の物を避難時に持ち出せるように、備えておくことを心がけていただきたいなというふうに考えております。

先ほどと重なりますが、避難をするとなっても、体力が必要でございます。自分の命を守るためには、市民の皆様には、日ごろから体力づくりや、健康に十分に気をつけていただきたい、このように思っております。そういったことが、避難が迅速に行えることになろうかと思えます。

次に、人事評価制度でございます。

人事評価制度のことをまず申し上げますと、

国家公務員は、公務員制度改革といたしまして、平成19年の国家公務員法改正に基づきまして、平成21年4月から施行され、新しい人事評価制度の本格実施が始まっているところです。

地方公務員でございますが、国家公務員に連動して、能力実績主義に基づく人事評価制度の導入を盛り込んだ地方公務員法改正案が、同じ平成19年に提出をされておりましたが、これは成立を見ないままに、衆議院の解散によりまして、廃案となっております。

しかしながら、現在の地方公務員法におきましても、勤務評定という制度が規定をされております。各自治体が、これは自主的に、さまざまな人事評価に向けた取り組みを進めているというふうな状況でございます。

当市での取り組みにつきましては、平成21年度は課長級、それから平成22年度には課長補佐級を対象に、人事評価制度の試行導入を実施しています。

なお、試行導入に当たりましては、事前に職員研修として、外部から講師を招きまして、評価の手順、基本ルールを学びまして、それから面談という方法があります。コーチングの手法を取り入れるための基礎理解をしまして、面談の実際場面を想定して、模擬評価を通じて、理解を深める研修を行いました。

また、試行導入の内容としては、能力評価シートの活用による自己評価を、まず行います。その評価をもとに、評価者と被評価者が面談を行うといった方法で、試行導入を実施しているところです。

能力評価でございますが、これは仕事に対して、どういう姿勢や態度で臨んで、どんな思考をして、どういう行動を起こしたか、こういったことを評価項目、着眼点に照らして評価するものでございまして、評価される者が、期間内にどの程度、職務遂行能力を発揮することがで

きたか、これについての評価を行うものでございます。

また、最終的に、双方で面談を行いまして、職員の持つ資質、こういったものを把握することで、組織全体の能力を高める目的に向かいまして、職員の能力開発と人材育成につなげていくというふうなこととしているわけでございます。

人事評価制度の本格導入に当たりましては、能力実力主義を実現するためのツールであることと、それから人事の公平性、公正性を担保するものである。それから、人材育成につながるものであるという制度の特徴を踏まえまして、今後も引き続き、職員研修を通じて、理解を深めていただいて、本市の実態に合った人事評価制度の確立には取り組んでいかなきゃいけないというふうに思います。

先ほど、高倉議員からお話ありました、例えば手話通訳の講習会に出るとか、それをまた、実際の社会に役立てていっている職員とか、やっぱり公務員の本質であります、社会に奉仕するということが、そういったものを職務以外でやっていただける、そしてボランティアをしていただける、そういった職員についても、やはりそういった、今後、そういったものを評価していくことになるんじゃないかなろうかというふうなことは、取り入れていかなきゃいけないのかなと、そんなことも思っている状況でございます。

やはり、行政として、行政の職員であるから、その仕事だけやればいいというよりも、市民の皆様も、時間外にいろんな社会の貢献をしていただいております。そういった社会に対する時間外への貢献というものは、やはり一つの評価基準になるんじゃないかなろうかと。今は、現在はやっておりませんが、今後、そういったことも加味していかなきゃいけないのかなと、そんなことを思っているところでございます。

以上です。

○副議長（野々下昌文君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、高倉議員の一般質問にお答えをいたします。

まず、1点目の落ちついて学べる教育環境は確保できているかという御質問でございますけれども、本市の小中学校におけるいじめ、不登校などの学校現場における問題点はないかと、そのような点も御質問にあったと思いますけれども、中学校においては、一部、落ちつきがなくて、教育活動が思うようにできていない部分も見られます。確かに。

保護者の皆さんの協力や、特別、教育委員会がお願いをいたしまして、雇っております特別支援員の配置等を行う中で、かなり改善が見られております。

また、不登校につきましても、本市においては、県内でも不登校児童生徒数が多いという状況が続いております。

平成21年までには、年間30日以上、欠席する児童生徒数は、30名を超えておりました。このため、教育委員会といたしましては、不登校対策を大きな市の教育課題と位置づけまして、国や県の支援もいただく中、さまざまな事業を活用をいたしまして、問題解決のために、積極的に取り組みをまいりました。

具体的には、不登校や不登校傾向の見られる子供や保護者の相談を受ける相談員の小学校への配置をしております。それは、今現在、問題がある不登校生徒が多いところの学校に配置をしております。

また、学校だけでは解決が困難ないじめ、不登校などの問題を抱える児童生徒や保護者への支援として、学校、家庭、地域、必要に応じましては、児童相談所などの関係機関が連携をいたしまして、取り組みを進めてまいっております。

さらに、これらの事業は、より効果的に行うことができますように、教育研究所に、スクールソーシャルワーカーを配置をいたしました。スクールソーシャルワーカーがコーディネーターとなりまして、各関係機関を意欲的に、有機的につなぐような取り組みも行っております。

また、子供たちが学校生活や家庭生活において、精神的に不安定な状況になった場合には、専門的なカウンセリングを受けることができるように、各学校にカウンセラーを派遣をしておりますし、教育委員会におきましても、専門のカウンセラーによるカウンセリングを、月に2回実施をしております。

さらに、不登校児童生徒を、引きこもりの状況、状態のままにさせないために、学校には行けないけれども、学校に行けるようになるまでの準備段階の受け皿といたしまして、教育委員会に適応指導教室を設置をしております。不登校児童生徒の学校復帰へのサポートを実施をしております。

小学校から中学校に入学して、さまざまな状況が変わることによりまして、その中で対応につまずきを生じ、いわゆる中1ギャップと申しますけれども、そういう対策といたしまして、中学校に入学後の早い段階におきまして、集団宿泊等、また望ましい人間関係を身につけるために、仲間づくり活動、そのような取り組みを実施をしております。

市内の中学校区で、小学生の連携活動を実施をいたしまして、小中学校の連続性と系統性を目指した、効果のある教科指導や、生徒指導を推進をしております。

その中で、小中学校における共通な教材を活用をいたしまして、授業も実施をしております。

学力面につきましても、小学校から中学校の教育課程の変化に戸惑いを感じたり、授業の進め方に対応が難しくなったりする子供が出てき

ます。そのことが要因で、不登校傾向になるケースも、かなりあることですから、不登校を未然に防ぐために、中学校に不登校と、学習支援員を2名配置をして、教職員に協力をして、個別の学力保障の支援を行っております。

これらの取り組みによりまして、20年度は34名、それから21年度は31名おりました不登校児童生徒が、22年には18名となるなど、少しずつ成果があらわれております。

今現在、6月段階で調べた調査におきましては、5名確認をしております。これからふえないように、我々も努めていかななくてはならない、そんなふうに考えております。

まだまだ多くの不登校生徒が存在をしている現状でありますし、今後もさらに、取り組みを強化をしてみたいと考えております。

続きまして、2点目でありますけれども、学校を外から支える支援体制と、そのための人材育成についての御質問であります。

御指摘のように、子供たちには、家庭の問題であるとか、友人関係のこと、それから学業のことなどで、なかなかサポートは必要な事例が多くあります。そのため、保護者や教職員についても、専門的なアドバイスや支援が必要な状況が大きくなっております。

教職員の児童生徒への接し方についても、助言や支援、それから保護者の子供の接し方についても、助言や支援を行うために、先ほどお話をさせていただきましたけれども、専門的な臨床心理士の資格を有したスクールカウンセラーを配置をしたり、退職教員を配置することによりまして、さまざまな悩み事を、専門的な視点からサポートをいただいております。

本年度につきましても、小中学校13校中7校にスクールカウンセラーを配置をしております。それぞれの学校に、月1回程度のカウンセリングを実施をしております。

スクールカウンセラーの人材育成につきましては、市教委として、単独で研修等は実施はしておりません。民間の臨床心理士の資格を有した方に、御協力をいただいております。

保護者や地域の皆さんによる学校の支援につきましては、教育委員会といたしましても、その意義を十分認識をしております。今年度も校長会や学校訪問等を通じて、各学校に地域の教育力を活用した学校運営に取り組んでほしいとお願いをしております。

宿毛の教育ということで、地域や保護者の信頼を勝ち得て、すべての教育活動を推進してください。これが大きな宿毛の教育の柱でもあるということにしております。

この取り組みを制度的に行っているのが、宿毛小学校の学校運営協議会制度、コミュニティースクールであります。これは、学校だけで教育活動を行うのではなくて、学校長の学校経営方針を、協議会で審議をいたしまして決定するなど、地域、学校、保護者等が協力して、学校運営を行おうとするものであります。

その他の学校におきましても、地域の方々によりまして、一日先生なども実施をしており、今後も地域の皆様、御協力をいただいて、子供たちの教育の充実に向けて取り組みを進めてまいります。

3点目でありますけれども、学校教育における金銭金融教育についての御質問であります。

宿毛市では、平成19年度、平成20年度におきまして、大島小学校が高知県の金融広報委員会から金融教育研究校の委嘱を受けまして、米づくりの体験活動であったり、社会科見学を実施し、買い物ごっこなどの活動を通じて、おこづかい帳を作成するなどの学習を行い、働くことの大切さや、その労働によって得たお金を大切に作る心、そういうものを考えて、お金を使うということを学んでまいりました。

研究校でなくても、学習指導要領に基づいた学習の中で、小学校では道徳の教科におきまして、物や金銭を大切にすること。家庭科では、物や金銭の使い方を、自分の生活とのかかわりの中で考えること。社会科におきましては、社会科見学等を通じまして、さまざまな仕事が、自分たちの生活を支えているということ、実感をし、拝見をしまして、社会の仕組みや労働の大切さを学ぶことにしております。

それから、中学校では、技術家庭科におきまして、自分や家族の消費生活に関心を持ち、生活の仕方や消費のあり方を改善するなど、消費者として、自覚が持てるような教育を進めております。

また、消費者センターなどの相談機関や、クリーニングオフ制度など、消費者の権利についても学んでおります。

一方、社会科におきましては、身近な消費生活を中心とした経済活動や、金融などの取り組み、金融などの仕組みについても、学習しております。

そのことを受けまして、さらに高等学校におきましては、家庭科、公民の教科などにおきまして、より高度な金融教育と、多重債務等の消費者問題の学習へ、系統性を持った取り組みにつながっております。

このように、各教科の中で、子供たちに生きる力を育成をする取り組みの中に一貫として、金融教育を進めております。

子供たちには、金融に対する正しい認識を習得してもらい、家庭とともに協力をしながら、多重債務等のトラブルに巻き込まれることがないように、学習を進めることが大切なことだと考えております。

以上です。

訂正をいたします。

先ほど、私が発言の中で、「クリーニングオ

フ」と答弁したところ、「クリーニングオフ」、英語わかりませんので、申しわけありませんでした。ということでございますので、訂正をさせていただきます。

○副議長（野々下昌文君） 1番高倉真弓君。

○1番（高倉真弓君） 1番、高倉でございます。

丁寧な御答弁をいただきまして、ありがとうございます。

質問の多くが数字にてはあらわしにくいものばかりでしたが、ほぼ期待どおりというか、うれしい御返事をいただいたと思っております。

健康の質問をいたしましたのも、私自身が、昨年より車いすや松葉づえの体験をしたからでございます。

突然のことは避けられませんが、予防できる病気、自己責任において、ぜひ予防していただきたい。健診を受け、早期発見、早期治療。市長さんもおっしゃいましたように、健康と命は自分で守る、そのための手助けを市のほうにしっかりとお願いしたいと存じます。

市長さんの、広報で通知している、いろいろ周知していただいているというお話でしたが、今以上の、市長さんみずからの取り組みにも期待いたします。

地域福祉支援、また医療救護計画の件は、風水害が、一般的なことですね、主体のように伺いました。震災の前には、いつ大きな台風が来るやら、災害があるやらわかりません。伺いました、ただいまの内容に安心された方もいらっしゃるとは存じますが、今後は、今回の津波のようなことも考慮して、なお一層、対策を早急に立てていただきたいと存じます。

今回、避難勧告があり、大島の国民宿舎「椰子」の駐車場に避難された方の状況把握は、丸一日以上たった翌日の夕方であったと聞いております。何もなかったから遅かったのか、マニ

ュアルがなかったから遅かったのか、今後、御検討されるようお願いしたいと思います。

先ほども言いましたが、いろんなことがあって、じゃあ責任は全部、市長である僕がとるよって、市長さんのはっきりしたお考えを、職員に打ち出していただけましたら、職員は、一生懸命動けると思っていますので、その点もよろしくお願いいたします。

また、教育に関しまして、成長に応じて、子供たちを守ることは、大変なことではあります。未来は彼らの手の中にあります。立場、持ち場でお育ていただきたいと存じます。

個人情報のこともあり、お知らせいただく地域の皆様方に対して、確かな情報の提供、情報の管理、専門的な知識の研修には、時間と予算をかけられるように、ぜひとも、御検討いただきたいと存じます。

金銭教育に関しましても、今後もインターンシップとかやられておりましたよね。勤労を通じての、健全な価値観や、金融、経済の環境を学べる機会を提供していただきたいと存じます。

昨日の高知新聞にも載っておりました。貴金属による義援金詐欺のことがありましたが、幸い、今のところ、大事なことがなかったようには聞いております。額に汗をしている、金銭のとうとき、大切さを忘れないでいただきたいと思えます。

また、平成21年度、多重債務や経済、生活問題の理由により、みずから命を絶たれた方は8,000人を超えると伺っております。実に、交通事故の死者4,900人を大きく上回っております。

若者を対象にした、インターネットを利用した悪質商法も心配いたします。最悪の事態を招かないためにも、早い時期、こうした教育による防止は大切であろうと、よろしく御配慮、御検討いただき、今後も実行していただきたいと

存じます。

また、人事評価制度につきましては、ただいま試行中とのことを承りました。私自身、まだ勉強不足で申しわけないのですが、先ほどの手話だけのことだけを取り上げれば、手話は特別な言語と分野を分けずに、だれもが日常、使えることが望ましいことと存じます。

幡多圏内において、宿毛市のこの取り組みは、他の市町村からよい評価をいただいているとお伺いしております。

継続的に、このような機会、講習を設け、幡多圏内や高知県をリードする宿毛市の取り組みに育ててほしいと願っております。

他の市町村に参りまして、皆様方にお目にかかったとき、宿毛市さん、頑張っているねと言われたら、本当にうれしいです。まるで自分の手柄のような気がいたします。ぜひ、よろしくお願いいたします。

少し脱線いたしました。この人事評価制度の評定、査定については、機微情報も含め、大変難しいことであることを拝察いたしました。何より公正に、客観的に御判断されるよう、そしてやる気を育て、宿毛市の未来を育て、楽しい職場づくりにつながることを期待いたしまして、一般質問を終わります。

ありがとうございました。

○副議長（野々下昌文君） この際、10分間休憩いたします。

午後 2時59分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、山戸です。質問の機会をお与えいただきましたので、市長に御質問申し上げます。

福祉行政に関して、地域医療と医療機関の、とりわけ医師不足の問題に対する行政としての認識と、対策という観点から、4点お尋ねいたします。

前回、3月開催の定例会の場で、先輩議員から、幡多けんみん病院の医師不足に関する質問がなされました。その際の質問と、医師不足という点に関しては、共通する点が多々あるかとは思われますが、少し違った視点を交えて、御質問いたしたいと思います。

先般、高知新聞で、隣接市に存在する病院が、医師不足が原因で、ある診療科目が再度、休診のやむなきに至った旨の報道がなされました。

このことは、いわば氷山の一角であって、本市に存在する公営、民営のいずれを問わず、いわば、いつでも同様の事態が起りかねない、極めて憂慮される状態が続いていることは、既に御承知のとおりであります。

診察日が極めて限定されている、長期に及ぶ手術待ち、入院したくてもできない。さらには、高知、松山など、遠方の病院へ行かなくてはならない等々、市内のある病院に至っては、初診受付を拒否する、そういうような状況に立ち至っているなど、医師不足に起因する医療機関の支障によって、市民の不安、不満、さらにはおびえともいふべき感情と、交通費を初めとする負担はつりの、膨らむ一方であります。

そこで、御質問でございますが、本市の保健、介護、福祉の事業分野において、医療機関、医師との関係を抜きにしては語れないもの、あるいは、医療機関を含む法人との関係によって、成立している幾つかの事業について、お尋ねいたします。

第1点目として、宿毛市、四万十市、大月町、三原村の共同委託によって、これまで運営されている「地域活動支援センターかけはし」の利用状況並びに来年度以降の委託契約について、

お教え願います。

また、第2点目として、鶴来島については、3月の定例会で触れられておりますので割愛いたしますが、京法、還住藪と、楠山、出井の二つの地域を対象に、それぞれ、月1回の割合で実施されている無医地区巡回診療における担当医の、ここ数年間の変動と、現状についてお教え願います。

さらに、第3点目として、特別養護老人ホーム千寿園について。かつて2名の医師への委託契約がなされていた診療所の非常勤の医師の数と、診療科目が、現在どのようになっているのか。また、本市の行政改革大綱改革プランに従って、指定管理者制度の導入も含めて、検討を行うことを目的に、昨年6月に設立され、これまでに8回の開催がなされたとされる特別養護老人ホーム千寿園運営検討委員会の現状到達点についてもお尋ねし、医療機関との関連を、どのように検討されておられるのか、お伺いいたします。

以上、3種の事業に限らず、救急活動を筆頭に、地域医療の充実と確保のために、厳しい勤務状況の中で、それこそ昼夜を分かたず御尽力、御奮闘をいただいております各医療機関並びに医師を初めとする医療従事者の皆様方と、市行政としての水準を確保するため、あれこれの困難と向き合いながら、業務にいそしんでいらっしゃる担当課を初めとする市の職員並びに関係者の皆様方に、深く感謝申し上げます。

しかしながら、その一方で、公立、私立を問わない医療機関の医師不足の問題は、ただ単に、市民個人個人の日常生活レベルで寄せられる医療に対する不安や不満にとどまらず、市政において、推進しようとしている行政課題の遂行の面でも、大きな影を投げかけるものとなっはしないかと懸念せずにはられません。

そこで、問題は、医療機関、つまり公立の病

院は言うまでもなく、民間のそれを含めた医療機関に対する行政としての関与、ないしは働きかけが、どの程度可能なのか。行政は、市民全般の医療福祉の確保と向上のために、そして、さらには自己の業務遂行の円滑化と、その充実のために、医療機関の抱える問題、わけても医師不足の問題に、どこまでコミットできるのかということになってまいります。

既に3月議会で、計画実現に取り組んでいきたいと、御答弁いただいております。本年度より、10年間を計画期間とする宿毛市振興計画の基本計画、素案においては、医療について、1、医療体制の整備の促進。2、当番医などの情報提供の充実。3、救急医療体制の整備促進。4、へき地医療の確保、の四つの項目が掲げられています。

計画期間を、同じく本年度、平成23年度から平成27年度までの5カ年とする、高知県第11次へき地保健医療計画では、高知市周辺を除くほかの市町村において、地域医療の中核的な医療機能を担ってきた基幹病院は、中略しますが、診療機能の継続及び医師確保が極めて困難な状況になっており、いわば準へき地化ともいえる状況となっていると指摘するとともに、準へき地化しつつある地域の基幹病院、これは中核的などという意味では、公立に限定したものではないと思われますけれども、とにかく基幹病院の医師不足に関しては、小児科、産婦人科などの特定診療科だけでなく、内科、外科を初め、医師全般として、深刻な状況にあるとして、もはやへき地だけではなく、準へき地化している地域までも視野に取り組みを考えていく必要があると述べています。

つまり、宿毛市を含む幡多保健医療圏は、その準へき地化しているか、準へき地化しつつある地域に該当することとなります。

医療機関は存在する、施設もある、病床数も

確保されている。けれども、医師の不足によって、その機能が衰退し、ついには休診、最悪の場合には、病院閉鎖にまで落ち込みかねない。

現在の、幡多保健医療圏の姿は、離島振興法、山村振興法などの各種の法令によって、定義されるへき地とは別の意味で、地域全域が、医療のへき地になりかねない、そのような危険水域に入っているものとして、認識し直すとともに、より深い取り組みが、今後、ますます必要になってくることは、明らかです。

医師不足の問題は、もちろん一市町村レベルでどうにかなるような問題ではありません。それは大きな、構造的な問題であって、国、県、関係医療機関、各種医師会等々、日本の医療構造そのものにかかわる事項であることは確かです。

とはいえ、先日の県の計画においては、市町村は地域住民にとって、最も身近な主体であり、住民が安心して医療を受けることができるように、地域医療機関などと連携をして、医療スタッフの確保に努めるなど、市町村がみずから主体的に、地域医療を維持していくことも必要であるとの指摘がなされています。

同様に、平成20年4月1日から5年間とする第5期高知県保健医療計画においても、今後、へき地化が予想される地域における医療機関への支援のあり方についても、検討が必要となりますと、県関係団体、関係機関に合わせて、市町村の今後に向けた対応への指摘がなされています。

つまり、本市を含む幡多保健医療圏そのものの医療へき地化への対応として、医療機関への支援並びに医療スタッフの確保のための市町村の具体的な取り組みが求められているのであるといえましょう。

事態は既にそのような段階にあることを、市町村行政自体が一種の危機感とともに、受けと

めていく必要があることは、県の計画は言うまでもなく、市民レベルでの不安、不満、おびえとなって、既にあらわれ、日常化していることから明らかです。

高齢者、障害者、子供、低所得者など、移動手段である車の運転に支障を来すことの多い、いわゆる交通弱者の医療アクセスの問題は、特に高齢化の進む中での市街地から離れた周辺地域の交通手段の問題とともに、いずれまた、取り上げることになるかとも思いますが、今回、質問の第4点目として、宿毛市全域の準へき地、へき地化への行政としての認識とあわせて、特に民間医療法人を含めた各種医療機関における医師不足の問題に関して、市行政として、この問題解決に向けた取り組みと、今後の対応について、市長にお尋ねいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、山戸議員の一般質問にお答えをいたします。

今、山戸議員から、るる、医師不足問題ということで、お話をたくさん承りました。

我々の機関、本当に今までは、受診に行くほうの足の確保であるとか、そういったものを非常に気にしてたわけでございますが、ここに至っては、本当に医師不足と申しますか、専門のお医者さんがいなくなっているという状況、それから、突然病気になっても、そこは予約じゃないと入れない。病気は予約してからくるものじゃないと思います。そういったものが、本当に自然に、予約じゃないとだめだよと、医者がないというふうな、こんな状況が現出しているということは、認識しているわけでございます。

本当に医師不足問題については、真剣に取り組んで、これからいかなきゃいけない。

今までも、それぞれへき地医療だとかいうふうな形ではやってきておるわけでございますが、

ここに至って、非常に深刻な問題になってきております。

るるお話がありました中で、順次、お答えをさせていただきます。

まず、1点目の地域活動支援センターかけはしの利用状況でございますが、宿毛市地域活動支援センター事業は、山戸議員おっしゃいましたように、四万十市、大月町、三原村と共同で、医療法人祥星会聖ヶ丘病院の運営します地域活動支援センターかけはしへ委託をして、実施しております。

宿毛市幸町に本所を置きまして、また四万十市駅前町にサテライトを開所をしています。

昨年度は、1日平均10人前後の利用がございました。知的障害や精神障害のある方の日中における居場所として、利用させていただいておるわけでございます。

また、あわせて夜間の電話相談を含めまして、生活全般に関する相談支援を行っているということでございます。

しかしながら、この医療法人祥星会聖ヶ丘病院は、経営の安定化を、これでは図ることができないということで、今年度限りで本事業を打ち切る意向を示されています。

本市としましては、今後も事業の継続は必要だというふうに思われますので、これは、高知県を含めまして、関係機関と今後の対応策について、調整していかなければならないというふうなことを思っているところでございます。

次に、無医地区でございます。無医地区巡回診療の担当医の変動と現状についてでございます。

本市の無医地区における巡回診療は、へき地医療拠点病院であります幡多けんみん病院が、平成19年度から楠山、京法、鶴来島の3地区を、月に1回、実施してきたわけでございます。

しかしながら、20年度からは、鶴来島地区

につきましては、引き続き、幡多けんみん病院が実施していますが、楠山、京法地区については、本市が宿毛市医師会に委託をしまして、月1回の巡回診療を行っています。

宿毛市医師会との委託契約によりまして、医師会より医師が推薦されまして、平成20及び21年度につきましては、楠山地区は医療法人祥星会聖ヶ丘病院。京法地区につきましては、清谷医院が担当をさせていただいております。

それから、平成22及び23年度は、両地区とも清谷医院さんに担当をさせていただいて、巡回診療を実施している状況でございます。

次に、特別養護老人ホーム千寿園の非常勤医師の状況と、特別養護老人ホーム千寿園運営検討委員会の医療に関する、現状ではどういうことだということでございます。

まず、千寿園の非常勤医師でございますが、平成12年度から、協力病院でございます医療法人長生会大井田病院の大井田二郎医師と診療委託契約を締結しまして、毎週火曜日の午後、往診を行っていただいております。

また、平成22年9月までは、医療法人祥星会聖ヶ丘病院の精神科の医師が、月1回、往診を行っていただいていたのですが、病院経営の都合によりまして、往診がなくなりました。現在は、医療法人祥星会聖ヶ丘病院へ、月1回、外来受診をしている状況でございます。

次に、特別養護老人ホーム千寿園運営検討委員会でございます。これは、先ほど、山戸議員からも紹介がございました。この運営検討委員会は、行革の一環としまして、内部的に設置をしているものでございます。

少しだけ、ここを説明させていただいてよろしいでしょうか。

この運営検討委員会でございますが、設置の目的だけお話をさせていただきますと、平成12年に介護保険制度が始まりまして、施設の入

所が、措置制度から契約制度へ変わったことに伴いまして、宿毛市内にも多くの老人介護施設が建てられるようになりました。

老人介護に対する考え方も大きく変わってきてまして、また、特別養護老人ホームの運営にも、経営という視点が組み込まれるようになりましたので、より充実した介護サービス体制が求められるようになってきている。このような状況の中で、千寿園を運営していく上での課題が非常に多くなってきておりました。

そういったことから、今後、どのような方針で、施設運営を行うべきか、指定管理者制度の導入も視野に入れた検討を行うというふうな設置目的で設置をして、過去に委員会の討議がなされております。

そういった状況で、ここの医療機関に関する質問だというふうに承りました。

御存じのとおり、千寿園は、医療機関を持たない、単独の指定介護老人福祉施設です。入所者の約9割を、要介護度3以上の方が占めておりまして、平均年齢も87.3歳でございます。非常に高い年齢構成になっております。

ほとんどの入所者が、何らかの基礎疾患を持っておりまして、最近、特に吸たんばルーン留置、それから経管栄養、これは経鼻・胃ろうでございますが、などの医療的ケア、いわゆる医療行為が必要な入所者がふえております。

また、日々の病院受診件数とか、入院する入所者も増加傾向にございます。このような現状を踏まえまして、運営検討委員会における意見の集約でございますが、市単独で医師、医療機関の確保は、現状では困難でございます。今後も引き続き、協力病院、現在は、先ほど申しましたように、大井田病院さんと契約をしております。それから、非常勤医師の確保に努めるが、医療機関を持たない単独施設としての運営には、限界が来ているのではなからうかというふうな

報告をいただいているところでございます。

状況が、そういうところでございます。

それから、次に、医師不足の問題に関する市行政の認識と取り組みというふうに承りました。

平成23年第1回定例会で、浦尻議員からの質問にもございました。本市の医師不足につきましては、幡多けんみん病院のみならず、民間の医療機関におきましても、深刻な問題になっています。

御指摘のように、近年、高知県の都市部と中山間地域では、医療供給体制に大きな格差が生じております。まして、本市を含む幡多保健医療圏全体が、準へき地化傾向にあることも、十分理解しておるわけでございます。

そうした傾向に対して、市民の皆様が、大きな不安を抱いているということも承知しております。

本市でも、これまで、こうした状況を憂慮しているわけでございまして、幡多地域の首長とも連携する中で、県や県議会に対して、医師確保の要望書を提出するなどの取り組みも行っておりまいます。

今月9日には、高知県議会文化厚生委員会の皆様がお見えになりましたので、そのときに、幡多けんみん病院の医師確保についての要望書も提出しております。

また、高知県の市長会の中でも、同じ市長同士として、この医師不足の件につきまして、国への要望書の提出もしてございまして、四国市長会、そして全国への要望という形をとっております。

平成22年4月には、こうした高知県の深刻な医師不足を解消するために、昨年ですが、県、大学、県医師会、医療関係者などからなる医師のキャリア形成の推進組織でございますが、これは一般社団法人高知医療再生機構が発足しました。

ここで、若手医師とか医学生が、県内に定着する環境づくりに向けまして、資格取得であるとか、技能向上のキャリアアップを支援する補助事業に取り組んでいるところでございます。

先日は、当再生機構が、国からの補助を受けまして、取り組んでいます。幡多地域における地域ICT利活用による医療連携ネットワーク構築事業をするので、本市へも推薦依頼がございました。

医師の定住を支援する医療環境の整備を具体化するものでございますので、本市としても、推薦を行っています。

また、民間医療機関との関係におきましても、宿毛市地域活動支援センター事業並びに無医地区診療事業の委託とか、千寿園の嘱託医の問題など、我々で解決しなきゃならない課題も非常に多うございます。そうしたことへも、積極的に取り組んでいかなきゃいけないというふうに考えております。

いずれにしましても、医師不足の問題は、先ほど山戸議員もおっしゃられたように、一市町村レベルで解決できるものでは、非常にございません。困難な問題でございます。

県、それから医師会、市町村による三位一体の取り組みが、必要不可欠であるというふうに思います。

幸い、宿毛市におきましては、沖の島のへき地診療所の医師確保におけます、高知県へき地医療協議会での取り組みを経験をしておるわけでございますので、そうした経験も一定、生かしながら、行政の責務として、市民が安心して医療を受けることのできる医療提供体制づくり、こういうものに向けて、いろんな機会をとらえて、医師不足の解消に全力で取り組んでまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、再質問があります。

民間医療法人等の経営上の問題となると、たとえそれが委託契約の相手であったとしても、市行政として関与できない点がある、このことは確かです。

そして、市の担当部局が、その業務遂行の上で御苦勞をなさっておられることも、ただいまの答弁からは伝わってくるような気がします。

その中で、特に千寿園に関しては、そうならざるを得ない事情があつてのことなのでしょうが、診療所の委託契約が、機関としてではなく、あくまで先生、医師個人としてなされている。医療機関を自前のものとして持たない、先ほど、市長もおっしゃられましたけれども、その上にバックアップしてもらえる機関としての医療システムを、直接的に有していない。公立の特別養護老人ホームとしての限界が、日常的なスタッフの御苦勞や入居者の不便さという点で、大きな影を落としているのではないかと思われてなりません。

さらに、事業の運営という観念から脱皮して、民間との、いわば競合、競争に生き残り、利潤を生み出していく事業経営へと、なかなか千寿園事業が転換しきれない中で、指定管理者の導入も、そう簡単には進みそうにはない。

市行政としての、千寿園運営事業の一種の閉塞状況とも言うべき現状が、うかがわれるような気がいたしました。

しかし、その裏には、常に慢性的な幡多保健医療圏の、この官民を問わない医療機関に医師不足の問題があるように思われてなりません。

医師不足の問題は、市民の個人個人の生活に加えて、地域の福祉政策を推進する行政の施策の上にも、大きな影響を及ぼすものであることを、十分御認識いただいているとすれば、では、あとはどう具体的な行動を起こすかだろうと思

います。

先ほど、請願とかいろいろ要望書を提出とか、現時点で行われることとして、いろいろやられておることはお聞きいたしましたけれども、例えば、兵庫県丹波市では、市内の公的医療機関のうち、救急指定病院に勤務していただく医師を対象に、年間100万円の研究資金を貸与し、3年間の貸与期間、つまり300万円になりますが、継続的に勤務し終えた場合には、その返還を免除するほか、産科医院、これはもちろん民間の医療機関となりますが、その産科医院の開設補助制度を設けるなど、市町村として積極的な医師確保のための施策を講じていることが、同市のホームページによって伝えられています。

また、島根県益田市では、医師の研究資金の貸与対象を、医療法人の経営する病院に勤務する医師にまで拡大しています。

そのほか、長野県上田市、茨城県北茨城市等々、かなりの数の市町村が、県レベルでの貸与制度とは別に、市独自の制度として、医師研修資金貸与制度による医師確保の試みをスタートしているとされています。

医師を丸抱えするだけの資金が、先ほど、市長がお答えになられました中で、へき地診療所の話がありましたけれども、へき地診療所のような例は別として、市町村にあらうはずはありません。

しかしながら、医療機関の設定する医師の給与に上乘せする形で、研修、研究資金、そういう形の方策なら、やり方次第では可能なのではないのでしょうか。

3月の定例会での先輩議員による、けんみん病院の医師の確保のために、資金を積んではいかかという質問に、市長は、そこら辺の検討は一切、まだしておりませんから、それについては、また事務局とも事務的な話もしてみたいとお答えになっています。

また、続けて、けんみん病院でございますから、県のほうとの調整も必要かなというふうなことを思います、とお答えになっています。

県には、高知県へき地医療協議会や、高知医療再生機構など、医師確保のために、さまざまな方策を講じている機関が存在することは、先ほどの御答弁のとおりですが、どうか、その調整や、事務局との話の中に、先述いたしました各種の例に見られるような、宿毛市独自の、あるいは、幡多保健医療圏合同での医師不足対策についても、もちろん、各種の例とは異なった、もっと多様なやり方でも結構ですし、それなりの市レベルでの工夫があって当然のことであろうと思うのですけれども、一つの課題としてお加え願えないものか、追加でお尋ね申し上げます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、山戸議員の再質問にお答えをいたします。

お答えをいたしますが、お答えになるかどうか、ちょっと不安定なところもございます。

いろいろ、各市の取り組みをお聞かせいただきました。知らないわけではないんですが、今の財政状況、非常に厳しいところがございまして、そこまで踏み出せていないというのが、実のところでございます。

しかしながら、医師確保を初めとします医療格差是正の問題は、これは市民の命を守る、重要な課題でございます。そういったことを思えば、その重要課題として、最重要課題として、今後も検討していかなきゃいけないかなというふうなことは思っておりますし、昨年、先ほど申し上げました医療再生機構、これは我々も、ずっとかんでおりますので、そういったところとの連携も必要かなというふうなことも思っております。

知恵を絞りながら、少し、最重要課題として

取り組んでまいりたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、今後、宿毛市としても、福祉、保健、介護、医療に関する行政施策等、高齢者、障害者を筆頭に、すべての市民の生活に直結する医療の水準を、質・量ともに低下させることなく、準へき地からの脱却に向け、御尽力をいただくとともに、高知県第11次へき地医療計画等でも指摘されている、市町村としての主体的な取り組みの構築を、先行事例も御参照いただきながら、御推進くださいますようお願いして、私の一般質問を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 3時48分 延会

平成23年
第2回宿毛市議会定例会会議録第3号

1 議事日程

第9日（平成23年6月21日 火曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 野口節子君
税務課長 沢田清隆君
会計管理者兼
会計課長 小島秀夫君

保健介護課長	村 中 純 君
環 境 課 長	松 岡 博 之 君
人権推進課長	岩 田 明 仁 君
産業振興課長	三 本 義 男 君
商工観光課長	河 原 敏 郎 君
建 設 課 長	岡 崎 匡 介 君
福祉事務所長	滝 本 節 君
水 道 課 長	岩 本 克 記 君
教育委員長	松 田 典 夫 君
教 育 長	岡 松 泰 君
教育次長兼 学校教育課長	出 口 君 男 君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金 増 信 幸 君
学 校 給 食 センター所長	乾 均 君
千 寿 園 長	杉 本 裕 二 郎 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長	児 島 厚 臣 君
選挙管理委員 会 事 務 局 長	島 内 千 尋 君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時00分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「一般質問」を行います。

順次発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 皆さん、おはようございます。8番議員の浅木です。ただいまから一般質問を行います。

質問に入る前に、このたびの東日本大震災で被害に遭われた皆様に、心よりお見舞いを申し上げます。

日本共産党は、災害発生直後から、救援募金や被災地へのボランティア派遣など、被災者の皆様の心に寄り添い、支援に取り組んできたところであります。皆様からお寄せいただきました救援募金は、全国で6億6,000万になり、それぞれ被災された方にお届けいたしました。

災害発生から、早くも100日が過ぎましたが、被災者の皆様が一日も早く、本来の暮らしに戻れるよう、引き続いて、できる限りの支援をしてみたいと思います。

これより、質問通告に従い、質問を進めます。

災害関係では、昨日の質問と若干重複する部分があるかとは思いますが、執行部の皆さんには、その点、よろしくお願いたします。

まず、1番目に、地震と津波の災害対策について、市長にお尋ねします。

3月11日に、東北地方を中心に発生した強い地震は、マグニチュード9.0の海溝型地震と発表されました。

大地震による破壊に加え、押し寄せた大津波によって、海岸線の都市やまちでは、住宅や仕事場など、すべての生活基盤が奪われました。そして、多くの人命が犠牲になり、現在、死者1万5,467人、行方不明者7,482人に

のぼっております。加えて、東京電力の福島第一原子力発電所の事故を誘発し、周辺の方々は、避難生活を余儀なくされ、帰郷のめども立たず、悲惨な状態になっております。

日本共産党は、ずさんな原発管理をしてきた東京電力と政府に、早期に被災者の全面的救済と、原発廃止に向けた政策の大転換を求めるものであります。

このたびの地震によって、私たちは、大地震の恐怖を目の当たりにしたわけであります。今後、30年以内に60%と予想される南海地震について、東日本大震災を教訓に、さらなる対策の強化をする必要があります。

現在の人間の力では、地震そのものは防ぐことはできませんが、事前の対策によって、被害を減少させることはできるわけであります。宿毛市においても、地震や津波の対策を進めてきたところでありますが、その見直しも含めて、次のことを質問します。

まず、1番目に、避難指示等の緊急通報についてであります。

地震と津波の対策で最も重要なのは、地震の揺れから身を守り、その後に来る津波から避難することであります。市職員を初め、公的職務にある者には、市の対策本部から、地震発生による緊急避難指示を知らせ、情報を知った公職者は、可能な限り、周辺の人々にも避難を呼びかけることが大切かと思われまます。

昨日の議論で、携帯電話への一斉メールを、現在、103件発信できるようになっていると聞きましたが、これをもっと大きく拡大できないか、お尋ねします。

東日本大震災でも、防災無線と行政が発する避難指示が聞こえず、逃げおくれたとの情報があります。また、宿毛市においても、津波情報や避難指示の防災無線が聞こえなかったという地域があります。

市内全域の市民へ、緊急通報ができる体制と、設備が整っているか。また、設備の日常的チェック体制はどうなっているか、お尋ねします。

2番目に、避難場所の再検討についてであります。

東日本大震災では、指定された避難場所へ避難するも、そこへ津波が押し寄せ、多数の犠牲者が出たところが何カ所かあります。宿毛市においても、各地域の一時避難場所は、最も安全なところが指定されているか、お尋ねします。

宿毛市でも、津波による避難指示で、一時避難所の高台へ避難したら、余りの寒さに耐えかねたと聞きます。

昨日、トイレの話はありましたが、指定の一時避難場所に、寒さや風雨から避難者を守る簡易施設ができないか、お尋ねします。

県は、高知県南海地震対策行動計画で、14年度までに県内すべての津波避難困難地域に、市町村が避難ビルを確保する目標を掲げています。宿毛市においても、高台のない地域等では、高層ビル所有者と、緊急避難者受け入れの調整ができていないか、お尋ねします。

3番目に、避難路の整備についてであります。

津波の避難は、最寄の高台等、指定された一時避難所へ避難しますが、避難所への道は、地域内の人が一斉に避難できるよう、幾分か整備されているか。また、車いすの障害者等が、自力で避難できる道の整備など、災害弱者対策ができていないか。

4番目に、宿毛消防署の移転予定地についてであります。

現在、造成中の移転予定地について、多くの市民から、南海地震では津波によって被害を受けるのではないかと、心配の声が聞かれます。建設地の変更も含め、災害の心配のない新消防署建設について、検討する考えはないか、お尋ねいたします。

通告の大きな2番目で、原子力発電所の事故に伴う放射能汚染から市民を守る対策について、市長にお尋ねします。

3月11日の東日本大震災によって、福島第一原発が大きく損傷し、東日本全域に放射能汚染が広がっています。原発の立地自治体のみならず、周辺自治体の住民までが、避難生活を余儀なくされるなど、深刻な事態を引き起こしています。

また、原子力発電所が炉心溶融を含む大事故を起こしたことで、世界じゅうに大きな衝撃を与え、各国の原発政策にも、少なからぬ影響を与えつつあります。

この事故は、地震によって、原子炉は自動停止したものの、送電線の鉄塔が倒れたり、原発内のブレーカーやケーブルの損傷によって、外部電源を失うとともに、直後に襲った津波によって、内部電源も失ってしまいました。

こうして冷却水を送れなくなったことによって、炉心溶融が始まり、原発の暴走となったわけであります。

この事故に対して、東電も日本政府も、「想定外の事故」を繰り返していますが、それは責任逃れの弁であって、想定された事態に対し、必要な対策をしなかったために起こった事故で、人災であり、また政治災害でもあります。

日本共産党は、これまでたびたび、今回のような事故が起こることを国会等で指摘し、また、地元党組織としても対策を求めてきたところでもあります。

これは、日本の原発では、大きな事故は起こらないとする原発安全神話にひたって、安全対策の必要性を感じていなかったことによるものであります。

また、こうした危険な原発の事故を防ぐために、1988年に「原子力の安全に関する条約」ができ、日本も1994年に批准していま

す。

しかし、この条約に定められた原子力の推進機関と規制機関を分離するという規定に反し、原子力安全院を推進機関である経済産業省の中に置いています。

また、原子力安全委員会もほとんど権限がなく、規制の機能はありません。このように、本当の規制機関がないことが、今回の事故の一因とも言えます。

こうした原発の諸問題の中で、市長に次のことをお尋ねします。

1番目に、福島原発の事故発生と、被害等について、どのように考えているか、市長の所見をお聞かせ願いたい。

2番目に、宿毛市から直線で約50キロと、最も近いところにある伊方原発は、日本最大の活断層である中央構造線の近くにあり、かつ30年前後となり、老朽化が進んでいます。大地震が発生すれば、今回の福島原発と同様の事態になると言われています。事故発生で、四国西南地域が放射能汚染される前に、危険な伊方原発の停止と、廃炉を求める考えはないか。

3番目に、石油やウランなど、環境を汚染する有限資源に頼る発電は縮小し、再生可能な自然エネルギーへの切りかえが重要になっています。宿毛市としても、小筑紫小学校への太陽光発電導入など、公共建築物では、自然エネルギーの活用を始めています。

さらに、梶原町のように、行政が財政支援して、民間でも太陽光発電など、自然エネルギーの活用は進むようにすべきではないか、お尋ねします。

通告の大きな3番目に入ります。

学校における地震と津波の対策について、教育長にお尋ねします。

このたびの東日本大震災では、小学校から高校生まで、子供の犠牲者も多く、4月27日現

在で378名が死亡し、158名が行方不明になっています。

また、教師も30名が震災の犠牲になっています。朝、元気に送り出した子供が、夕方、ただいまと帰ってくるのは家庭の常であり、喜びであります。

子供を失った親御さんの心を思うと、私も質問しづらいものでありますが、もし南海地震が発生した場合に、宿毛市の子供の命を失うことがないことを願って、対策を求めるものであります。

東日本大震災における学校被害では、立地条件にもよりますが、学校現場の対応によって、人命の守られ方に大きな違いがあったようです。

例えば、宮城県石巻市立大川小学校では、在籍児童108人のうち、4名は助かりましたが、68名が死亡し、6名が行方不明になっています。また、地震直後に迎えに来た親と帰った30名は、無事だったようです。

また、当日、学校にいた11名の職員も、一人が助かっただけでした。そんなにも犠牲者が多くなった原因の一つに、教員に大津波警報が届いていなかったため、避難の開始がおくれたようであります。

教員に緊急避難情報を届ける対策の大切さが思われます。

一方、岩手県大船渡市立越喜来小学校では、校舎2階から、校舎よりも5メートル高い県道へ出る橋のような非常通路をつくっていたので、71名の児童全員が無事に避難できています。

議員提案に基づき、市が400万かけて工事をしていました。この非常通路ができたため、これまでの半分の時間で避難ができたということでもあります。

こうした事例を参考にして、宿毛市においても、子供と職員の命を守ることを最重点に、次

の対策を求めます。

1 番目に、学校施設の耐震対策をどう進めるか。

文部科学省は、公立小中学校の施設整備の基本方針を改正し、2015年度までに全学校の耐震化を完了させることを目標に、明記しました。

宿毛市の場合には、学校再編との絡みがありますが、文部省の方針どおり、2015年までに全校を耐震性のある学校にするために、どうするかをお聞きします。

2 番目に、これから学校施設を新築する場合には、人命を守ることを最優先し、津波等の災害のおそれのないところを選定すべきではないか。

家庭の宝であり、地域の宝、日本の宝といわれる子供たちが集まる学校は、最も安全な場所であってしかるべきであります。子供が逃げるのではなく、大人が子供のいる学校へ避難してくる。学校は、そういうところへ建設するべきではないでしょうか。

3 番目に、津波の避難場所は、可能な限り、高台を指定し、大津波に襲われたならば、さらに高いところへ逃げられるようにするべきではないか。

4 番目に、避難場所の高台等が近い場合は、校舎からの避難橋を設置し、避難しやすくするべきではないか。

5 番目に、現地実態に沿った防災教育と、防災訓練を繰り返し、非常時には、子供がてんで、いち早く避難できるようにするべきではないか。

6 番目に、原発安全神話の副読本についてであります。

このたびの大震災では、原発事故を併発し、大変な事態になってますが、これは危険性を指摘されながらも、必要な安全対策をしなかった

ために発生したものであります。

ところが、原発は絶対に安全という安全神話を、文部科学省と経済産業省の資源エネルギー庁が発行し、学校現場で副読本として使用させています。

小学生が「わくわく原子ランド」、中学生が「チャレンジ!原子ワールド」であります。間違った安全神話の教育を受けた子供は、原発に無警戒になり、原発事故等に遭遇しても、必要な防護策がとれない大人になってしまうおそれがあります。

宿毛市教育委員会は、この原発神話の副読本をどう扱ってきたか。また、今後、どうするつもりか、お尋ねします。

最後の大きな4番目ですが、学校再編について、教育長にお尋ねします。

学校再編と統廃合については、これまでも議会内外で議論を積み重ねてきたところでもあります。

日本共産党は、学校は地域文化を支えるかなめであり、子供は地域の宝として、地域の人々の力添えを得て、人間として成長していくものであるという立場から、地域や保護者等の求めない学校統廃合には反対してきたところあります。

今、宿毛小学校と宿毛中学校の建設位置をめぐって、大きな議論が起こされています。特に小学校については、老朽化が激しく、早期新築は、保護者を初め、関係者の焦眉の急務であります。

しかし、建設位置について、関係者の合意を得ないうちに、先行して予算を組むなど、問題が多くあり、3月議会では、関係予算が否決となりました。特に、宿毛中学校の建設場所を現地にするか、松田川小学校跡へ新築するかについては、賛否が大きく分かれています。

日本共産党としては、南海大地震発生の確率

が高くなっている今日では、学校は地震や津波の心配のない、安全なところへ建てるべきだと求めてきたところでもあります。

小筑紫小学校は、津波高が5メートルのところへ新築してしまいましたが、東日本大震災によって、多くの子供の命を失ったあの惨状を見れば、建設地をもっと慎重に決定するべきではなかったかとの、市民の声も多く聞かれます。

耐震対策もできないほど老朽化が進行している学校ゆえ、できるだけ早く建て直すことを前提に、教育長に次のことをお尋ねします。

まず、1番目に、宿毛小学校と中学校の建設位置、建設内容について、昨日、年内に合意の発言がありましたが、あと半年で、強行はせず、合意を図っていく道筋が見えません。今後、どのようにして、関係者の合意を図っていくのか、お尋ねします。

2番目に、今、教育委員会や市民団体から出されている案に対する意見や要望を、市民レベルで議論する市民討論会を実施してはどうか。

3番目に、市民の要望を反映させながら、まとめていくためには、各方面から公平に人選し、一定規模の学校建設検討委員会を設置して、十分な議論を尽くし、最終的には、関係者が譲り合って一致点を見出す。こうした民主的な方法で、結論を得るべきではないか、お聞きいたします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。浅木議員の一般質問にお答えをいたします。

昨日もいろいろ、るるその災害対策についての御質問もありまして、その御質問に対して、答えをしたところでございます。

浅木議員もおっしゃったように、重なる質問もありましたので、重なる答弁になろうかと思

いますが、御容赦を願いたいと思います。

まず、一つ一つ答えてまいりたいと思いますが、まず、現在、災害時における職員等への情報伝達手段でございますけれども、災害発生時の災害発生状況に応じた参集体制に対しまして、職員みずから参集をする体制をとっております。

情報伝達には、基本的には電話連絡により行いますが、3月11日のあの大津波警報時には、市の行事を配信をしておりますメルマガ配信によりまして、登録者には情報配信をいたしました。

また、市のホームページでも、随時、更新を行いまして、情報発信を行い、また、御提案いただいた携帯メールの活用も、これからふやしていかなきゃいけない。そんな必要に応じて、検討していかなきゃいけないなというふうなことを感じております。

また、先ほど申しました電話連絡というものが、緊急災害、地震が起きましたら、電話も電気も通じないというふうな事態も発生がされます。また、携帯そのものも、途切れる場合もございます。いろいろな状況がございますから、そこで臨機応変にしていかなきゃいけない、そういった通信手段が全然なくなったということも、やっぱり想定して、職員みずから、いろいろな行動を起こしてもらうようなマニュアルにしていかなきゃいけないというふうなことも、思っておるところでございます。

それから、市民への緊急通報体制でございます。御存じのとおり、有線、無線、広報車等によりまして、市民の皆様には周知してまいりますが、場所によっては、サイレン音とか、警報音は聞こえますが、何をしゃべっているのか聞こえないというふうな指摘も受けております。

しかしながら、警報音すら、全く聞こえなかったというのは、地区からも話は聞いておりません。警報音すら聞こえなかったというのは、

初めて聞きますので、地区長に確認をしまして、各地区長に確認をしまして、対応を検討してまいりたいというふうなことを思っております。

次に、緊急避難場所でございます。現在、想定されている津波に対しまして、各地域の皆様の見解を聞きまして、指定をしているわけでございますが、御存じのとおり、先の東日本大震災を受けまして、これはもう、本当の想定外でございますので、想定外を想定をしなきゃいけないかなというところで、きのうも申しました、現在、沿岸地域を中心に、懇談会、座談会を行いまして、各地区長さんであるとか、PTAの方、そして自主防災組織の方、消防団の方々に集まっていただきまして、意見を聞いて、それを参考にしなきゃいけないと、そういうことでやっているところでございます。

さらに、今後、国の新たなシミュレーション結果によりましては、大幅な見直しを、これは根本的に、多分、行わなければならないというふうに考えているところでございます。

また、市内にあります避難場所、約210カ所すべてに、お話のございましたようなプレハブ等、いろんな設備、整備をするということは、なかなか多くの課題があるかというふうに思います。

土地所有者の協力であるとか、施設の管理方法であるとか、ふだんのですね。そういったような課題が、たくさんあると思いますので、それがすべて実現できるとはいうふうに、今は考えておりませんが、津波がおさまるまで、長時間となる場合もございます。多分に。

あくまでも、一時避難場所でありまして、とにかく命を守る。きのうもトイレの話も出てました。そういった最低限のものを、設備はすべきかなと思いつつながら、先ほどの課題がたくさんあるということ、御承知願いたいというふうに思います。

あくまでも、とにかく命を守る場所として、一時避難場所は避難する場所だというふうに思っているところでございます。

それから、高台等のない地域の、ビル等の管理者との協定ですけど、これは現在、津波ハザードマップに記載されております一時避難場所としている場所については、その管理者からの承諾をいただいておりますので、そこには避難できるというところです。

先ほど申しましたように、今の津波ハザードマップは、東日本大震災を予想したものでございませぬので、津波の高さも、まだまだ低いという想定でございます。

そのほかにも、一時避難場所と、避難施設として、使用できる場所がありましたら、これからの協力をお願いしていきたいというふうに考えています。

次に、避難道についてでございます。まず、複数ルートが確保されているかということでございますけれども、場所や状況によりまして、個々に事情が変わってきますので、個々に応じた対応が必要であろうかというふうに思います。

現在、避難路の整備も含めて、各地区から要望があがっているところもございます。可能な限り、これには対応していきたいと思つたし、複数の道の要望もございませぬ。先ほど申しました地区との座談会におきましても、いろんな要望が出てきている状況でございますので、できるだけこの要望にはこたえていきたいというふうに思います。

それから、生活弱者、車いすなどへの避難道対策でございます。避難する場所によりましては、道が急勾配、山のほうですから、急に勾配があります。そこで、そのような場所すべてに、車いすで登れるかという、なかなか困難なことではないかというふうに考えておきまして、先の東日本大震災におきましても、車で避難し

て助かった方もおります。原則、車はやめてと
いうことでございますけれども、こういった
方々には、車での避難も検討をしていかなきゃ
いけないかなというふうなことも考えていると
ころでございます。

それから、消防庁舎の改築事業についてです。

現在の消防庁舎は、昭和44年に建築された
建物でございます。40年以上、経過してお
ります。これの老朽化が進みまして、中に入っ
ていただいたらわかるんですが、これは消防署
員の一つの生活の場でもございます。

そういったところの生活の場として、非常に
耐えられない、不適格なものになってきており
まして、それから、耐震性にも非常に問題がご
ざいます。

さらに、現在、作成していますハザードマッ
プにおきましては、南海地震における津波、浸
水予測地域内でございます。そうしたところか
ら、消防署員等の、この消防関係の方々に、宿
毛市内での適地を、皆さんで探していただきま
した。

そうした結果で、宿毛市和田のパルス宿毛東
側に、緊急対応や危機管理の役割を担う、新た
な消防庁舎の建設を進めているというところで
ございます。

まず、建設場所として、現地を選定した理由
を申し上げます。

既にこれは、議会のほうには説明したはずで
ございますが、一つは、市街地に近くて、本市
の中央付近に位置する場所で、一定の敷地面積
が確保できると。

現在、1,635平米なんです。この土地
は、新たには3,356と、倍少しの土地を確
保できております。

それから、本市の中央付近に位置することに
加えまして、国道に隣接しております。それ
で、ただいま緊急出動、救急車が2台ございま

すが、これの出動回数が、年間で1,200回
ほどございます。非常に、宿毛市は救急車の出
動が多いものでございますから、きのう出まし
た医師不足のけんみん病院の中でも、救急医療
は、非常にお医者さんの労力負担にもなってい
るところもでございます。

別の話になりまして、ごめんなさい。

緊急出動であるとか、職員とか、消防団員の
参集に、非常に有利であるということござい
ます。

また、今現在、計画で、今、工事をやってお
ります、延伸する中村からの高規格道路の入り
口からも近いというふうなこともございます。

それから、この土地でございますが、宿毛市
の所有地でございます。用地取得費が抑制で
きるというところ。それから、現在、作成して
いますハザードマップでは、津波浸水予測地域
外であるということでございます。

3・11がございまして、それが来た場合に
は、浸水するのではないかとというふうなことも、
言われている方もございます。それを、3・1
1が来る前に、ここを決めていたというふうな
ところもございまして、ここを一定、かさ上げ
するなり、そういった対策も講じなきゃいけな
い。3・11の教訓については、生かしていかな
きゃいけないというふうなことを、今後、思
っております。

消防署の意向でございますが、日常における
緊急出動と、職員参集を優先する中で、訓練ス
ペースなどの一定の広さがとれるという場所と
して、適地と考えているということございま
して、建設位置を、現在、変更することは考え
ていません。

それから、現在の老朽化した宿毛消防署の状
況から、少しでも早く、新たな防災拠点となる
消防庁舎を建設することが、より消防力を発揮、
強く発揮できる。それから、地域の安全を守る

ことにつながるということに考えておりました。来年度中には、完成を目指しておりました。現在、実施設計をしている最中でございます。

近く、かさ上げ等の造成工事にも着手をさせていただいて、今年度中に建築工事に着手したいというふうに考えているところでございます。

それから、附則的に申し上げますと、あそこ、パルス東側のほうから出るところに、橋が直線であります。きのうも山上議員からの、橋の関係の御質問がありました。

この3・11の津波対策、それから大きな地震に対する橋の補強につきましても、この橋につきましても、22年度に補強の、そして拡張した工事を、実施いたしまして、完成をしているところでございます。

次に、原子力発電所の事故に対する件でございますが、福島原発をどう考えるかということですけど、これについては、私自身も、原子力事故を起こして、放射能が人間を滅ぼすものだというふうな感じを持ってまして、非常に遺憾なことだというふうには感じております。

今回の原子力事故によりまして、原子力緊急事態宣言が発せられまして、警戒区域であるとか、計画的避難区域であるとか、緊急時の避難準備区域が設定されておりますが、こうした区域の住民の方々は、県外とか、まちをあげての避難を余儀なくされております。

平穏な日常生活を送っていた方々が、職業も奪われまして、ふるさとに、帰るところがないふるさとになってしまったというふうなことでございまして、帰る日がいつになるかもわからないというふうな状況でございます。

それから、日常生活面のみならず、精神面においても、その不安と混乱が、今、頂点に達しているのではなかろうかというふうなことを思っていて、心が痛んでいるところでございます。

今回の事故の早期収束と、安全な、完全な賠償をやってほしいと。それから、原子力発電所等の安全対策とかは、国の責任と、財政負担によって、万全の措置を講じるように、国が包括的、かつ最終的な責任を負うべきだというふうに考えております。

また、きのうも申し上げましたが、全国市長会としても、原子力発電所等の安全確保及び防災対策の強化ということで、お願いもしているところでございます。

次に、現時点で、伊方原発の停止をなさいたいというふうなこともございました。ただ、きのう申し上げましたように、電力の安定供給とか、市民生活へのさまざまな影響というものが、非常に大きいんじゃないだろうか。測定値ということではですね。そういうふうなことが、心配をされます。

先ほど申しましたように、原子力発電、国がその安全性を全面的に保障しまして、国策として、推進してきたものでございます。

先ほど申しました全国市長会においても、緊急決議をしておりまして、強く要請をしております。

そういったところと歩調を合わせながら、決議を尊重して、本市としても、行動を一緒にしていきたいというふうなことを考えております。

それから、次に自然エネルギーの関係でございます。太陽光発電についてでございますが、これは宿毛市では、既に今後、公共施設につきましても、全面的に太陽光エネルギーであるとかいったものを取り組んでいくというふうな方針にしておりまして、21年度に完成しました、小筑紫小学校、これは太陽光発電を導入しております。

会計課長に聞きましたら、2万円ほど、売電で収入が入っているようでございます。余り大きな声では言えないかもしれませんが、そうい

ったこともございまして、学校にとっても、いいんじゃないだろうかというふうに思いますし、教育にも役立っているんじゃないだろうかというふうなことを思っております。

それから、先ほど申しました消防庁舎へも、引き続いて、こういった自然エネルギーの導入を予定をしております。

新しくこれから建設する、市の建設する公共の施設に対しましては、こういった自然エネルギーを導入していくという方針を、既に立てておりますので、御了解願いたいと思います。

また、地域によって、宿毛地域は、以前、調べていただいたんですが、風力がなかなか、風の力が少ないということございまして。ただ、山の上のほうに行けばあるんですけど、そこに至る道をつける工事費が、非常にかかるというふうなことで、太陽光発電というのは、日照時間も我々、長いところございまして、非常に有利なエネルギーではなかろうかというふうに思っております、これを進めていきたいと。

それから、一般住宅への支援ですが、これは、国の住宅用太陽光発電導入支援対策費補助金というのがあります。それから、高知県でも、県産材を使用しまして、新築、もしくは増築する住宅へ、太陽光発電設備を設置する場合の補助制度を設けて、取り組んでいますので、これらの制度の普及を進めるとともに、太陽光発電設備設置費用の価格動向とか、太陽光発電余剰電力買取制度等の制度拡充の動きがございまして、市として、国や県が補助する、それに対して、市としても、どのような支援ができるかを検討もしてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の

一般質問にお答えいたします。

何点かあったと思いますけれども。

地震、津波対策、それから原子力の学習のことについて。それから、3点目として、学校再編についてであったと思います。

まず、1点目の、学校における地震、それから津波対策について。学校施設の耐震の状況は、どのようになっているのかという御質問であったかと思っております。

また、改築の予定がある場合であっても、施設の完了までに、耐震補強の工事が完了するまでに、耐震対策をすべきではないかという質問をいただきました。

宿毛市の学校施設の耐震化率につきましては、本年4月1日現在では、44.2%となっております。これは、昨年度、県平均61.3%よりも低くなっております。

耐震補強が可能な施設のうち、片島中学校校舎及び体育館、それから小筑紫中学校の校舎につきましては、今年度、二次耐震の診断及び耐震補強実施計画を行うこととしております。

教育委員会といたしましても、来年度、これらの2校の耐震補強工事が実施できるように努めてまいりたいと思っております。

その他の施設につきましては、耐震補強が必要な施設でありましても、統合等による改築、または耐震性のある校舎への移転を計画しているために、現在のところ、第二次耐震診断や耐震補強工事を実施する予定にはなっておりません。

また、いつ発生するかわからない南海地震対策として、改築を予定をしている学校においても、改築までの間、耐震補強をすべきであるという、先ほど御説明申しましたように、御指摘にあります。本市の財政の状況から考えますと、対応は難しい状況でありまして、教育委員会といたしましては、計画どおり改築ができ

るように、できるだけ早い時期に改築ができるように努めてまいりたいと、こういうふうを考えております。

それから、2点目の今後の校舎の改築に当たっては、人命を第一に考えて、災害被害をこうむらない場所に建築をすべきではないかという御質問でありますけれども、今後の本市の小中学校の再編計画に基づく改築につきましては、宿毛小学校、宿毛中学校の改築の後、山奈小学校及び平田小学校、並びに東中学校を予定しております。

御指摘のとおり、校舎改築に当たっては、人命を第一に考え、災害が発生しづらい場所に建築することが望ましいことは、子供たちの安全・安心を確保するという観点からも、大変、重要であると考えております。

一方、小学校に関しましても、ただいま申しました視点は、もちろん大切ではありますが、高台等の安全な場所を確保できない場合や、地域で子供たちを守り、育てるという観点から、立地的に、どうしても平地に建築をしなければならないということも、想定をされますので、そのような場合におきましては、耐震性が高く、津波の衝撃に耐え得る、強固で安全な施設設備に努めてまいらなければならないと、こういうふうと考えております。

そのほか、校舎の建築場所を設定をするにおきましては、子供たちの教育環境の充実を図るために、さまざまな視点を考慮しながら、進めることが必要だと考えております。

3点目の、避難場所は可能な限り、高台を指定をし、大津波の際には、さらに高い場所に逃げられる場所を指定をすべきであるという御質問でありますけれども、先ほど来、市長もお話がありましたように、3月11日の東日本の大震災以後、教育委員会といたしましても、特に沿岸部の小中学校、並びに津波の浸水が予想さ

れております宿毛小学校及び宿毛中学校の避難場所については、いま一度検証をさせていただくよう、各小中学校にお願いをしております。

教育委員会といたしましても、職員をそれぞれの学校へ出向かせまして、避難予定地の周辺や、候補地を訪れ、安全な場所であるか否かについて、検討をしております。点検をしております。

その上で、指定避難場所が現避難場所であるのか、変更すべきかについて、危機管理の所管課であります総務課の意見も踏まえまして、保護者、学校、教育委員会で検討をしているところでございます。

御指摘のとおり、南海地震発生時には、できるだけ高台の避難場所を選定をすべきであると考えておりますけれども、あわせて、いかに早く、高台に逃げるかということも重要になってまいりますので、それらを兼ね備える避難の最適地を考えて、選択をしていくために、学校や保護者とともに、協議を行い、早急に避難場所を決定をしてまいりたいと、このように考えております。

それから、4点目の避難場所の高台が学校に近い場所の場合、校舎から避難橋を設置して、避難しやすいように取り組むべきではないかという御質問であります。東日本の大震災のときに、議員のお話にもありましたように、岩手県の大船渡市の越喜来小学校が、3階建ての校舎の2階部分から、直接、裏手の県道に出れる避難橋を設置をいたしまして、犠牲者を出さずに済んだという記事が、過日の高知新聞に掲載をされておりました。

本市におきましても、このような避難橋を設置することが、立地的に可能であるという場合には、今後、市長部局とも、財政部局も検討をしてみたいと考えております。

5点目の現地に沿った防災教育及び防災訓練

を繰り返して行い、子供がてんでに、いち早く避難できるようにするべきではないかという御質問でありますけれども、現地に沿った防災教育及び避難訓練を繰り返し行うことは、大変重要なこと、大切なことであると考えております。

実際、市内の学校におきましては、さまざまな状況を想定した防災訓練を行ったり、登下校中に地震が発生したと想定して、通学路における最寄の避難場所を知らせるための工夫を、いかにするべきか等の対策を、今、講じております。

また、ある学校では、御指摘のてんでに逃げることも想定した訓練を行うことの予定の報告も、受けております。

しかし、てんでにそれぞれが逃げると申しましても、無秩序である場合にはいきませんので、ある小さなユニットで行動するということは、子供の安全を担保するにも、大事なことだと。どのような地震に対して、どのような津波に対して、どのように対応するかについては、それぞれの学校で、今、対策を講じておるところでございます。

地震はいつ発生するかはわかりません。そのため、各学校においても、さまざまな状況を想定した訓練を、今申しましたように、行っておりますし、災害に備えた教育を行うように、今後、我々も要請をしまいたいと思っております。

6点目の原子力に関する副読本の取り扱いについてでございますけれども、文部科学省とか、県の教育委員会から配布依頼があった場合には、原則といたしまして、我々は各小学校にその書類を、資料を配布をいたしております。

文部科学省と経済産業省が作成をいたしました原子力に関する副読本も、市内の小中学校に配布をいたしました。各学校に確認をいたしましたところ、理科でとか、社会とかの授業で、

一度、副読本を活用した事例もあるようでございます。

副読本の内容につきましては、御指摘のように、まず、小学校の副読本におきましては、原子力発電所の安全性について、強調をされた部分が確かにありました。今回の福島の第一原子力の発電所の事故を受けまして、文部科学省関連のホームページから、このことについては削除をされているようであります。

なお、中学校におきましては、新学習指導要領において、石油、天然ガス、太陽光などとともに、エネルギー資源として、原子力についても、理解をさせることとなっております。

しかし、安全性ばかりを強調するということにはなっておりません。

原子力につきましては、日本の電力の約3分の1を賄うもののエネルギー資源であることは確かであります。これらのエネルギー問題や、環境問題を考える上で、知識や理解を深めるといことは、国民一人一人にとって、非常に重要なことでもあります。適正な知識を身につけるといこと、正確な知識を身につけるといことは、とりもなおさず、必要なことであろうと考えております。

こういった観点から、小中各校におきましても、発達段階に応じまして、その仕組みであるとか、危険性を含めた特性について学びながら、みずから考えて判断することは、大切なことであると考えておりますので、その情報については、しかし、正確なものであらなければならないと、こういうふうに考えております。

それから、最後に、学校再編についての御質問であります。

1点目の宿毛小学校並びに中学校の建設場所、それから建設内容について、今後、関係者とどのように合意形成を図っていくのかという御質問でありますけれども、3月議会以降に、宿毛

小学校及び宿毛中学校の建設につきましては、市長部局とも十分に協議をいたしました。

5月の臨時議会で、議員の皆様にも報告をした後、市のPTA連合会に、3月議会で採択をされました陳情書のことも踏まえまして、小中学校再編計画の説明会、並びに意見交換を開催をいたしました。

また、6月には市内の地区長さんを対象に、宿毛小学校並びに宿毛中学校をメインとした、主とした小中学校再編計画についての説明会、並びに意見交換会を実施をいたしました。

その中におきましては、それぞれさまざまな御意見、御提案をいただいております。今後は、関係校の保護者を対象といたしまして、意見交換を実施をして、いただいた意見や御提言を再度検討して、市議会並びに地区長連合会への説明、教育審議会にも諮った上で、最終的に教育委員会といたしまして、建設の場所を決定をして、皆さんに御理解をいただきたいと、このように考えております。

それから、2点目の教育委員会の計画や市民団体の案について、議論をする市民討論会を開催をしてはどうかという御質問ですけれども、昨日もお話をしましたように、今後におきましては、関係校の保護者、それから審議会並びに地区長連合会等の御意見をいただきまして、意見交換をする中で、教育審議会からの意見もいただいて、教育委員会として、先ほども申しましたように、最終決定をして、御理解をいただきたいと、こういうふうに考えております。

それから、市民の要望を反映するために、建設に対して、専門委員会を設置して議論をしてはどうかという御質問であります。

3月の定例会で、松浦議員からの御質問もありました。教育委員会で検討をいたしましたが、できるだけ多くの関係者に対して、現在の教育委員会のプランをお示しをする中で、賜った御

意見をもとに、教育委員会が最終的な建設場所を決定をしていくことが望ましいと考えておりました。現在のところ、専門委員会の設置は考えておりません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

地震と津波の災害対策についてのところで、市長から、情報の問題で答弁をいただきました。このうち、市長は当然であろうと思いますが、市職員ということに、かなり限定したお話だったんですが、もうちょっと広げて、市に働く、宿毛市と関係のある公務員全体に、公のどこ全体に、これを、防災メールを届けるようにできないかと。

一例は、学校、教職員のメールも、本人の了解を得て、できるものなら学校へ向けて、こういう津波が来るよということを、仮に届けてあったとしたら、今度の東日本の大震災なども対応が変わってきたんじゃないかと。知らなかったから、退去がおくれたという部分がありますので、そういう学校の教職員。

それから、例えば仙台市、ここらの場合は、市会議員のところへも防災メールが入ってます。地震発生が14時46分だったんですが、既に48分には、防災メールが議員のところに入ってきたと。それですぐ、必要な対応がとれたということです。

なお、市長がお話ありましたように、30分ぐらいしたら、もう携帯は使えなくなって、三、四日、ほとんど用事にならなかったということはありますが、その直後であれば、メールは入るようであります。

こういうふうに、市と関係する公務員、公の場所のところへ連絡することはできないか。これをお聞きします。

それから、一時避難所の風雨を防ぐ対策。こ

れについては、今後、考えてみるということですが、確かにいつ来るかわかんものに、大きな設備をなかなかかけるのは大変だという面はあると思いますが、そこに施設があれば、当然、利用させてもらうということもできるわけです。

それと、そういう一時避難だけじゃなしに、きのうのお話にもありましたが、やはり市民が憩えるような場所にして、そこへ何らかの設備をつくるということ。

それと、私の思いでは、どうしても場合には、例えば鉄パイプで囲いだけつくっておいて、シートですね、そういうものを構えておいて、いざというときには、その上へかけて、一晩そこで過ごす。

それからまた、パイプで即座に組み立てれる建物ですね。テントみたいなもの。ああいうものを含めて、一晩、その場で耐えられるような、この間の場合は、雨はなかったと思いますが、非常に、3月11日で冷えあがったという話も聞いているわけで、これが真冬なれば、なおさら大変だと思うわけです。

そういった面で、なかなか大きな金はかけれんとは思いますが、そういう一時しのぎができるようなものを考えてみてはという面で、今後、参考にしていただけたらと思うわけです。

それから、原子力発電所の問題。市長も非常に、重大な問題だと考えておられることは、十分わかりました。

なお、もう一度やはりわかっていたきたいのは、伊方原発が50キロ、推計ですね。約50キロということで、この伊方原発そのものが、非常に危ない状況になると。浜岡が停止になりましたけれども、あれと同じぐらい危ないというようなことであります。

地震予知連絡会が、地震の特定観測地域に指定している伊予灘や日向灘周辺の震源地で、震源域であると。そして、日本最大の活断層であ

る中央構造線のすぐ近くに立っていると。それと、1号機は、もう既に34年も使用し、老朽化していると。2号機については、あと1年すれば、30年になるということで、2機とも古い。それから、3号機については、税制上の償却年数16年を、1年過ぎたということで、まだ新しいわけですが、これについては、プルサーマル運転をしていると。

このプルサーマル運転というものについては、使用済核燃料から取り出したプルトニウムを使った、非常に危険なものであるということで、せめてこれだけでもやめさせないと、非常に大きな事故になっていくということです。

この事故の後も、伊方は大丈夫、伊方は大丈夫ということで、四国電力は、やっぱり安全神話、四国電力流の安全神話を繰り返しておりますが、やはり、今度の場合でも、あそこの津波をわずか5.7メートルとしか見込んでいないと。それで、海から10メートルのところへつくっているということです。こういうところが非常に危ないと。

それと、もう一つは、四電のほうは、マグニチュード7.8程度だということで、その地震の強度についても、570ガルぐらいだろうというふうに設定しているようですが、地震の研究者である高知大学の岡村教授によると、マグニチュード8ぐらいになるだろうと。1,000ガル以上の強い揺れがくるだろうと、予測しているわけです。

やはり、これまでの東日本の福島原発についても、これまでの忠告を聞き入れんと、ああいふことになったということで、やっぱり四国電力も、先ほど市長もお話ありましたが、電気の需要に間に合わんということで、もし仮に、一定続けるとしても、こういうふうな忠告をきちんと安全対策に生かしていくということが、そういうふうにする気がなければ、これは非常に

危険な原発と。

また、経営者の考え方によって、非常に危険だということがいえるわけです。

この点、市長も同じ思いかと思いますが、なお、いろんな場所へ行ったとき、やはりこういうことも強調して、プルサーマルはやめる。こういうことについて、ものを言うてもらいたい、こういうふうに思うわけです。

それから、先ほど、自然エネルギーのことで、宿毛市としても、既に取り組んでいきよう。今後とも努力していくと。

それからまた、今後の民間への取り組みも、検討するというお話をいただきました。

御存じのように、梶原では、自然エネルギーによって、町内で消費する電力の27%を発電していると聞きます。

それから、太陽光発電装置についても、1キロワット当たり20万円というお金を、市が独自に補助していると。上限80万ということで。

それから、原発事故以後、各都道府県でも、これに対する自然エネルギーへの取り組み、こういうものを前向きに検討しているようであります。

先ほど、検討するというお話をいただきましたので、よそではこういうふうに行っているということも含めて、検討の中に入れていただきたい、こういうふうに思います。

それから、教育長の御答弁いただきましたその中で、耐震対策、お話いただきました。学校の建てかえもある。そういうこともあるということですが、文部省が示した2015年、この時期以降に、まだ耐震対策ができてない学校はどれぐらい残るのか、それを教えてもらいたい。

それから、なお、さきの小中学校に対する副読本の取り扱いですが、これについては、4月13日の衆議院の文部科学委員会で、文部省は

見直し対策するというふうに答弁があったわけですが、その後、教育委員会に対しては、あれを送ってきたまま、こういうふうに取り扱えという指示は来てないかどうか。来たか来てないか。

先ほど、ホームページの部分は、一部修正したということですが、これは来ているのか来ていないのか、お聞きします。

なお、私も原子力の学習それ自体は、否定するものではありません。安全だ、安全だということで、そういう推進機関が宣伝すること自体に問題あるということで、あれは一つの科学です。そういうメカニズムも含めて、子供に教えることは必要だという点は同じです。

以上で、2回目の、再質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

情報関係、市職員ばかりじゃなくて、市関連の職員にもということでございます。

まず、一つは、浸水予定地域の小学校等には、防災行政無線の個別の受信機を、今、設置しております。

それから、携帯等で知らせる部分については、これから登録をしていただいて、広めることも十分可能でございますので、呼びかけもして、御本人の了解をいただいて、やるということにしたいというふうに思います。

それから、一時避難場所へのいろんな設備の件については、先ほど申したとおりで、いろんな状況、いろんな場所、いろんな形態がございますので、そこを個別に、ここではこうしますということには、なかなかならないと思いますので、地域の人たちといろいろ話し合いながら、ふだんの管理問題もありますので、そのところを勘案しながら、できるものはしていきたいなというふうに思います。

それから、原子力発電所の怖さというのは、目の当たりに見ているわけでございますけど、所管する愛媛県知事も、いろんな御発言をなさっているということで、安全性については、十分にということを申し入れされている。

それから、四電さんも想定内というふうに、安全であるというふうに言っておられますけど、福島につきましては、想定内が想定外になったわけでございますから、想定内だから安心だということではなくて、やはり想定内のそれ以上のものを勘案してもらわなきゃいけないのかなというふうに思っておりますので、先ほど申しました、市長会としていろんな皆さん、全体が放射能の怖さを知っているわけでございますから、この間の6月8日の全国市長会でも、緊急に決議しましょうということで、国に対しても、そういった申し入れをしておるところでございます。そういった方々との共同歩調をつくっていききたいというふうに思います。

それから、自然エネルギーの取り組みでございます。太陽光発電だ、風力発電、バイオマスエネルギーだとか、いろんなものがございます。

一般住宅で、県内の各市町村の補助のことを、ちょっと調べました。そうしますと、大体、一般住宅では、太陽光エネルギーでやった場合、3から3.5キロワットで、十分間に合うようでございますけれども、これの設備費が、大体、200万円ぐらいかかるそうでございます。その中で、幾らを補助しているかといいますと、市町村では、大体、1キロワットにつき、3万円ほどの補助をしているということで、大体、12万円ぐらいであるとか、それぞれ上限を、そんな数字にしております。

大きいところでは、20万円ほど補助しているところもございます。これは、限度額でございます。

そんなところもございますので、国の補助の

こと、それから県の補助、またそれに加えて、市のほうでも、市民の皆様方が一般住宅に設置したいということでありましたら、これは、我々としても検討していかなきゃいけないかなというふうな思いを持っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

ただいま、調べたところによりますと、3・11以降、東日本の大災害の後に、文部科学省から原子力学習についての通達、通知が来てないかと問い合わせたところ、来てないということでございます。

それから、もう1点、2015年以降、宿毛市の小中学校の中で、耐震補強の対応ができていない学校は何校あるかというお尋ねでありますけれども、東地区の小中学校3校と、それから現在、9校中の沖の島小中学校を加えまして、4校であります。

以上です。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 再質問をいたします。

先ほどちょっと、再質問抜かったんで。

市長、先ほどの車いすと障害者と、車いすで避難する場合に、それでも逃げれるようなところをつくってほしいという話をしたのは、御存じのように、階段の下まで車いすで行ったけど、それから上へあがれずに流されたという事例も、今度の災害でありまして、市長の言うように、大変、傾斜のきついところは、できんという面はありますが、それができるスロープのとれるとこ、そういうところでは、つくるというふうな意味で、御回答をいただいたと。すべてではできないという回答でしたので、つくれるところはつくるという意味で、御回答いただいたものとは思いますが、なおその点、確認させてい

ただきたいと思います。

それから、今の耐震化の問題について、御回答いただきましたが、2015年以降も4校が残るということですが、これは文部省の方針には反するということですが、それでも文部省の方針に反しても、そのまま置いておくという考え方なのかどうかを聞きたい。

以上です。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、車いすの問題でございます。浅木議員の再々質問でございますが。

先ほど、答えたことをもう一度申し上げます。

車いすなどへの避難道対策でございますけど、避難する場所によっては、道が急勾配なところが多くて、そのような場所すべて、車いすで登れるようにするには、非常に困難が伴うということを申し上げました。

先の東日本大震災におきましても、車で避難して助かった方もおられます。原則的には、車はやめておきましょうということがございますが、場合によっては、車で避難も検討していただきたいということを、答えているわけでございます。

なお、そのスロープができるような、このゆるい勾配でありましたら、状況に応じて、整備することも、これは弱者対策としては、必要ではないかなというふうに思われます。

ただ、それがどういうふうな勾配になるのか、その場所、場所によっても、いろいろ違いますし、高いところを上がるのに、緩い勾配すれば、非常に長い時間がかかります。そういった長い道路をつくっていくのかどうか。それはまた、地域地域によって違いますので、地域の皆さんとかも、いろいろ話し合いながら、させていただきたいということでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、浅木議員の再質問にお答えをいたします。

東地区の3校につきましては、平成31年に、我々の計画の中では、校舎が完成をするということでもありますので、その中で、子供の安全を守るために、つくるべきではないかという意見もありますし、そのことも、大事なことであろうということは考えておりますけれども、宿毛市の財政を考える中で、4年後には建つということで、理解を求めていくようにいたしております。

それから、沖の島につきましては、市長部局等の話の中で、保育園も含めた複合の施設として、対応をするべきではないかという話し合いも、今、しておりますので、そのことも含めて、対応していく。

計画では、耐震補強をする計画にはなっておりませんが、いろいろ、これから協議をする中で、耐震補強をするようになるかもしれません。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） いろいろ質問させてもらいましたが、前向きな答弁もいただき、ありがとうございました。

意見の食い違う部分もありますので、そこらあたりは、やはり、地域の皆さんとよく話し合っ、子供が学校で事故に遭わない。災害に巻き込まれない、こういうことを大前提にして、教育行政を進めていただきたい。このようお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、5分間休憩をいたします。

午前11時24分 休憩

----- . . ----- . . -----

午前11時30分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、通告に従いまして、一般質問をいたします。

初めに、地域おこし協力隊制度の導入について、お伺いをいたします。

地域おこし協力隊とは、都市部の若者らを隊員として募り、過疎地域などで農林業への従事や、地域行事の手伝いなど、さまざまな作業に汗を流す実働部隊的な存在であります。

総務省が、平成21年度に創設をし、平成21年度は300人、3年後には3,000人規模の活動を目指しています。

参加条件に、住民票を現地に移すことを盛り込んで、定住をねらっています。経費は、特別交付税で支援され、隊員の報酬は一人当たり年間約200万円、これに旅費や活動経費などを加え、最高350万円を市町村に交付するとあります。

そこでお伺いをいたします。

本市としても、ぜひ導入すべきだと考えますが、見解をお伺いいたします。

次に、保育園、幼稚園の耐震について、お伺いをいたします。

私は、未来を担う子供たちのために、保育施設である保育園の耐震化、教育施設である幼稚園の耐震化は必要であると考えております。

保育園や幼稚園は、幼児が1日の大半を過ごす生活の場であり、地震などの災害時において、みずから避難ができないため、耐震化による安全性の確保が最も重要であります。

そこで、市長にお伺いをいたします。

まず、保育園、幼稚園の耐震化の現状について、お伺いをいたします。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、岡崎議員の一般質問にお答えをいたします。

地域おこし協力隊制度の導入でございます。総務省で、平成21年度からということでございまして、全国的な取り組みが始まっておりまして、高知県におきましても、現在、本山町とか仁淀川町に続きまして、徐々に広がりを見せておりまして、本市におきましても、農業や林業、水産業への従事とか、地域の伝統的な活動、それから保健師等による医療分野など、さまざまな分野、場面での活躍が期待できるのではないかとこのふうなことを考えているところでございます。

しかしながら、その隊員の資格要件が、三大都市圏を初めとする都市地域等に、現在、在住している方に限定されております。

そういうことから、他市町村では、募集してもなかなか応募者がいないなどの課題も出始めているようでございます。

今後、本市としては、他市町村の活動状況も調査をしながら、どういう分野におられるのか、そういうものを調査しながら、またこれ、地域のニーズがないと来ていただけないというふうなこともございますので、地域ニーズを把握する中で、検討してまいりたいというふうに考えています。

次に、保育園、幼稚園の耐震化の現状でございますが、公立保育園につきましては、山田保育園など、耐震診断を実施した園はございますが、建物の老朽化に伴いまして、安易な修繕では、建物の維持管理が困難な状況の保育園もあの中で、今後、保育園の再編と合わせて、最低限の耐震補強は必要であるというふうに考えています。

それから、私立の保育園が、宿毛、大島両保育園でございますが、これは耐震診断が実施できておりません。これまでも、県の補助金を活

用しての耐震診断をしたらというふうな提案も申し上げておるわけでございますが、まだ具体的な計画には至っていません。

それから、先の19日の、先ほど来の答弁で、地域との話し合いをしているといったときに、大島保育園の方もお見えでございました。ぜひ、この耐震化を図っていかなくちゃいけないというふうな言葉を話されておりました。

それから、私立の幼稚園でございますが、これは、平成19年度に耐震化を完了しているというところでございます。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

まずは、地域おこし協力隊制度についてですけれども、今、市長より詳しい答弁等をいただきました。

この制度、先ほども説明をしたとおり、平成21年度に創設をされております。市長よりも説明がありましたとおり、平成22年度より、本県におきましては本山町、仁淀川町の2町で実施をされております。

本山町では、今、10名の方が。仁淀川町では、1名の方が、地域おこし協力隊のメンバーとして、活動をされております。

また、平成23年度には、須崎市、大豊町、佐川町、津野町の1市3町で導入を決定をされております。

そこで、調査研究をして、他の市町村で実施状況を見ながら、今後、検討、研究を重ねていかれるという答弁がございましたけれども、創設して、今現在、2年を経過しているわけですが、多分、この制度について、平成21年度より知っている事柄だと思いますけれども、この2年間、この制度を知っていながら、調査研究してこなかった理由等がございましたら、

お教え願いたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 今、調査研究しなかったということよりも、いろんな制度が、今、非常に新しい制度ができております。

県からの情報提供等によりまして、市民にとって優位であるというふうなものについては、積極的に導入するようにしております。

常に、それぞれの担当課で、検討は行っているところでございますが、この制度に向けての具体的な検討にまでは、至っておりませんでした。

先ほども申しましたように、現在、導入事例も多くなってきていますので、今後は地域ニーズをないし、何もできませんので、地域ニーズを把握する中で、検討してまいりたいというふうなことでございます。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番。地域おこし協力隊についてですけれども、地域のニーズが必要であるということでございますので、今後は、いろんな制度ございます。その制度に対して、事前に、いろいろと調査研究を重ねていって、本市にとって、有益な制度については、どんどん活動して、導入していただきたいと思います。

そのことが、市民のためになるのではないかと思いますので、どうぞよろしく願いいたしたいと思います。

次に、保育園、幼稚園の耐震についてですけれども、先ほど、市長より答弁ございました。

幼稚園については、平成19年度に耐震化をしているということで、了承をいたしました。

あと、公立保育園の耐震についてお伺いをしたいと存じます。

たしか公立保育園では、すみれ保育園がまだ、非耐震のままだと思っております。今後、どのようにしていくのかをお伺いをしたいと思いま

す。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。先ほど申しました建物、維持管理が困難なような状況の保育園というのは、すみれでございます。

ただ、すみれにつきまして、担当課とヒアリングをした結果では、園児は十分に、1園でいけるのではないかなというふうな判断をしているものもございます。

最低限、これは耐震化をするべきであろうというふうなことを思っております、園児と保護者の安全、安心ということ、やっぱり第一に考えれば、移転新築も含めて、庁内でも検討していきたいというふうに思います。

地震がいつ起こるか分からない。あす起こるかもわかりませんし、南海地震、30年の間の60%の確率と申しておりますけど、これはやっぱり、喫緊の問題として把握をとということをしなきゃいけないかなというふうに思っております。

この保育園の耐震化にかかわらず、やはり学校の問題も含めて、早急な検討、対応をしていかなきゃいけないかなというふうなことを思っている状況です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） それでは、5番、再質問をいたします。

先ほど、公立保育園については、今後、対応していくということで、できれば早目の対応をしていただきたい、そのように思っております。

次に、私立の保育園の耐震について、お伺いをしたいと思います。

先ほど、市長より説明がございまして、耐震診断をするように指導を行っている。また、県の補助を使って、していただくような説明を、市側としてはしているということで、答弁をいただいたと思っております。

この2園については、宿毛保育園については、昭和52年1月1日の建築でございまして、大島保育園についても、昭和47年8月13日の建築物でございまして、どちらも築30年以上を超える建物でございまして、すぐに耐震診断をしていただきたいと思っております。

相手方があるわけですから、市のほうがしてほしいといったところで、相手方が診断を実施するようなことを考えてなければ、なかなか難しいのかなとは思いますが、本市の保育園、もしくは幼稚園の在籍児童数、園児数の約28%の児童が2園に通っております。そのことを考えれば、これは指導をどんどんどんどん、もう少し協力的に、今以上な方法でしていくべきではないかと、そのように私自身、思っております。その点について、市長、再度御答弁のほう、お願いしたいと存じます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、私も、岡崎議員の御提案には、大賛成でございまして、この県の要綱によりますと、耐震診断の事業費補助金というのが、耐震と診断の事業費、この3分の2まで出るわけでございますから、ぜひ、この事業を活用して、大島保育園、それから宿毛保育園、ぜひやっていただきたいというふうに思います。

やはり、私立といえども、これ宿毛市民でございまして、大事な宝の子供たちが、地震で下敷きになったりといったら、もう悲惨なことになるわけですから、我々は、こういうものにつきましても、私立であろうが公立であろうが、同じような考えをもって、事に当たらなきゃいけない。

ただ、主体が違うということだけで、子供に安全性を差し上げられないということは、これは重大なことになるというふうに思いますので、やはりこの私立の方々に対しましても、運営の

方々に、やはり同じような形をとっていただきたいということ、再度、強く申し上げまして、なお市としても、強力に援助を、支援するというふうなことを申し上げていきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） 5番、再質問をいたします。

先ほどの答弁で、市長の思いのほうはおわかりをいたしました。

あと、先ほど、答弁の中で、支援、援助をしていくということ、市長のほうに言われたけれども、この私立保育園に対しても、耐震診断のときに、市のほうに何らかの補助等を行っていくつもりがあるのでしょうか。その点、お伺いをしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、お金の面は、まだちょっと、財政とは話しておりません。ただ、できるだけものはしていかなきゃいけない。人的支援であるとか、事務的支援であるとか、なかなかそういった面には、なれてない方々でございますから、そういうものについては、積極的にやっています。

ただ、県が3分の2出ますから、我々として、市として、どれだけのものが出せるか、これはもう、議会にも諮らなきゃいけないし、我々として、財政と話しまして、少し金額面でできるかどうか、これは検討させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 5番岡崎利久君。

○5番（岡崎利久君） どうもありがとうございました。

できるだけ早い耐震化を、耐震診断をしていただいて、その後の耐震化、並びに建てかえに

なるかもわかりませんが、その点を、計画的に進めていっていただくように、私立の保育園のほうには、市側として、積極的に助言のほうをしていっていただきたいと思っております。

以上で、私の一般質問のほうは終わらせていただきます。

○議長（中平富宏君） この際、午後1時まで休憩いたします。

午前11時47分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、野々下昌文でございます。一般質問をさせていただきます。

昨日から、防災の問題、たくさん出ておりますけれども、私も防災の質問ですので、皆さんには少し我慢をしていただかなくてはいけないかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

一般質問を始めさせていただくにあたって、改めて東日本大震災で亡くなりました皆様を初め、被害に遭われました皆様に、心からお見舞いを申し上げますとともに、一日も早く復興されますよう、御祈念を申し上げます。

また、今、このときも、なお我が身をなげうって復興支援に尽力くださっているすべての皆様方に、御苦勞に心から感謝を申し上げる次第でございます。

3・11、あの大地震から3カ月以上もたつというのに、いまだ行方不明者は7,482人、避難所での生活を余儀なくされている方は9万8,000人という現実。また、東京電力福島第一原子力発電所では、いまだ事故収束の解決の展望が見えておりません。

本日は、震災後の宿毛市民の皆様の不安が少

しでも解消されますようにとの思いで、一般質問をさせていただきます。

現在、本市の地域防災計画は、平成18年に南海地震や台風災害を想定して、計画が立てられております。しかし、今後、東海・東南海・南海、いわゆる南海トラフを震源として、地震を起こす3連動型巨大地震、マグニチュード8.7級が発生する危険性が高いとされているわけで、地域防災計画の見直しは、本市にとって、最重要の課題であろうかと思えます。

今回の東北大地震は、想定外の海溝型地震であり、犠牲者の大半が津波にのまれて水死をしております。これまでの津波対策の十分な検証と、あらゆる角度からの総合的な対策の検討が必要でないかと思えます。

見直し作業を通じて、もっともっと災害に強い地域づくりと、そして災害に負けない暮らしをつくり上げることこそが、政治に携わる私たちの最大の役目だと、改めて命に刻むものです。

「頑張れ東北」と思いを込めて、以下、市長にお伺いをいたします。

東日本大震災の教訓や、想定外の大地震を踏まえ、市民の生命、財産を守り、安全・安心を確かなものにするために、本市はどのようなところに視点を置いて、地域防災計画を見直していく考えなのか、お伺いをいたします。

次に、今後、想定される南海トラフを震源とする三連動型の巨大地震が発生した場合、本市を含め、幡多地域の近隣市町村は、津波等により、それぞれ甚大な被害をこうむることが予想されます。

現在、幡多地域、また四国内で結んでいる西南サミット総合応援協定というのは、お互いの地域が被災している可能性が高く、実効性が低いと思えますが、三連動型の影響を受けない地域、市町村との協定を結んでおく必要があると思えますが、この点も伺いたいと思えます。

避難道の整備については、昨日も、またけさも、皆さんが質問をいたしましたので、よくわかりました。万全な対策をよろしくお願ひしたいと思えます。

また1点、避難場所の看板があるところとないところ。案内看板があるところとないところがあるように思えます。だれが見ても、よそから来た人が見ても、津波対策の避難所には、案内板が必要ではないかと思えますが、この点もお伺いをいたします。

本市には、防災行政無線の全くない地域や、あってもスピーカーの向きによっては、何を言っているのか聞き取れない、また、聞こえない地域、沖の島を含めて多くあります。

そのような地域への対策として、本市では、まだ取り組まれていない、携帯電話への防災行政無線のメール配信や、NTTドコモの発災時の災害状況や、避難の情報など、緊急性の高い災害関連情報を、携帯電話に配信するエリアメールサービスがあります。

エリアメールサービスは、契約を結んだ自治体の対象エリアに、自治体内にある対象機種に一斉にメール配信をするサービスで、簡単な操作だけで、使用料や通信料は無料で受け取ることができます。

住民だけでなく、その自治体への仕事や旅行で訪れている人にも配信されるわけです。そういうシステムになっております。

また、高齢者の皆さんは、防災無線や街宣カーからの放送は、なかなか聞き取れません。そのような場合、防災行政無線で放送した内容を、電話で聞くことができる音声自動応答サービスというものもございます。

今回のような地震の、震災の発災時には、一人でも多くの人に、正確な情報を伝えることが大切であり、このような情報提供手段の多重化が求められると思えます。

先ほど紹介したいずれもが、安価で導入することができます。このような三つ合わせた取り組みはできないか、お伺いをいたします。

続いて、発災後の対策として、被災者支援システムの導入について、お伺いをいたします。

平成7年の阪神・淡路大震災で、壊滅的な被害を受けた兵庫県西宮市が、独自に開発した被災者支援システムは、災害発生時の住民基本台帳のデータをベースに、被災者台帳を作成し、被災状況を入力することで、罹災証明書の発行から、支援金や義援金の交付、また救援物資の管理、仮設住宅の入退去など、一元的に管理できるシステムのことであります。

このシステムは、全国の地方公共団体が無償で入手し、災害時に円滑な被災者支援ができるよう、総務省所管の地方自治情報センターが設けられました。

平成17年に被災者支援システムを、地方公共団体が作成したプログラムに、統一的に登録管理し、平成21年1月17日には、総務省が被災者支援システムをおさめたCD-ROMで、全国の自治体へ無償配布をしております。

今回の東日本大震災後の3月18日には、民間企業でも、事業者でも利用できるように、システムの設計図であるDOSコードを公開しております。

しかし、このたびの東日本大震災前までに、このシステム導入の申請があったのは、約220自治体にとどまり、被災した東北地方では、ほとんど導入自治体はありませんでした。今回の震災後、被災者の情報を一元的に管理する被災者台帳の必要性への認識が高まり、このシステムの導入の申請をする自治体がふえ、この5月26日現在で300に達したと伺っております。

災害発生時は、何よりも人命救助が最優先です。しかし、その後は、きめ細かい被災者支援

が求められます。中でも、家を失った住民が、生活再建に向けて、なくてはならないのは罹災証明です。罹災証明を発行するためには、住民基本台帳、家屋台帳、そして被災状況を確認して、新たに作成した調査結果と、この三つのデータベースを突き合わせる必要があります。

本市においても、事前に確認したところ、この三つのデータベースは、独立して存在しています。照合するために必要な共通項目はございません。

例えば、住民が借家に住んでいた場合、住民基本台帳に住民の名前は載っているけれども、家屋台帳には所有者の名前が載っている。しかも、住民基本台帳の住所と家屋台帳の地番も異なるため、確認作業に手間取るということになるわけです。

仮にこのたびのような大きな災害が起きた場合、本市においても、多くの罹災証明の発行が必要となると思われますが、今のままでは確認作業に手間取り、被災者を長時間、待たせる等、負担を強いることになりかねません。

そして、最後にこのシステムを導入した宮城県の山元町では、システム導入により、この三つのデータベースが統合され、ここに住家の被災状況を追加すると、罹災証明がスムーズに発行でき、罹災証明の申請件数に対する発行件数は、既に約9割にのぼっております。

山元町の保健福祉課によると、一度情報の登録してしまえば、一元管理によって、義援金の支給などにでも、再度、申請の手続は要らない。行政にとっても、住民にとっても助かる。罹災証明書だけではなく、義援金、支援金の支給、固定資産税の減免等においても、このシステムが効果を発揮していると言っております。

厳しい財政事情の中、なかなか情報システム経費にまで手が回らない。いつ起こるかかわからないことにも、お金も労力もかけられない。ま

た、コンピューターに精通した職員がいないといった声もあるようではありますが、このシステムは、西宮市の職員が、災害の最中に、まさに被災した住民のために、必要に応じて開発したもので、高いITの能力のある職員がいなければ、できないわけではないのであります。

また、職員が立ち上げ、運用すれば、コストもかかりませんし、新たな設備としては、特に必要なく、既存のパソコンがあれば、十分対応できるといわれております。

今回の震災で、改めて平時から災害時に、住民本位の行政サービスが提供される体制づくりを進める必要性が高まっております。

そのために、阪神・淡路大震災の教訓と、実践に裏打ちされたこのシステムを、平時に導入、運用していくことこそが、極めて有益だと考えられます。

阪神大震災の現場から生まれた被災者支援システムの本市への導入について提案をさせていただき、市長の認識と対応を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

数件ありますので、順を追って説明をさせていただきますが、防災関係、皆様がそれぞれ御質問でございますので、重複する場面も多分にあるかと思いますが、そこは御容赦願いたいと思います。

まず、地域防災計画の見直しについてでございますが、現在、津波浸水地域を対象に、座談会を開催しております。ここでの意見を踏まえまして、まず、第一に、市民の生命を守ることに重点をおきまして、地域防災計画の見直しを行っていかなくちゃいけないというふうに考えています。

次に、近隣の市町村一帯の広域防災計画につ

いてでございますが、現在、近隣の市町村の間には、二つの災害時相互応援協定を結んでいるわけでございます。

一つは、高知県内全市町村と、高知県内市町村災害時相互応援協定を、平成20年1月に結んでおります。

そして、もう一つでございますが、八幡市、宇和島市、大洲市、西予市、四万十市、土佐清水市の四国西南の7市で、四国西南サミット相互応援協定を、平成19年5月に結んでいましたが、ことし5月に四国西南サミットに、近隣の市町村も含めましょうということで、参加をいただきました。

13市町村による協定に結び直しています。

それぞれの協定では、食料、飲料水及び生活物資の供給であるとか、被災者の救出、一時収容など、災害時のさまざまな対応を、協力して、相互応援を行うことを目的としています。

現時点では、このように近隣の市町村との協定のみとなっておりますが、先ほど、野々下議員もおっしゃられました。今後は南海地震のように、広範囲の災害を考えて、全国の遠隔地とか、海のない自治体との応援協定も検討していかなければならないというふうに考えております。

先ほど、6月の初旬に全国の市長会がございました折に、市長がそれぞれ集まる会がございます。その席でも、私も、ちょっと三、四人の市長と話したときに、長野県と愛知県の海のない市がございます。そういったところと、こういった災害のときの応援協定を結ぼうではないかというふうな話も出ておりますので、できましたら、そういった方向も進めてまいりたいというふうに思っておるところでございます。

次に、避難道の整備でございますが、先ほどもお答えしましたが、津波浸水地域での座談会での意見などをお聞きしまして、整備を進めてまいりたいというふうに考えていますが、各避

難道についての草刈りとか、いろいろな管理の問題がございます。

各地域が避難道の管理をすることで、場所の把握であるとか、避難道の状態を把握することができて、災害時の素早い避難にもつながるといふふうに考えておりますので、ぜひとも各地域でいろいろな管理について、御協力をお願いしたいというふうに考えておるところでございます。

それから、看板とかも必要ではないかというふうなことでございます。

それから、看板に限らず、例えば自分たちの地域がどれぐらいの海拔のところにあるのかとか、そういうふうな御意見も出ておりますので、そういった御意見を採用しながら、きめ細かい防災計画を立てていかなきゃいけないというふうに思っておりますし、また、それぞれ防災マップを、今のところは作成して渡しておりますので、ここに避難場所であるとか、消火栓であるとか、それから資機材の倉庫など、こういったものをマップに載せておりますので、ぜひこれを見ていただいて、頭の中にも入れていただければ幸いかなというふうに思います。

次に、防災行政無線のメール配信であるとか、エリアメールサービス、音声自動応答サービスについてでございます。現在、エリアメールサービスについて、検討を始めているところでございます。

また、防災行政無線の内容のメール配信でございますが、3月11日の津波警報、大津波警報時には、現在、配信しておりますメルマガ配信を活用しまして、防災行政無線の内容をメール配信しましたが、昨日申しましたように、登録者がまだ103名と少ないというところがございますので、ぜひ、この参加者をふやしたいというふうに思っております。

加入の呼びかけを強化してまいりたいと考え

ておりますので、ぜひ加入していただければありがたいというふうに思います。

このほかに、メール配信としましては、難視聴者のメールアドレスをお聞きしまして、今回の避難勧告であるとか、避難指示発令時にメール配信をしています。

また、音声自動応答サービスにつきましても、今後、検討していき、いろいろな情報発信を、皆様に素早く伝わるような体制もつくっていくのが、一つ防災計画の中にも入ろうかというふうに思います。

それから、次に、被災者支援システムの導入でございます。この導入についての御提案が、野々下議員のほうからございました。私のほうも、それほど詳しく知ってたわけではございませんが、この際に勉強もさせていただいたわけです。

このシステムにつきましては、当市でも21年1月に、総務省を通じてCD-ROMを受け取っているということでございます。

この被災者支援システムは、使用することについては無料でございますが、現在、市役所や一般ユーザーが多く使用していますオペレーティングシステムのマイクロソフト社製のウィンドウズではなく、リナックスというオペレーティングソフトを使用してのみ動くシステムということになっています。

このリナックスは、中央省庁とか、人口規模の大きな地方自治体では、サーバーとしての利用は多いようでございます。当市のような人口規模の少ない自治体では、いまだ利用が少ない状況であるというふうに聞いてます。

また、一般的に、ウィンドウズと比べますと、より専門的な知識が必要なために、運用に当たっては、セキュリティーの問題や、安全性を考慮しまして、そのサポートには有償となるケースが多いというふうに聞いております。

CD-ROMの配布はされていますが、当市では、リナックスを活用したシステムの導入はございません。

現在のところ、被災者支援システムは、活用をしていないというのが実情でございます。

しかし、今回の東日本大震災では、このシステムを使用して対応した市町村もあると聞いています。実際に被災者支援を行った職員により、開発されたということもございますので、今後、当市でも使用するに当たっての問題や、課題について、再検証を行いたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 再質問をさせていただきます。

きのうから続いているせいか、この防災計画の見直し、非常に大ざっぱな答弁でありましたので、少し詳しく、細かい点を言うていきたいと思えます。

大変丁寧な答弁をいただきましたが、少し再質問をさせていただきます。

今回、東北大震災、発災時には高知県の、きのうもこの質問あったんですが、太平洋沿岸にも2メートルの津波警報が発令され、宿毛湾沿岸地域の皆さんにも、避難指示が出されておりましたが、実際に避難された方は、海のほうに逃げた漁師さんとか、個人で山の高台のほうに逃げた方も合わせて、1割前後であったと聞いております。

実際に津波が来ていたら、本当に多くの市民の方々が被害に遭ったと考えられるわけで、今回の大震災で、津波の被害が大きかったのは、多くの自治体で、津波に対する備え、対策ができていなかったことが適用されております。

発災後の3カ月も過ぎましたので、この南海地震、三連動地震にも、これもいつ起こるかわ

からないわけです。スピードある対応が必要であらうかと思いますが、今後、この市民への防災教育、また防災意識をどのように高めていこうと考えているのか、この点お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。地震、津波に対する市民の防災意識をどのように高めるかということでございます。

今回の、結果として逃げた方が非常に少なかったということは、やはり揺れがなかったということが、非常に原因しているんじゃないかと。

東北の方には失礼な話かもしれませんが、東北の沖で発生した地震であるということで、非常に遠距離であるということで、チリ津波のこともございましたが、こちらでは、あのときも揺れもなかったということで、揺れないのに、津波が本当に来るんだろうかというふうな思いが、少しあったのではなかろうかというふうに、自分自身は思っているところです。

ただ、気象庁の発する津波警報でございますから、これはやはり、市民の皆様、みんなその警報である、大津波であるということについては、これが大きなものは、来ようが来まいが、これについては、警報が発令された、避難指示が出たということに対しては、素直に聞いていただきたいというのが、自分の気持ちでございます。

空振りであれば、安全でよかったらいいじゃないかというふうな気持ちも、ひとつ持っていたきたいなというふうな、無駄かもしれませんが、それが訓練になったじゃないかというふうな思いを持っていただけると、私はありがたいかなというふうに思いました。今回の場合はですね。

今後、市民の人たちに、どういうふうにご啓発

活動を行うか。今後と言いますと、私は、今回の東北の大震災で、これは東日本の大震災で、市民の皆様はほとんど映像を見られていると思います。皆様も、恐らく、議員の方々もそうだと思いますが、ほとんどこの災害、毎日、毎日、報道、今もされております。こういった報道を皆様、市民の方が、見たこともないという人は、皆無に近いんじゃないだろうかというふうに思いまして、この東日本大震災の映像なり、報道なりによって、これがすごい啓発になったんじゃないだろうかというふうなことを、自分の気持ちというのは、思いました。

ただ、だからもういいんだというふうな話ではございませんで、やはり折に触れまして、防災の学習会なんかも開催をしなければいけない。このときに、実は、災害に遭われたところのビデオなんかもいただいております。

それから、職員がこの間、多賀城市に応援に行きまして、お礼状と一緒にCDも来ております。これ、まだ見てないです。きのう来たばかりで、私、まだ見てないんですが、そういった災害の状況等が、やはり映像で、研修会等で使っていくということも、していきたいというふうに思っておりまして、避難訓練も含めて、そういったところで、南海地震が来たらこうなる予想、いわゆる想定。想定外もありますけれども、そういうものを、折に触れた形で、やっぱり市民の皆様に見ていただいたり、耳で聞いていただいたりすることが肝要かなというふうに思っております。

そういったものを、ぜひ今後、防災意識の向上ということにつなげていくことが大切なことというふうに思っております。

市民の皆様、この議会ごらんになられている方々皆さんに、こういった防災意識の向上について、隣の人にも話していただきたい。世間話でも話していただきたいというふうなことも、

思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、ビデオとか、視覚に訴えて、またそういう啓発活動もしていくということなんですが、実践的な訓練が一番大事だと思います。そういうビデオを見ながら、実践的な訓練をしていただきたいと思いますし、また、きのう市長の答弁にもありましたけれども、高齢者とか要援護者に対する対策、これをしっかりとっていただきたいと思います。

今回もひとり暮らしで、家の中でテレビを見ていて、聞こえなかったとか、わからなかったという人もおりました。そういう部分にも、きちんと目を向けて、対策をしていただきたいと思います。

続いて、教育長にお伺いをしたいと思います。

同じくこの計画の見直しについてであります。この大震災で、岩手県の釜石市立の14の小中学校は、市内にいた児童生徒3,000人のほぼ全員が、津波から逃げ延び、無事でありました。

石巻のほうでは、大変多くの児童が命を落とした地域もありました。釜石のこれは、奇跡といわれているそうですが、その陰には、過去に多くの市民が犠牲になった明治三陸大津波などの教訓を生かした、独特の防災教育を、年間5時間から10数時間にわたって、学校のほうで防災教育を行ったそうであります。

本市における小中学校の防災教育、避難計画はどうなっているのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、野々下議員の一般質問にお答えをいたします。

今、二つの例を指摘をしていただきました。我々も3・11のこの悲惨な教訓を、学校の教育現場の中で生かしていきたいと、いろいろな

手だてをしております。

昨日、山上議員、それから午前中の浅木議員の御質問に対して答弁をいたしましたように、市内沿岸部の小中学校及び宿毛小中学校の津波の避難場所につきましては、教育委員会の職員が、それぞれの学校に出向きまして、現地で候補地を点検をする中で、学校、保護者と協議をいたしまして、避難場所の選定をしているところでございます。

また、東日本の大災害を受けまして、大半の学校が4月中に避難訓練を実施しております。そして、沿岸部に位置する学校では、これまで以上に避難訓練の回数をふやしたり、それから内容も、さまざまな状況を想定をした中での避難訓練を、実施をしておる学校もあります。

今後も、できるだけ早く、避難場所の再点検を行って、避難道の整備が必要な避難場所につきましては、市長部局とも十分連携を図る中で、安全な避難通路及び避難場所の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

何はともあれ、子供たちの安全安心対策に、全力で尽くしてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 6番、再質問をさせていただきます。

今、避難場所、避難通路にきっちりと取っていきたいという話でしたが、これまで以上の防災教育もしていくということなんです、この釜石の奇跡といわれた、独特の防災教育ですね、少し紹介をしたいと思います。

釜石の避難三原則というのがございまして、一つは想定を信じるな。これは、平成17年から、群馬大学の教授の片田敏孝さんという方が、釜石で、この釜石の小中学校の子供たちに防災教育を、ずっと行っております。

それは、今言った避難三原則というんですが、

一つは、想定を信じるな。これは、各地の津波浸水の状況とか、避難経路、想定したハザードマップを、子供たちにもつくらせて、登下校時に避難計画も立てさせ、基礎知識を植え込むわけですけれども。しかし、あえてその想定を信じるなど教えております。

想定に頼れば、想定外の、今回のようなことが起きれば、対応できないということですね。

そして、二つ目には、その状況下で最善の避難行動をとること。事前にどんな想定をしても、実際の津波は単純ではない。今回、今まで市長言われたように、テレビで見たらわかるように、本当に単純ではない津波が来るわけですね。ですから、その状況下でも、最善の、自分が判断して逃げるんだということを教えております。

三つ目は、率先の避難者たれ。人のことはほっておいても、まず自分自身が命を全力を守ること。これを子供たちに教えております。

そして、必死で逃げる姿が、周囲への最大の警告となるということ、この三つを、この17年からずっと教えているわけですね。

それこそ去年の12月までは、本当にこんな必死の、津波対策の勉強も無駄のように思われたかもしれませんが、この3月には、釜石の生徒たちには大いに役立ったというか、本当に自分たちは逃げた。自分たちで判断して逃げたと、こういうものがありました。

自分たちが第一の避難所まで逃げて、それでも津波の勢いを見て、これはだめだということで、次の介護施設まで。それでも、これは怖いということで、その上の高台に逃げた。それで全員が助かったという記事があります。

こういうふうな、自分自身で判断する力、どんな状況下でも、自分の命は自分で守る、それができるのは、常日ごろの実践的な教育であったということでもありますので、そういうところも十分に考えた防災教育をお願いしたいと思

ます。

防災無線、またメール配信についてであります。先ほど、メルマガで行っておりますということでしたが、メルマガでなくて、地震のときでなくて、常に防災行政無線のメール配信を、常に行ったらどうかという、私の提案なんです。

それをできないか。また、このNTTドコモのエリアメールというのは、震災の際の影響が一番受けにくいのではないかと思います。また、一番、復旧しやすい対策ではないかというふうに思います。

また、音声自動応答サービス、これから検討していくということですが、例をとって、ちょっとお話しすると、市民が通話料を負担して、市民からかけて、通話料を負担してやる回線が2回線とって、大体、年間14万円ぐらいであります。また、フリーダイヤルで、0120でお客様がお金が要らないやつは、19万2,000円。これ、いろいろ業者によってあるようであります。非常に安価であります。

これ、三つ連動させていけば、本当にさっき言ったように、多重の、一人でも多くの人に、それぞれ漏れがなく伝わっていくと思いますので、その点、もう一度、検討していただきたいと思います。

それで、一つ市長に質問なんです。発生後の市民への伝達方法についてですが、今言ったようなこともありますけれども、今行われているのは、防災無線であります。この防災無線が、この停電時、今回も発災時、何日も停電になりました。この防災無線のバッテリーはどのくらいもつか、市長、知っておいででしょうか。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。防災無線のバッテリーが、停電時に、現在のところは24時間というふうに、担当のほうからも聞いておりま

す。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 約、今言われたように、1日24時間ほどということです。24時間以降は、行政からの情報、今の防災行政無線では、使えなくなるということでもあります。

防災無線は、ほとんど、海岸近くの集落には、ほとんどが海辺近くにあつて、津波をかぶることが想定される。そうすると、即座に防災無線は使えなくなります。そのときの対策は、どのように考えているのか、お伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 防災行政無線が浸かりましたら、ほとんどもう機能しなくなるということでございますので、そのときは、対応策は、はっきり言ってございません。今のところは。

この東日本大震災が、すごく教訓になるんじゃないかなというふうに思っております。技術的に、非常にすぐれた日本の技術がございすから、その辺を、また業界の中で少し考えてくれるのではないかと期待感を持っておるところでございますが、今のところは、その対応策は、はっきり申し上げまして、ございません。

後の話でございます。これは発災後の大分後になるんですけども、ラジオというものが、非常に役にたつと。携帯ラジオを持っていたら。それから。ラジオを、臨時のラジオ局を設置もできるというふうなことも聞いておまして、その面も私、記事とか、非常に読んだことがございます。

そんなこともやっぱり考えていくということ、これはもうちょっと、発災後の後のほうになります。今の野々下議員のお話は、もう発災直後の話だろうというふうに思いますので、今のところ、有効な手だてはございません。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 今、手だてがないと
いったんですが、先ほど言った三つのシステム
ですね。電気のというか、電話、またエイリア
ンメールですね、それも本当に、復旧が割りと
早いもんだと思うんですけども。そういう部
分も利用できるんじゃないかと思って、私はさ
っき、提案をさせていただいたわけです。

次に、被災者支援システムの事務ですが、先
ほど、市長はマニアックスというサーバーを使
っているんで、なかなか知識がなくては使えな
いという話でしたけれども、これは、被災者支
援システム全国サポートセンターというのがご
ざいまして、そのセンター長に、私、問い合わ
せてみました。

センター長いわく、多くの地方公共団体は、
情報丸投げ体制や、情報化部門と防災部門が連
携しない縦割り組織のために、オープンソース
の無償である被災者支援システムも食わず嫌い
で、OSが難解、導入及び運用費用が高くつく
など、勝手に思い込み、はなから導入をあきら
めている団体もあるので、そういうのは事実で
あると、今のところ。

しかし、これは全くの曲解であり、経費を全
くかけないで、地方公共団体の単独導入の事例
や、事実として、情報化スキルのない団体も、
全国サポートセンターの支援のもとで、導入を
している事実も多々あるということを報告して
おきたいということを言われておりました。

これは、安全性は国の御墨つきがあり、総務
省が推奨しているわけですね。さっき言われま
した高齢者を初めとする要援護者支援システム
の中におさまって、一括して支援ができる体制
ができるということなんです。

また、もう一つは、先ほど、私が紹介した宮
城県山元町ですけれども、自治体規模が大きい
ところでない、やっとなという話なんです
が、この宮城県の山元町というところは、1万

6, 711人。5, 233世帯、財政規模が5
2億程度でございます。

こういうところも、どんどん取り組んでい
っている。どんどんふえてきている。この3県
で、発災後も、この宮城、福島3県で23ぐら
いの市町村が取り入れたという話があります。

こういうことも参考にさせていただきたいと思
いますし、宿毛市でも市長でも同じやと思うん
ですが、一番ちゅうちょしているところは、大
手企業の、いわゆるブラックボックス、いわゆ
る既得権であります。

本市の委託契約との、この既得権と、本市の
委託契約との整合性ではないかと思いますが、
総務省所管の地方自治情報センターには、地方
自治体の職員用の研修講座や、必要ならITア
ドバイザーの対応も可能ですよと言ってくれて
おりました。

今、危機管理が非常に問われている現状であ
ります。スピードが大事です。このようなこと
も利用して、早急に取り組むべきではないかと
思います。それをお伺いをいたします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、今、野々下さん
から、そういうお話を聞いたら、私のほうが曲
解、誤解のたぐいが非常にあるんじゃないかと
いうお話でございます。

これは、再度、きちんと調査しまして、うち
のほうも全国サポートセンターですか、そうい
ったところにも問い合わせして、すんなり取り
入れられるものでありましたら、こちらが誤解
をしているようでありましたら、それを解いた
形で、いいシステムであつたら、もう取り入れ
ていかなきゃいけない、そういうふうに思
います。

以上です。

○議長（中平富宏君） 6番野々下昌文君。

○6番（野々下昌文君） 一つ、市長の答弁で、

リナックスのOSは、ウィンドウズに対する脅威とか、ウイルス対策について、先ほどありましたけれども、このウィンドウズと比べても、ほとんどそのリナックスではウイルス対策が必要ないという話でありますし、もう一つ、ウイルス対策のソフトは、このリナックスの場合、無料であります。先ほど、お金かかると言いましたけれども。そういうふうに聞きました。

ですから、今回の震災見ましても、応急的な措置は全く通用しないと。応急的な措置というのは、通用しない。予防的な備えが大事だということが、よくわかったと思います。

市長も、備えあれば憂いなしであります。どこまでも市民目線で、一日も早い導入をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） この際、10分間休憩をいたします。

午後 1時47分 休憩

午後 1時58分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 12番、一般質問をいたします。

早いもので、はや12番になりまして、残り二つしかございません。4年の任期を与えられましたので、一生懸命やらさせていただきます。

まず、通告は、市長に3問、用意をさせていただきましたけれども、3番に書いております災害時の緊急避難道については、これ以上、質問しますと、まだわからんかと言われそうでございますから、やめにします。

しかしながら、これは西郷君を初め、我々同僚議員が選挙中、一番、市民の方々から、何とかしてくれという要望があったものでございますから、継続して自民党も、この問題には県や

国に対しても、いろいろな角度から要望をして、少しでも宿毛市の財政に寄与できるような行動をしてまいりたいと思っております。

さて、1問目の「地域特産品開発関係補助金を交付した企業への開業後の支援策について」、長い題になっておりますが、産業振興、そして官民協働のまちづくりとか、もろもろこういう言葉で言われておりますけれども、私が宿毛に帰って三十数年になりますが、若いころ、商売を始めたときに、一次産業の振興というのは、たくさん施策がございましたが、まちおこしか村おこしかいうことで、商売と行政が結びついて、一緒になってやらなきゃいけないというような環境はございませんでした。

一口でいえば、宮崎県の東国原元知事、どげんきやせないかんと。どげんとせないかんか、どちらの言葉かで、ワンフレーズで宮崎県知事を獲得しましたが、その後、批判はできませんけれども、あの口蹄疫のときに宮崎を飛び出して、東京に行くことはなかったんじゃないかという思いもしますけれども、そのように、高知県でも尾崎知事を先頭に、長寿県構想であるとか、そして観光産業をやるとかいう流れの中で、一番先に産業振興をやろうと。高知県の予算も6,000億余りあったものが、4,000億になって、非常に減りました。そこで、高知県全部を歩いて、対話と実行の政治を実現をする努力をしておりますけれども、ここまで産業振興を、行政がのさなかってやらなければ、食えなくなった事情はいろいろあると思いますけれども、私は、地域の社会が、経済的に成り立たなくなっておると。

まず、雇用の場がない。所得が向上しない。貧乏な県ほど、政策がない、施策がない。もがき苦しむようになってきたのが、現況にあると思います。

その大きな一つの問題点は、やはり資本主義

経済が弱肉強食で、どんどんと大店法なんかで、地方の商店や製造業が壊滅的な状態になったこと。あるいは、地域産業おこしをしなければ、どうしても食っていけない中に、国も1,000兆円を超す地方と国の借金がございまして、地方分権をやろうと、自立をしてくれと。そして、経済対策や景気対策を打って、その場しのぎのような形の政策もたくさんある。それに飛びつかざるを得ないような、そういう状況が、どこの地方にも生まれてきておるのが原因ではないかと思えます。

あるいは、社会保障の費用が、年間1兆円もふえていくというような、非常に超高齢化社会を、日本が迎えて、いろいろ税収不足。国も地方も税収不足、宿毛市も、私が入ったころには、国体なんかもあって、140億ぐらいあったものが、今、90数億円というような、一般会計の予算でやりくりをしなきゃならんと。

市長も言っていたように、行財政改革をやって、きのうの答弁の中で出ました、37億ですか、借金を減らして、職員も60人ぐらい減らしたと、そういう厳しい状況が続いておるわけですが、背景としては、何とか地域が自立するために、そういういろんな政策を持って、所得の向上等をやらなきゃいかんということで、頑張っておるわけですが、

私は、何回か前の議会で、コミュニティービジネスというものを例にとって、市長にも質問したことがございますが。

例えば、徳島の葉っぱビジネスであるとか、鹿児島県、特攻基地があった鹿屋市のやねだんであるとか、あるいは山形県の長井市に、長井方式といって、循環型社会のモデルになりました生ごみを使つての堆肥と、野菜づくりの工場であるとか、そういう例を出して、宿毛市でも官民協働の事業を進める上では、やはりこの地域の商売、コミュニティービジネスという感覚

もいるんじゃないかということ、質問したことがございます。

その中に、コミュニティービジネスというのは、二つに分かれると思いますが、一つには、行政がスリム化する中で、先ほど言ったように、60人ぐらいの職員さんが減っていく。そうすると、民間に指定管理者なりに委託をしていく事業もふえてくると。それを、ボランティア精神を持ったNPO法人であるとか、もろもろの民間が受け持ってくれて、官民協働のまちづくりをするという点と、あるいは、この産業振興のように、やる気のある方、ボランティア精神ももちろんですが、やる気のある方に支援をしながら、雇用の確保や所得の向上を求めて、補助をしていく。

国の景気対策であるとか、もろもろの経済対策にのって、有利なものをいただきながら進めていくというようなやり方があるかと思えます。

そして、そのような流れの中で、中西市長もこの7年半の間に、どなたも、どこの首長も、議会の議員も、選挙のたびに、議会の議員の公約というのは、財政持ってませんから、そういうことを目指すということになります。首長さんは、どんな方でも、その地域の雇用、あるいは所得の向上というものは打ち出しておりますし、議会もたびたび、その市長にどのような政策をとるのかとか、何をやるのかとか、いうことを要求をしてまいりました。

そのような流れの中で、夢いっぱい会という組織が、宿毛にも立ち上がって、18か20の部会に分かれて、宿毛の発展のために、さまざまな話し合いの中で、いろんな事業をやってみようという計画が、今も進んでおりますけれども、その夢いっぱい会の中から、芋焼酎をつくってみて、自社工場で宿毛の産業の起爆剤としてやってみてはどうかという話が出まして、2

年前に芋焼酎の工場ができ上がったわけでございます。

今回は、芋焼酎、あるいはナオシチ、まだほかにもあると思いますが、そのような、いわゆる地域おこしの特産品開発をなされておられる方々に対して、1回目は県や市、補助金が出るわけでございますけれども。

私は、自分の商売も振り返ってみましても、そのハードな設備を1回やるときに、あるいは50%、あるいは60%ぐらい補助金が出るというのは、非常にありがたいんですけれども、その事業がその後、本当に補助金を出した効果を求める、いわゆる雇用が拡大して、事業が拡大して、所得が向上する。

あるいは、農家所得が、イモをつくることによって向上していくという、継続していくためには、やっぱり一過性の補助金だけでは、なかなかやりくりがつかない。

もう一回、補助金を出せというのは、絶対に言いませんけれども、その企業が育つために、やはり側面的な、いろいろな、つくるときに燃えた官民一体の組織的な支援もなければ、なかなかこの厳しい世の中で、商売が成り立っていかないんじゃないかというふうなことを、当初から思っております、この焼酎づくりも、注意深く見ておりましたけれども、非常に、初年度、2年度は、大体、予定を6万本。そして、3年先からは、限度の12万本を目指して、生産体制に入ったわけですが、思うようには、なかなか売れないと。

地産地消、地産外消が非常に難しい。壁にもぶち当たって、非常に経営陣の方も努力をなさっております。

そんな中で、宿毛市として、行政がこの企業に対して、あるいはその他の地域の特産品開発を、1回、補助金をいただいてやっておる方々に対して、どのような支援体制を組んでおられ

るのか。今後、どのようにしてこれを成功に導こうとしておるのか、市長の考えを、まずお伺いをいたしたいと思います。

それから、2問目でございますが、市道京法線の待避所の確保について。

これはちょっと、陳情型になって申しわけございませんけれども、なるべくこの陳情型の一般質問はすべきでないんですが、お許しをいただいて、この現状を説明させていただきたいと思います。

本当に還住藪、私も議員になってまだ3回ぐらいしか行ってないと思います。選挙のたびに、4年に1回ぐらいしか、行く機会がございません。

今回、少し小雨の日に、選挙期間中、還住藪に行きました。

途中、軽四で行きましたので、十分に、そこそこの速度で走れると思いましたが、この11キロ、往復22キロありますが、片道たつぷりと30分以上かかります。時速は18キロ以上出すと、何か危ないような感じで、還住藪に着きました。

そこで、マイクを持っておりますから、「宮本有二でございます」、当然触れて回るわけでございますから、西谷さんとか、竹村さんとか、私が名前を知っている方々。西谷さん、親戚が多いので、三、四軒あると思いますが。

各家からおりてきてくださって、「宮本、おまえら選挙のたんびにしか来んが。どうやったぞ、道は」と言われまして、「いよいよ道が悪いね」という話をしましたら、「もうわしらも70超えて、このちょっと薄暗い、きょうはちょっと雨やけど、薄暗かったろう」と。「そうやのう」と言うたら、「バックできんなったぞ」と。

本当にバックがしづらい。危険区域がたくさんあることも、後で確認しましたが、とにかく

バックがしづらくなると。何とか待避所を何か所がつくってくれないかという要望を受けました。

おっしゃるとおりでございます。なかなかバックしづらいところが、帰り道たくさんあります。長さでいうと、200メートル近く、谷川沿いを走ると、どこもバックするところがないというような箇所が、二、三ございました。

危険ということで、鉄板張ってましたが、その鉄板さえずり落ちるんじゃないかと思うぐらい、危険な感じをいたしました。

我々も、市長や県議、あるいは自民党市議団で、毎年、国交省にも行き、そして県知事にも、地方道整備の予算獲得に努力をしておるわけでございます。

その中から、限られた予算でございますが、BバイCからすれば、優先順位ということになると、人口が21名ですか、11戸、非常に少ないところでございますから、なかなかそのとおりにとはつくれないとは思いますが、長い間、あの山里で苦勞をなさっておる方々が、泣くような思いで、何とか車がかわれるとこだけでも、杉林を切ってもろてもええし、がけのやおいとこは取ってもろても構わんが、何とかしてくれんかと、こういう切実な願いでございましたので、若干、陳情型になりますけれども、あえてお許しをいただいて、市長のお考えをいただきたいと思っております。

1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、宮本議員の一般質問にお答えをいたします。

ただいま、補助金を投入した企業への開業後の支援策でございます。

やはり、補助金を投入したから、それでもう済みなんだというふうな、知らんぷりというのは、なかなかできないんじゃないかな。地域の

特産品開発ということでの、地域のためにということがございます、前提がございますので、こういった形のものについては、ぜひ、ずっと支援もしていきたいという思いでいっぱいでございます。芋焼酎の件については、イモの生産をする方々の生活にも結びついている。それから、芋焼酎会社の従業員の方々の生活もかかっているというふうな、雇用の場もでございます。

それから、ナオシチという特産品を、これから売り出そうということで、機械の導入もさせていただいたわけでございます。

こういった品物ができ上がりました、宿毛市の売り出しですということでやっておりますので、私自身、いろいろ関東のほう、関西のほうへ出かけていきます。知り合いの方々も、たくさんおりますので、地域に出向いた際には、そこにちょっと手土産にぶら下げたり、それから、遠方からのお客さんが、宿毛市に来ていただいたときには、宿毛の地場産品ですよということで、紹介もさせていただいております。

それから、こういったものを、宿毛の観光パンフレット、そういったものにも載せていくというふうな、これは芋焼酎、ナオシチに限りませんが、そういうことをしていかなくやいけないというふうにやっております。

さまざまな機会を通じて、PRしていくのが、私自身としての役目でもあろうかというふうに思います。

主な支援でございますが、各種イベントとか、商談会などの情報を、その都度、民間のいろいろな方々にお知らせをしております。

それから、先日も新港のすくも84マリンターミナルで、これは毎月、第3日曜日に産直市をしております、ここで地場産品とか、特産品開発業者の取り組みをPRできる場の創出にも取り組んでおりまして、その結果、近隣の量販店でございますが、宿毛の産品コーナーがで

きております。

そういったことも、一定の成果であるかなどというふうなことは思っております。

また、直七生産組合におきましても、販路拡大をさらに図るために、ふるさと雇用再生特別基金事業という長い名前でございますが、これを活用しまして、営業職員1名、雇用をしているということでございます。

その他にも、商品のパッケージ制作費を補助していこうということで、宿毛市地場産品等のパッケージデザイン支援事業をしております。

それから、市のすぐれた商品を認定する、宿毛市推奨品制度ということも、制度として設けておりまして、地場産品のPRをしているということでございます。

いずれにしても、宿毛で開発された商品でございますから、まずは市民の皆様によく知っていただき、御利用していただくのが一番だというふうに思いまして、そういうことで、市民の方々が、他の、よそから来た方に対して、宿毛の産品はこれなんだということを、PRができるような体制というものが必要じゃなかろうかというふうに思って、そこから市外とか県外とかいうことも、徐々に販路拡大できるんじゃないかなど、そういうふうに思っております。

焼酎とか、ナオシチ製品ではなくて、宿毛から、いろいろ魚の新商品であるとか、そういうものも開発されていまして、やる気のある人たちが、それぞれ頑張ってくれております。

あらゆる機会を通じて、さまざまな支援を行いたいというふうに、どういう支援か、それぞれにまた違うことがあるかと思えますから、行政としての、できる限りのことはしていきますが、限りがございますので、当初、補助金の目的でございます農家所得の向上であるとか、雇用確保の達成をするためにも、これは企業の経営努力を、まずしていただかなきゃいけない。

営業努力が第一でございますので、市民の皆様にも、そういう姿が見えることも、ひとつ大切じゃないだろうかというふうに思っているところでございます。こういった形で、できるだけできることがなんだろうかという、行政としての支援の仕方、市民のいろんな特産品ばかりじゃなく、既存のものもたくさんあるかと思えます。

それを、宿毛の物はこういう物がありますということ、広く皆さんに知っていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、京法線の待避所の確保でございます。

宮本議員が、せんだって行かれたということでございますが、実は、私もせんだってと申しますか、5月の連休のときに、四輪じゃなくて、二輪でまわりまして、非常に、二輪も危険な道路でございます。四輪だと、まだ安定感がありますが、二輪はでこぼこ道もございまして、狭いしということで、自分自身も、あそこの道は、やはり住民の皆様、しょっちゅう出たり入ったりという方々、それとあと、高齢化も進んでおります。そういった方々に対して、非常に危険な道ではないかなというのを、5月の連休に実感してきたところでございます。

そんなことがあって、先ほど、宮本議員から、BバイCというふうな、効率化というふうな、政府のほうが出した数値的なものがあります。

やはり、我々のところの施設整備というものは、余りそのBバイCとか、数値だけで割り切れるものばかりではないだろうというふうに思うわけです。

住民の方が、14戸50人ぐらい、居住されているわけでございますので、このところは、本当にしっかりと、交通網と申しますか、インフラの整備というものは、きちんとしていかなきゃいけないというものも、この間、改めて痛

感したところでございます。

この道でございます。ちょこっと経緯を申し上げますと、昭和63年から平成4年ごろまでは、局部改良で、少し整備をしたというふうな実績がございます。その当時は、14戸50人というふうな人口でございました。ただ、今は非常に高齢化で、住民のすべての方が65歳以上というふうなことで、訴えられた自家用車による行き違い、バックをするということについては、非常に支障を来しているというふうなことも思っておりますので、今後、ここ実は、附則的に申し上げますと、非常に自然景観のよいところですね。小さい川でございませけれども、非常にきれいな水があって、滝も少しあるというところでございますから。

こういったいいところがあるということは、もう都会の人たちには、こういったところ、垂涎的地的じゃないかなというふうなことも感じたわけでございます。これ、宮本議員から、先ほどの質問にもございましたので、現地調査を、まずさせていただいて、少しでも住民の方々の利便性が確保できるようにしていきたいというふうに思います。

附則的に申し上げますと、4号線が今、楠山から出井のほうへ行く道、まだ未整備のところがございます。そこに、やっぱりそこも自然景観のいいところでございますから、昨年度の予算で承認いただいて、景観に配慮した道づくりということで、市の単独調査をさせていただいて、県のほうへ提案をしております。

そういうところに、非常に参考になる調査結果が出ておりますので、そういったものも、少し参考にさせていただいて、できるものをしていきたいというふうに思います。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 若干、再質問をさせ

ていただきます。

今回は、いろいろな商品もある中で、とりあえず宿毛の芋焼酎、それからナオシチ等を例にとりましたが、宿毛の漁業組合で始める魚もありますし、既に大島では、きび工房ですか、都会のピアサーチという会社と提携して、非常に業績も上がっておられるとか。

また、そのほか、栄喜のほうでも女性の方々が特産品開発にいそしんでおられる。パッケージのデザインなんかは、その方々への支援もあったと思います。

とりあえず、市長が申されましたように、企業努力、やっている方が必死になって、夜も寝んずくに考えて、味の向上も図りながら、消費者ニーズにこたえるような商品をつくっていくのは、当然でございます。市長が都会にいくたびにPRをしたり、お土産に持っていったり、もろもろしておることは、既に私も何度か聞いて、承知をしております。

市長のほうから、議会にも、いろいろなことで、その特産品をどうかPRしてくださいという、議会にも要望もございました。

そういう中であって、この継続的に特産品を開発される方々を支えていくという、温かい気持ちがある市民の中にも、行政にも、議会にもなければ、これは非常に、商売としては、難しいもんだなというのは、先ほど申しましたように、私も三十数年、食料品の仕事に携わっておりますから、よくわかります。

流通機構で少し宣伝したぐらいでは、とっても売れるものじゃないというものも、実感としてわかっておりますが、先ほど、市長が申されたように、まずは地元、そして市外、県外へとというその売り込みですね。

その中で、私もすくも酒造の社長もよく承知をしておりますので、大体の売り上げ等も聞きました。アバウトに言って、1年目は4万5、

000本、2年目はそれを少し上回るような努力もしておりますけれども、3月の東北大震災の大きな津波があった件で、非常に日本人は萎縮ムードになっていると。東京の飲み屋さんでは、水割りを飲むと、水に放射能があるんじゃないかとか、もろもろなことで、風評被害等もあって、なかなか水割りが売れないと。

湯割りが売れないのは、水割りが売れないから売れないんですから、少しプライベートブランドであるとか、問屋さんを通していく商品の本数が減ったと、そんなのもありまして、じゃあ、地元で、パーセントとして、どのぐらい売れてるんだと聞きますと、2割ぐらいだと。そうすると、5万本出しても、地元で1万本しか売れてない。以下だと七、八千本ですか。1日に直したら、そんな大した数字じゃないというように思いがかりまして、私も、その議会人として、地場産業をおこせとか、市長、これやったらどうかとか、もろもろ言った手前、一つの反省もあって、焼酎、每晚飲んでみようかなというので、今、飲んでるんですね。毎日飲んでます。寝酒に。

720ミリリットルというのは、4合ですから、私は余り飲むほうじゃないですけど、このくらいの量を、毎日飲むと、1週間で1本あけているんですが、1、180円。

そうしますと、スナックに行ったときも、宿毛のがなかったら、もうおれは来んぞという、必ず置いてくれますので、脅迫じゃないですけど、そういうようなことをして、本数、ちょっと稼いであげようかなという思いがあって、飲んでますと、1カ月大体、自分の家で、ナイトキャップをやったら、5本ぐらいあくんですね。そうしますと、私のような人が1、000人おったら、5、000本。年間6万本は、最初の1年の目標は、これはナイトキャップ、1、000人ぐらいやるのがおったら、すぐ、いく

んだなど。

商売、そう上手にはいきませんけど。

高知新聞に、くろ鉄の池田さんが、自分の6年数カ月を振り返って、新聞に出てましたね。くろ鉄は「乗って残そう」というキャッチフレーズで、赤字の経営建て直しにやってきたのが、なかなか思うようにいかんかったと。減便をしたり、ダイヤをかえたりして、一生懸命やってきたけども、ただ一言いえるのは、幡多の10万人が、たった1回、高知に行ってくれたら、黒字になりますと。でも、それもままならなかったということで、後を新社長に託しておるわけですが。

焼酎も、1日にナイトキャップで、職員の皆さんも議会も市民の皆様も、ほんの少し育ててやろうと。彼らも夢いっぱいの中から、ボランティア精神を持って、何とか宿毛のためにやってやろうと。経営者も株主の名前を見ても、それぞれ、何もやらなくても食べていける人ばかりがやった。そこに甘さもあつたかもわかりませんね。マーケティングの甘さとか。でも、気持ちは、宿毛の産業のためにということで、恐らく補助金なんてのは、ハードのときに使ってしまうから、今はいろいろとお金を借りて、運営をしておると思います。

何とか黒字になって、雇用の確保や、農業所得の向上に寄与できたら、余った分は、最初から宿毛市のために寄附をしますと。こう言っておりましたから、それが実現することを、何とか支えてあげたいなど。

あと、ナオシチにしても、今、山に植えているナオシチ、酢になったら、やっぱり味つけをして、焼酎とナオシチと、この間、新聞に、荒木水産のブリのふりかけも出てましたけど、ふりかけとか、地元で消費するものは、地元の台所の一つずつは、宿毛市民の中にあるんだというふうになれば、売れていくとは思うんです

よ。

我々も、そういうことを目指して、自分の商売もやってきましたから、やっぱり地元で消費するためには、今言ったようなことを、皆さんがやってやろうという思いがないと、なかなか実現しないということでございますので、あえて市長から、今の具体的な例を聞こうとは思いませんが、私の考えに対して、市長の決意なり、いろいろ産業振興課でも練ってみるといったことがあれば、その気持ちだけでもお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 宮本議員から、いいお話を承ったというふうに思います。

全くおっしゃるとおり、御指摘のとおりでございます。私どもも、やはりそういった気持ちを持って、事に当たらなきゃいけない。そういうことが、地場産品を育てるといったことにもつながろうかというふうに思います。

地元の酒屋さんに全部置いていただく。居酒屋さんも、スナックの方々も、恐らく地元の酒屋さんから、アルコール類は買っているというふうに聞いておりますので、そういった商売を、まず会社のほうにも、まず営業努力をしていただきたい。

我々としても、たくさん飲んで、二日酔いになるわけにいかないものですから、適当地場産品を使っていくということ、この場をかりまして、市民の方々にも、地場産品を大切に、消費をしていただきたい。地産地消はここから始まって、地産他消にもつながるといったことになろうかというふうに思っております。

そんなことで、宮本議員が、今、おっしゃったことに対しまして、我々としても、真剣に取り組んでもいかなきゃいけないということ、新たな気持ちになったところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 今、力強い決意表明をいただきましたので、何とか、飲んで残そうということで、頑張ってもらいたいと思います。

やはり産業振興課、宿毛のそういうものを育てる意味では、継続的に、いろいろと考えも出して、そして実際の業者と何回も話し合うということは必要だと思います。

2問目の京法線でございますが、いろいろ聞きました。私も、1回ぐらいじゃいかんと思ひまして、この選挙が終わって、この本会議が始まる少し前に、京法、還住藪、もう一回行きました。というのは、先ほど申しましたように、軽四で行ったので、今度は自分の持っているでっかいので行ってみようということで行きましたら、途中、対向車ゼロでした。仕方ないから、危険区域にとめて、バックをしてみようと。やってみましたけど、バックできません。

助手に1人積んでおったんで、県交通の昔のバスみたいに、車掌さんにさせて、危ないぞということで、何回もとまりましたから、これはもう、とてもじゃないけど、命の道じゃないなど。これは命がけの道じゃなど、こういう思いがしましたので。

今、市長もBバイCだけははかれんと。やっぱり生活道として、何とか検討をしてみるということですから、当然、限られたお金ですから、現地の人も、そんなすぐ全部できるとは思ってません。

あの鉄板を張った谷川沿いの危険なこととか、3カ所ぐらいありますので、年に1カ所でも直さんと、大事故が起こるかもわからんような、危険なところですから、ぜひとも検討するといって、ずっと検討が続くようなことがないように、お願いをします。

これは市長、もう一回、約束をしてもろたら、質問終わりますから。自席でよろしいですから。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 十分、承りました。

本当に、役人言葉で検討する、検討するで、何年も検討しっ放しというのは、時々あります。こういうことのないように、気をつけて、本当に実行をしていくということで、先ほど、宮本議員からは、危ない箇所、本当に危ない箇所があるということで、そこのところは早急に、建設課と現地調査をしていただいて、まず直していくということを約束させていただきます。

○議長（中平富宏君） 12番宮本有二君。

○12番（宮本有二君） 非常に前向きな答えをいただきました。ありがとうございました。

質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 13番、一般質問に先立ち、3月11日、東日本大震災で被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。

13番、一般質問を行います。

5月末に、市民の皆様へ宿毛中学校の移転に反対する会、宿毛小学校の移築、宿毛中学校の移転計画を御存じですか。宿毛市教育委員会は、宿毛小学校を現在のグラウンドに建設し、宿毛中学校を松田川小学校跡へ移転することを計画しています。

この計画に関し、教育委員会は市議会や保護者、地区長等の提言や意見を賜ることなく、市民や保護者に報告、説明すると言っていますが、十分な説明がなされていません。

年初めの時点で、ほとんどの市民はこの計画について、知りませんでした。私たちは、以下の理由で、この計画に反対します。

1、市民への説明が不十分な中での建設は、禍根を残します。

2、中学校の松田川小学校跡地への移転は、中心市街地活性化の動きに逆行します。

3、小中学校の分散は歴史的に由緒ある文教

地区の消滅につながります。

4、今後、公共物は、市街地中心に建設し、避難場所としての機能を備えるべきである。

5、計画では、小学校の校舎は長期間解体されず、中心地に空洞化が生じ、治安上、問題がある。

6、中学校移転先への通学路の整備計画がなく、生徒の登下校時の安全が確保されていない。

この計画の基本的設計等にかかわる9,361万円余りの予算は、3月議会の予算決算常任委員会で否決され、本予算修正することに決定されましたが、ただし教育委員会、市長部局では、6月議会での再提出を伝えられています。

私たちは、この移転計画に反対し、署名活動を行う準備を進めています。

つきましては、市民の皆様への御賛同、御協力をお願いします。

発起人代表 大井田俊朗、地区長連合会宿毛支部長外17名及び街区婦人会正副会長の有志の方々により、6月1日から10日までに約3,600名の署名があり、関心の高さを示しています。

1番の質問としまして、宿毛小中学校の改築計画について。

宿毛中学校の移築に反対する会が集めた約3,600名もの署名について、どのように考えているか。

2番として、宿毛小学校及び宿毛中学校の設計計画については、教育委員会の当初計画に、計画どおり進めていくか。

3番目としまして、宿毛小学校グラウンドに建てかえた場合、旧校舎の撤去、校庭はどのように計画しているか。

4番目としまして、宿毛中学校が松田川小学校跡地に移転した場合、通学路を新しく整備する計画はあるのか。危険であるので、農道を通させないという人がいますが。

そして、質問2といたしまして、市の財政上の理由で、旧校舎の撤去や通学路の整備計画が立てられないということであれば、すべての契約を、競争入札して、工事費を節約する努力をするべきではないか。

以上で、1回目の質問は終わります。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

昨日、松浦議員からも、御質問に対して御答弁を申し上げました。宿毛中学校の移転に反対する署名運動に対して、約3,600名の方々が賛同して、署名をなさっていると。このことについて、教育委員会としては、真摯に受けとめなければならぬと考えております。

一方、子供たちのよりよい教育環境を考えますと、でき得れば、高台で、より広い場所が望ましいと考えておられる方々の御意見も、多数伺っておりますので、今後は保護者、議会、教育審議会と、さまざまな方々の御意見をお聞きをする中で、最終的な宿毛中学校の建設場所を決定をしてみたいと考えております。

それから、宿毛小学校並びに宿毛中学校の建設の計画についてでありますけれども、当初の計画どおり、進めていくかという御質問でありますけれども、この質問に対しても、昨日、一般質問で答弁を申し上げましたので、重複するかもしれませんけれども、お答えをいたします。

現在、教育委員会の考えを多くの関係者の方に説明をさせていただいております。その中でいただいた多くの意見や、御提案を、再度、検証し、市議会や、それから教育審議会の御意見も伺う中で、最終的な建設場所を決めていきたいと、こんなふうに考えております。

それから、宿毛小学校をグラウンドに建てかえた場合に、旧校舎の撤去にかかわる工程についてはどのようになるかとの御質問であります

けれども、宿毛市立小中学校の再編計画におきましては、宿毛小学校並びに宿毛中学校の改築後も、東部地区の山奈小学校並びに平田小学校、東中学校の改築と、さらにその他の学校におきましても、耐震補強工事を進めていかなければなりません。

そういった施設の耐震化の進む中で、教育委員会といたしましては、御指摘のとおり、宿毛小学校、旧小学校の撤去は必要なこととは存じております。承知をしておりますけれども、撤去をする部分に予算を割り当てるとということよりも、まず優先的に、子供たちが使用する建物で耐震基準を満たしていない建物への対策を講じることは、まず先決ではなかろうかと考えております。

改築や耐震化をすることで、子供たちの安全、安心を確保した上で、予算が許される範囲内で、旧校舎の撤去も進めてまいりたいと思います。

議員申されましたように、特別、宿毛小学校を文教の里ということで、宿毛小中学校の跡地を特別視するわけではありませんけれども、宿毛市の中心、真ん中にあるということで、いろいろと市民もその衰退する宿毛の姿を見るということに対しては、抵抗がある。いろいろな御意見もいただいております。できるだけ予算の許す限りにおいて、市長部局とも協議をする中で、取り壊しが可能であれば、そういうことに努めていきたいと、そういうふうに考えております。

それから、宿毛中学校が松田川小学校の跡地に移転した場合に、その通学路を新たに整備をする計画があるかという御質問でございますけれども、現在においても、和田地区や、それから二ノ宮地区など、松田川小学校の児童が通学をしておりますし、また、和田地区からも宿毛小学校や宿毛中学校に通学をされておりますので、教育委員会としては、新たに通学路を整備

をするということは、想定はしておりません。

ただし、そういう場合におきましても、街灯の設置や車両の安全、啓発看板設置を行うなど、できるだけ子供たちの安全の対策を図る必要はあると考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、濱田議員の一般質問にお答えをいたします。

学校の建築計画の入札方式のこと、契約方式のことのお尋ねでございました。

設計業務とか、建設工事の発注方法でございますが、発注方法については、一般競争入札だとか、指名競争入札、それからコンペ方式、随意契約、そしてまた、総合評価方式だとか、いろんな入札と契約の方式がございますが、この学校等の発注方法につきましては、従来どおり、今後、指名選定委員会がございますので、その中に諮る形で、決定をしていきたいと。

我々、こういった建築物を建てる、また構造物をつくるということについては、無駄なことはできるだけしたくないというふうに思ってますし、いろんな工夫をしていかなきゃいけないというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

松田川小学校の跡地が、安いからというようなとらえ方で、私たちは聞いておるわけでございますが、今、松田川小学校に行くのに、この間、きのうですか、教育長の話によりますと、5分もかからないという話でしたけれども、きのう自転車でちょっと行かせてもらいました。そしたら、5分どころの話じゃありません。10分かかって、私はよう行きませんでした。

これ、雨降りの日ですから。そういうようなことを、教育長はきのうは、たかが5分と。そ

れ往復で5分と。そして最後に、往復でやったら10分というように言い直しましたが、なかなか10分で往復できるようなあれではございません。

また、学校の下で、上にあがっていくときには、下に自転車をとめて上にあがっていかないといけないと、そういうような状態でございます。

そういうようなことを考えてみますに、なかなか今の現状、宿毛中学校に来るといふのと、松田川小学校跡地に行くといふのでは、新田のあたりの人、高砂あたりの人からしては、物すごい負担になるのではないかと、そのように考えておりますが、教育長のあれはどうですか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 山上議員の中で、私が発言をしたことでありますけれども、私は、発言の中で、たかが5分であるといふような発言はしてないと思っております。

それから、私の勝手な判断で、山上議員から質問があった際に、片道と判断をしたものでありますから、5分とお答えをいたしました。山上議員のほうから、やはり往復する、しなければならぬという視点で、注意がありましたので、訂正をいたしまして、往復では10分程度かかるだろうと申し上げをいたしました。

実は、私も自転車で行ってまいりました。距離にして1キロそこそこありますので、5分ぐらいで行って、行けたことでしたけれども。5分、10分、二、三分は違うかもしれませんが、その5分、10分のことを、どういふふうに考えるかということ。山上議員に、昨日もお答えいたしましたけれども、10分がどういふ、子供にとって負担になるか。その時間を学習効率といふものにかえていくと、子供にとっては、大変な損失になるのではないか。それも、私も十分考えております。

について、取り消しをお願いいたします。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

ただいまの発言取り消しの申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、濱田陸紀君からの発言取り消しの申し出を許可することに決しました。

濱田陸紀君の一般質問に対する答弁を求めます。

教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の再質問にお答えをいたします。

濱田議員のほうから、宿毛中学校の後ろの山が、子供たちの避難通路としては最適であり、十分、安全を確保できるということで、宿毛小学校も中学校も、あの場所に残すべきではないかというお話がありました。

我々も、何回もあの場所に立ち入って、検証をしてみました。十分、子供たちの安全を担保するにふさわしい避難場所だと考えております。

しかし、我々は3月議会以降、ずっと申し上げておりますように、宿毛中学校と宿毛小学校がああ場所で教育活動をするには、いろいろな不便があると。子供たちにとって、有益ではない。中学校においては、もう少し広いスペースの中で、活動をさせるべきである。

現場の先生のお話の中で、野球のボールが当たってきたはしないかということで、陸上部の子が端を走ったりする。サッカー部の子が、球を気にしながら活動をするという、大変指導するのに苦慮をしているというお話もいただいております。

小中合わせましても、やはり幅の広さには変わりはありませんので、やはり野球部がセカンドを守る場合には、自転車小屋の近くまで下が

りますし、ライトは守備につけないという状況であります。

長さは長くなるということはありませんけれども、野球、陸上、サッカーをやるには、十分ではないという考えでありまして、我々は小学校は同一場所で教育活動をする。安全・安心を担保しながら、子供たちの遊びを職員室から見守れるような形で。それから、中学校も、部活動を職員室から見守れるような形の教育環境がふさわしいということで、現在の松田川小学校跡を進めているのでありますから、その点を御了解お願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

一応、学校の見取り図は、これら持っているんですが、今、宿毛小学校、仮に壊して、そしてその後ろに全然できないか言ったら、同じ学校ができるわけです。

それで、私は、どうしてもここに建ててもらいたい。これは地区長からも、全員がそのような意見でございます。

そしてまた、教育長がおっしゃっていたように、運動場が狭いと。仮にサッカーなんかやったら、親水公園なんかも利用するというのが、一案ではないかと。あそこは大分、場所もあいてます。

そういうようなことも考えていただけないのかと。そのことについて、もう一つ。

先日、6月10日、宿毛の市民クラブ、市議会の市民クラブの方々が、文教センターに大津俊雄先生を呼んで、災害、私たちのまちは大丈夫かというメインテーマで話されたわけですが。

そのときも、その前に大津先生に、1時間ぐらい会わせていただきまして、そしてまちなんかを見ていただきました。

この先生なんかも、やはり川を越えていくと

というのが、ものすごい負担になるというようなアドバイスをいただきました。そして、一応、今の現実の場所で学校もできるのではないかと。都会のスペースからしたら、宿毛のスペースは恵まれ過ぎているというようなアドバイスで、また、仮に今まで、生徒数がこのように多く多数いたときに、問題なくできたのが、今から少子、子供が、極端に言って、大分減っていくわけですね。それで、このような運動場が要るかといえば、私たちは、区長会では、要らないというような判断をしています。

その点について、どうお思いでしょうか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

学校、小学校の今の跡に、新しく小学校を建てて、十分な運動場がとれるのではないかと。いうお話ですけれども、私どもも、建設課のほうへ実際に絵をかいていただくように話を進めているところであります。

昨日も話をさせていただきましたけれども、計算上は、確かに、今、グラウンドのものが取れるかもしれませんが、やはり、校庭とプールの間、プールとそれから体育館の間とか、それから職員の駐車場であるとか、それから、スクールバスが入ってくる、給食トラックが入ってくる、それから、駐輪場であるとか、それから、ある程度、校舎とプールがひつつくわけにはいきませんので、離して、子供が通れるところがあるとか、というようなことを計算しますと、なかなか、我々は難しいのではないかと判断しておりますので、今、実際に建設課のほうで、その図面をかいていただくと、そういう作業をしております。

それから、確かに都会の学校の子供にすれば、宿毛の子供たちは恵まれている。都会の子供は校庭がなくて、屋上で体育なんかをやっている

ところが、確かにあると思いますけれども、やはり田舎の子供は、もう少し、伸び伸びと広いところでやる。広いところで、広い運動場でやるほうが、私は子供たちにとってはいいことではないのか。望ましい教育活動ができるのではないかと、こんなふうに思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 親水公園でのサッカー場のあれは、どのように思われますか。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 失礼しました。

サッカー場の練習場所のことを言い忘れておりましたけれども。

このことにつきましても、3月議会からずっと申し上げておりますけれども、片島中学校、宿毛中学校、いろいろと部活動等で、いろいろと工夫をしております。

その中で、今は片島中学校が高砂のグラウンドでサッカーをやっております。

それから、以前、宿毛中学校もサッカーが、高砂のグラウンドでやりました。やっております。

それから、テニスは、し尿処理場の端で2コートを確認してやっております。今、それが今、中学校の裏に2コートありますので、宿毛中学校は、テニスコートが。それと、あの人数では、対応できないということで、PTAも整備をして、四つ確保したのでありますけれども、学校の教員のほうから、やはり自分たちの目の届くところでやらしたいと。

今、子供が何かの事故に遭った場合に、それから子供同士でけがをした場合には、今、訴訟、補償という時代でありますから、その危機管理対応が大変難しいということがありますし、やはり急に先生が集まって協議をする。職員会議をするとか、校内研修をするとかいう場合

に、やはり同一敷地内で対応することが、最も望ましいと。離れた場所でやるのは、どうしてもない場合には仕方ありませんけれども、我々が提案をしている松田川小学校跡であれば、同一敷地内で対応できるのではないかと、お願いをしているところであります。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問を行います。

私も区長会の方々に、時々呼ばれ、話してるわけですが、仮に宿毛の中学が、あそこでどうしても野球をやらなきゃならないということは、ちょっとおかしいんじゃないかと。もしあれなら、野球部だけでも、行きたかったら和田のほうに、そればあのスペースがあるんやったらやったらいいと。

そのかわり、学校とかいうものは、そのままのところへ戻してもらいたいというのが、宿毛の街区の区長会の皆さんの意見でございます。

これについて、御意見を。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、濱田議員の再質問にお答えいたします。

先ほど来、お答えを申し上げておりますように、学校現場、教員側としては、我々も含めてそうでありますけれども、教育関係者としては、やはり同一敷地内で教育活動をやりたいという考えであります。

確かに、そればあ広い場所があるのであれば、野球部は現松田川小学校で活動すればいいという考えもあるかもしれませんが、やはり移動するのではなくして、教科活動もやり、その後、部活動も行われているということが望ましい、理想的な形ではないかと、こういうふうに考えております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 再質問。教育長、こ

れはあれですけど、大学なんかでも、校庭というのは、大体が、運動場というのは、私らの大学でも1時間離れたところに野球場とか、そういうふうにつくってたんですがね。

そして、悪いですけど、和田なれば、10分、そのあれを渡っていけば10分かそこらで到達すると思います。

それで、あくまでも広くする、そして急傾斜地のところ、あれすると、それになれば、余分に金もかかるんじゃないかと、そのように思います。

そしてまた、道なんかも、前の道を通ればと言われてた。道にしても、車なんか大変、今、各家庭に1台は持ってます。そういうことで、事故の危険性も、向こうに行った場合、300人近くの生徒が行くわけですから、その事故なんかも、また起きる確率も高くなると。

そして、そのために道も広げなければいけないと。そして、照明灯もつけなければならぬと、そういうようなことを加味していくと、まちの中に建てるよりは、はるかに経費が要るんじゃないかと、私はそのように思うんですが、そういうようなことは、道の拡張とかいうことは、全然、教育長は考えてないということでございますが、あの狭い道で、それほど急に、何時から何時までといったら、大体、遅れんように子供たちは行くと思うんですよ。そしたらやはり、その間に、あればの狭い道に自転車なんかでものすごいあれすると、そういうようなことを考えれば、事故なんか多発するんじゃないかと、私はそういうふうに思っていますが、教育長はその辺、どう思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

今の通学路、宿毛中学校に入る通学路と、それから松田川小学校に通う通学路との道の幅の

広さについては、若干、今の中学校に通う通路が広いかもしれませんが、道路事情、交通量を考えますと、むしろ今の場所のほうが、交通事故に遭う可能性が高いのではないかと、我々はそういうふうを考えておりますし、濱田議員おっしゃりますように、確かに街区の人、濱田議員も含めまして、宿毛中学校に対する文教の里としての、文化の灯台としての学校の位置づけは、十分理解をしておりますけれども、我々は、教育的視点、子供のためにはいかなものかということで、お願いをしているつもりでありますので、そのこのところ、よろしく御理解をいただきたいと、こういうふうに思っております。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 私、先ほどから言いましたが、雨降りなんかのことを考えますと、教育長が10分程度だという話をいただきました。自転車ですよね。

しかし、私はきのう行ってきました。そして雨の中、かっぱ着て行ったわけですけど、やはり教育長が言うような時間では、全然行ってこれませんでした。

何でかと言いますと、子供やったら、首の中に雨が入っても、水が入っても、そのまま行くかもしれませんけど、私なんかやっぱこう、やりかえたり乗かえたりして、そしてあその下の自転車置き場から上にあがって行って、そうした場合には、やっぱり20分近くかかりました。町の中からですよ。

それは、若い中学生やったら、そんな時間はかからないかもしれないけど、通学に使う時間を、少しでも、通学に使う労力を勉強に使うほうに回していただければ、私にはるかにそれは得策だと、そのように考えておりますが。

教育長の御見解をお願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 濱田議員の再質問にお答えをいたします。

先ほど来、お話をしていますように、時間が10分か20分かは定かではありませんけれども、それは子供たちの体力、それから自転車を動かす技術等にもかかわってくると思いますので、確かな数字は出せませんが、先ほど来、申し上げておりますように、確かにその時間を有効活用として、教科活動、勉強を学業のほうに向ければ、確かに毎日5分、10分、20分という時間は大変貴重な時間でありませぬけれども、我々は、それよりももう少し子供たちに大事なものがあるのではないかと。教育的価値があるのではないかと。その中の一つが、子供たちの安全、安心を担保する、確保するために、高台に行って活動をするほうが望ましい。

それからもう1点は、いろいろな活動をするのに、広いスペースが要るのではないかとという視点でお願いをしていますので、そのこのところを御理解をお願いしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） この問題、いつまでも話したところで、けりはつかないと思っております。

それでは一つ、市長のほうに話を振りかえさせてもらいたいと思います。

市の財政上の理由で、旧校舎の撤去や、通学路の整備が立てられていないということであれば、契約を競争入札にして、工事を節約する努力をすべきではないかと。これを市長のほうに、もう一度聞きたいんですが。

これ、指名競争入札で、市長はお願いしたい。一般競争入札にすれば、少しお金のほうが安くなるのではないかと、ちょっとお聞きしたいんです。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、先ほど申し上げ

たとおりでございまして、設計業務とか、建設工事の発注方法、これお金が安くなるかどうかは、これは入札の結果でございまして、設計とか、我々の予定価格というものは、積み上げたものでございますから、それは変わりございません。

そういうものを用意した中で、入札にかける、指名競争にかける、一般競争にかける、そしてコンペ方式にするか、総合評価式、それから随意契約といったものが契約方式とありますから、それは従来どおり、今後、指名選定委員会に諮った中で、実施をさせていただきたいというふうに申し上げました。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 一応、僕も何か、一応、日本でもトップクラスの設計士とか、そういう方々に、3人ぐらい聞いたわけですが、一応、全国平均が五、六十万と、学校は。そういうような単価になっていると。

そして、70万になれば、ちょっとグレードが上がるといふようにあれしてますけど。

前回あれした17億というのは、私は100万を超えるというふうな感覚であると、ちょっとこれは宿毛なんかの財政では無理ではないかというふうに思って、市長に質問したわけですが。

その点について、ひとつ伺います。

坪単価、大体、五、六十万と聞いておりますが。そして、70万になれば、ちょっとグレードが高いというように、私はお聞きしておりますが。その点について、ひとつお願いします。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 坪単価50万が、坪単価70万というのは、ちょっと私、今、手元に持っておりませんので、はっきりわかりませんが。

これ、3月に提示しました設計金額8,70

0万でしたっけ。その金額が高い、高いというふうなことで、議会としては否決をされたわけでございます。

これは、設計に関する予算を立てる単価としましては、国交省のほうから算定式を示されております。その算定式に従って、建設課の担当者が算定した金額を計上したわけでございます。

これが高いか、だから高いから、じゃあそれを5,000万にした場合に、我々はじゃあ、5,000万の根拠は何だと言われたときに、それはお話ができないわけですね。

そういった根拠のあるものでしか、我々は予算を計上できない。例えば人件費にしても、何人がいて、どれだけの報酬、俸給があつて、それを掛けて年間の人件費というものを算定するわけでございますから、予算を計上するときには、そういった計上の仕方をしておるといふことでございます。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 設計料が、これは5月31日の高知新聞でございますけれども、近隣のところに比べると、2倍から4倍というふうなあれが出ているわけですが、それを市民の皆さんが聞いて、何でこんな高いところにするのというような質問を、私、受けましたので、市長のほうに聞いたわけでございますので、できればこの説明をしていただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長。その2倍から4倍という根拠が、発言されている方のほうからわからないんですね。

だから、何で2倍から4倍になっているのか。その新聞に出た根拠、私のほうには何もインタビューもされておられませんし、そこがどういう根拠なのか。

私どもは、さっき申しましたように、設計予算を計上したのは、国交省の定めた算定式に基

づいて出ただけであって、それはまだ入札も何もしていません。予算の計上した金額だけということでございますから、これが高い、安いというのは、どういった根拠なのか、そこら辺が、新聞に出ているのはわからないというところでは。

○議長（中平富宏君） 13番濱田陸紀君。

○13番（濱田陸紀君） 今の、3月議会で修正議案が出されておりますので、これは取り消します。

一応、こういうように新聞なんかに出ると、市民の皆さんとしては、いろいろと疑義に感ずるような点は、やっぱり質問してくるわけでございます。

それで、宿毛なんかも財政的にも余り裕福じゃないから、できる限り、安いあれで、安全な学校をつくってくれというのが、市民皆さんの願いです。

もうこれ以上、教育長とも話していたところで堂々めぐりになりますので、この辺で一般質問はやめますけど、一応、市民の皆さんが納得いくように、地区長の皆さんなんかとも、計画して、話を進めていただければ結構かと思えます。

一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会することに決しました。

本日は、これにて延会いたします。

午後 4時11分 延会

平成23年
第2回宿毛市議会定例会会議録第4号

1 議事日程

第10日（平成23年6月22日 水曜日）

午前10時 開議

第1 一般質問

第2 議案第1号から議案第10号まで

----- . . ----- . . -----

2 本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

議案第1号から議案第10号まで

----- . . ----- . . -----

3 出席議員（14名）

1番 高倉真弓君	2番 山上庄一君
3番 山戸寛君	4番 今城誠司君
5番 岡崎利久君	6番 野々下昌文君
7番 松浦英夫君	8番 浅木敏君
9番 中平富宏君	10番 浦尻和伸君
11番 寺田公一君	12番 宮本有二君
13番 濱田陸紀君	14番 西郷典生君

----- . . ----- . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . ----- . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長 岩本昌彦君
次長兼調査係長 朝比奈淳司君
議事係長 田村泰生君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長 中西清二君
副市長 岡本公文君
企画課長 山下哲郎君
総務課長 弘瀬徳宏君
市民課長 野口節子君
税務課長 沢田清隆君

会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

----- . . . ----- . . . -----

午前10時01分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。この際、議長から報告いたします。

本日までに、請願1件を受理いたしました。よって、お手元に配付してあります請願文書表のとおり、所管の委員会に付託いたします。

日程第1一般質問を行います。発言を許します。11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 11番一般質問を行います。

おはようございます。私もこのたびの選挙で4回目の当選をさせていただきました。今議会は、新人3人を含む10人の議員がこの一般質問に立ちました。私が最後の議員になりますので、執行部の皆様には簡潔な御答弁をよろしくお願ひしたいというふうに思います。

今回、私が行う質問は大きく分けて3問であります。まず、1問目については、学校の再編についてであります。この問題につきましても、今議会においても私を含めて5名の議員が同じ再編問題ということで取り上げてまいりました。その多くは宿毛小学校、また、宿毛中学校の新築また移転ということについてでしたが、私はちょっと視点を変えまして、宿毛市全体を踏まえた形での再編計画についてお聞きしていきたいというふうに思います。

まず、この今回の統廃合、先ほど議長から申されましたように請願も出されておりますが、私として言わせてもらえれば、非常に混乱しているというふうに考えております。そして、この混乱を招いた大きな要因というのは、平成19年の11月に出示されました、それまでの行政改革を進めて来た統廃合プランとは全く違う、中学校1校、小学校4校に統廃合するというプランが出されたことに端を発しているのではないかとこのように思います。そして、そのプラ

ンを議会に示し、また、各地域で説明する中で非常に風当たりの強いところもあったということで、一年半余りたったところで、それからの説明をほとんどせずに、また新たな統廃合のプランを出してきた、これが22年の5月でありました。現在もそのプランに沿って行われているわけですが、その上に市長が、昨年12月に私の強い思いだということで議会にも発表されました、有名な建設設計士に設計を委託したいというふうに言ったことが輪をかけて、この大きな混乱を招いているのではないかとこのように思います。

P T Aを初めとし、地域の皆さんが最も望んでいるのは一日でも早く安心して安全な、勉強のできる環境をつくってほしいということであり、それに向けての取り組みを一日も早く始めてほしいということをお願いしておきたいと思っております。

また、3月議会において予算の修正可決を議会としていたしましたが、これも事業の見直しを行って早急に補正予算を上程してほしいという一言を申し添えておりましたが、今6月議会にも出されずに今年中の予算編成をということで、今議会でも何度か答弁にありましたが、できるだけ早く示してほしいというふうに思っております。

私はこの際、この今まで混乱を招いた再編計画を教育委員会として一度総括をし、リスタートと言いますか、もう一度スタートを切り直す必要があるのではないかとこのように思っておりますが、教育長のお考えをお聞きしたいと思います。

また、3月11日に起きた東日本大震災を受けて、全国各地の自治体で公共施設の耐震の見直しや建設場所等の見直しが行われておりますが、宿毛市としては、現在の統廃合のプランをそのまま進めていこうということをお

のか、また見直しをしていくのか、教育委員会、また宿毛市の考えとしてお聞きいたしたいと思
います。

そして、現在海岸近くにある、小・中学校に
ついては、耐震補強が終わっていたり新築され
たりしているところもございますが、津波対策
となる学校での地震に対しての対応・対策につ
いて、どのように見直されているのかについて
もお聞きいたします。

次に、県道宿毛津島線の道路整備に係る景観
保全対策の提案についてお聞きいたしたいと思
います。この事業については、昨日の宮本議員
の質問の答弁に対して市長のほうから少し紹介
もされましたが、平成22年度の当初予算に1
40万7,000円が計上され、篠山登山口、
登山道の登り口から出井までの未改良区間、約
6キロあるわけでございますが、この改良に対
して工事を行う高知県に対して、具体的な提案
ができるような資料作成をするための予算であ
るというふうな説明がなされております。そこ
でお聞きいたしますが、この調査によって委託
業者からどのような報告がなされたのか、また、
その報告を受けて高知県に対してどのような提
案をしたのかについてお聞きいたします。また、
地元への説明はどのようになされているのかに
ついての御説明をお願いいたします。

3点目に、くろしお鉄道宿毛駅の魅力回復に
ついてを質問いたします。この宿毛駅は市長も
よく言われておりますように、終着駅であり、
始発駅でもあるわけでございます。利用が少な
いとはいえ、宿毛市の玄関口として、今よりも
少しでも魅力のある駅になればということでこ
の質問をさせていただきます。

現在、観光案内センターは駅の出発ロビーの
中に新設されまして、明るく機能的な所になっ
ております。ところが、待合所のところからト
イレまでの空間は地元の業者が1店舗営業いた

しておりますが、早朝時また夜間は営業してお
らず、トイレへ行くのに一度外に出て行かなけ
ればなりません。この質問をするという
ことで、担当課と話していく中でくろしお鉄道
のほうにも問い合わせしていただきますと、そ
れなら今週の月曜日からあけることができます
よということで、現在は夜間・早朝も中の通路
を通れるようになっておるようでございます。

しかし、この中にある食堂のあったところは
壁で覆われ、とても殺風景な風景になっており
ます。このデットスペースをどうにか利用でき
ないかというふうに私は考えるわけですが、例
えば、チャレンジショップのようなところを、
人または団体を入れて運営してもらうことはで
きないか、または、白くきれいな壁ですので地
元の写真愛好家、また絵画とか書道とかそうい
う愛好者に開放して、展示スペースとして利用
してみれば、今よりも一つ魅力のある駅になる
のではないかというふうに考えますが、市長の
お考えをお聞きしたいと思います。以上で1回
目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 皆さん、おはようご
ざいます。寺田議員の一般質問にお答えいたし
ます。

まず、学校再編計画のことにつきまして御質
問いただきました。御指摘のとおり、平成17
年度に策定いたしました宿毛市の行政改革大綱
において、小筑紫地区の3つの小学校の統合及
び宿毛中学校と橋上中学校の統合計画をしてお
りました。その行政改革大綱に基づいて学校再
編を行ってございましたけれども、平成19年度
になりまして財政や効率化というそういう観点
だけではなくて、子供たちのよりよい教育環境
を整備するということを重点に置いて、あわせ
て地域の文化や業績的課題や学校の適正規模等
を総合的に勘案する中で宿毛市全体の望ましい

ありようを考えて再編計画を策定したものであります。19年度の計画はそういうことであります。

再編計画策定後、議員の皆様には御報告いたしまして、関係する小・中学校のうち一部の学校の保護者や地域の皆様に御説明をいたしました。そのことにつきましては、すべての学校を回るべきでありましたけども、まず、小筑紫地区の3つの該当する小学校、田の浦小学校、それから小筑紫小学校、栄喜小学校、それからもう一つ、宿毛の中学校に統合することに計画しておりました橋上中学校に報告を、19年度に新しい再編計画をしたので報告しますと。その後、我々の骨子ができましたら改めて報告に伺いますという話をしておりましたけれども、再編計画の策定後に議員の皆様には報告して関係する小・中学校にも報告した中でありますけれども、いろいろ皆様から御指摘を受けたり、いろいろな御意見を賜る中で、統合に当たっては、地域性を最大に考慮する、そういうことも大事であるけれども、中学校の1校については、もう少し競争原理も活用しながら市内の学校同士で切磋琢磨できる環境を確保すべきでないかという意見もありましたし、それから、教育委員会といたしましても、改めて協議を重ねまして子供たちにとってよりよい教育環境を整備するというを基本に置きながら、そして、地域性も十分配慮すべきであるという考えのもとに、平成22年6月議会で報告を申し上げましたように、現宿毛市立小中学校再編計画の見直しにさせていただいたと。こういうことであります。

御指摘のように、数年のうちに2度も見直しを行いました。そういうことにつきましては、子供たちにとってよりよい教育環境をいかに整備するかということに関しまして、保護者を初め、地域の皆さん、議員の皆さん、多くの皆さん

から多くの御意見や御提言をいただく中で練り直したものでありますので、教育委員会としては基本的な方向が定まっていないというものでもありませんし、一遍決めたものですから金科玉条のようにそれをどうしても押し通していくというものでもなかったということでありますので、その点を御理解いただきたいと、こういうふうに思っております。

それから、今後も、保護者や地域の住民の皆さん、審議会の皆さんの御意見等を十分お聞きいたしまして、教育委員会の考えも説明する中で御理解と御協力をいただきながら、よりよい教育環境を整備してまいりたいと考えております。

それから、このことにつきましては、山上議員の質問に対してもお答えいたしましたので、重複することがあるかもしれませんが、お答えさせていただきたいと、こういうふうに思います。東日本大震災を受けまして、小・中学校の再編計画を見直す必要があるのではないかと御質問もありましたが、そういう未曾有の被害をもたらした東日本の災害から学ばなければならないことはたくさんあると。そういう悲惨な、我々は教訓を十分学校現場に生かしていかなくはならないのではないかと、こういうふうに考えております。子供たちの安全・安心を確保するために、できるだけ早く学校施設の耐震性を確保すること、また、津波の被害が想定される沿岸部におきましては、学校改築におきましては、場所の選定についても十分検討することと、近い将来かなり高い確率で発生するであろうと言われております、南海地震に対するための万全の対策のための取り組みを講じていかなければならないと考えております。

学校再編の枠組みにつきましては、現計画をもとに保護者や地域の皆様と十分協議してまいります。

3点目の、津波被害で想定される学校の安全対策についてでありますけれども、本市におきましては、東日本大震災の想定外の津波被害を受けまして、市内の小・中学校の避難場所の見直しも行っております。具体的な取り組みといたしましては、教育委員会が職員をそれぞれの現場に派遣いたしまして、安全な場所を点検して地域の皆さんに協力、学校の保護者や現場の方に協力いただいて進めていると、こういうことであります。

それから、議員提言がありました、もう一度この計画をリセットして白紙に戻して計画を進めるべきではないかということでありましたけれども、我々は教育委員会といたしましても審議会で答申をいただきまして、それから議員の皆様やいろいろ市民からの御意見もいただきました。それをもとに、フレキシブルでより柔軟性を高めてよりよい再編計画をつくっていくと、こういうことございまして、もう一遍白紙に戻して計画をつくり直すということにつきましては、2年も3年も時間を要することになりますと、子供の安全・安心を担保できるということが、なかなか難しいということもありますので、我々としては、今、平成22年度に計画しましたものに沿って皆さんからの意見をちょうだいする中で、よりよい再編計画をつくっていきたくと、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、おはようございます。寺田議員の一般質問にお答えいたします。

まず最初に、県道宿毛津島線の景観調査でございますが、この調査、昨年度、いわゆる篠山登山口の手前から笹平のキャンプ場がございまして、それから出井のほうまで、県道でございまして、県が草間のほうへ向かって県道改修を今実施しております。ここを見たときに、笹平の

キャンプ場手前から見ますと、あそこはすごく、非常に自然景観のいい所でございます。昨日、宮本議員が京法のほうの還住敷の道路のこともおっしゃられておりました。それは、道路を改良しなければいけない、そこよりはまだ広い所でございますけど、ここもやはり景観の非常に素晴らしいところだと私は思っております。そういったところから、コンクリートの3面張りということで、道路から川の間にある木々が倒されていくということは、やはり自然景観を損なうものだというふうに思いまして、景観調査を県道でございまして、宿毛市のために景観調査していただいて、そして、これを県道の整備に生かしていただきたいという思いで議会の御了承もいただきまして、発注したわけでございます。

まず、1点はどのような報告かといいますと、株式会社日本科学技術研究所、日本全国でも非常に景観調査であるとかそういったことをやっているという実績があるということで、アユの可動の川の石を変えたりして、流れを少し変えたりしてアユの産卵場をつくったりもしているというふうなことでございまして、報告書そのものはこのように分厚いものでございます。この中で景観調査の結果であるとか、基本的な考え方であるとか地域振興への提案であるとか、そういったものをいただきまして、我々でもこれを見せていただき検証しまして、県のほうにもこの報告書を届けまして、このような形での宿毛市での調査ということで、これをぜひ生かして景観の保全に努めて、自然の保全に努めていただいて、県道の整備に当たっていただきたいということを、県の土木部長にも申し入れいたしたところでございます。

地元としましては、やはり出井に抜けるまでの5.5キロを一刻でも早く道路整備していただきたいというのは、私どもも知ってますし、

我々の願いでもあります。それについての、やっぱり景観を重要視した形での検討・改良をお願いしたいということで申し入れをしたところでございます。

高知県によりますと、本年度は総事業費が約3,700万ということでございまして、これで改良工事を行うと。その中に道路測量設計一式も含まれていますので、この市からの提言は取り入れていただけるものだと、まだこういった形・中身については県からの提示もございませんが、ぜひ、これが無駄にならないような形をとっていただきたいというふうに思ってるわけでございます。

地元に対しましては、まだこの中身についての説明は、我々としてはいたしておりませんが、これから道路測量設計が県のほうで発注されると思います。その時に、我々も含めた地元の説明が県からあろうかというふうに思っております。また、この市の調査結果について地元の説明すべきだという話であれば、我々も出向いて行って、また説明をしたいというふうには思っております。

それから、土佐くろしお鉄道の宿毛駅の魅力回復でございます。宿毛駅の事故以来、あそこに小さな喫茶店・売店があったり、食事をする喫茶店、そういったものもありました。くろしお鉄道そのものが経営しておりました売店は、あの事故以来ずっと赤字でございましたので、くろしお鉄道はそれを撤退いたしました。その後、地元の若手グループが売店をあそこで開いていただき、一定の成果を上げている状況でございます。これは、地元産品のみならず、この幡多地域、それから愛南町も含めた形でこの周りの産品とかを、そこに直販的なものもございまして、売店を開いていただいて、持ちこたえて経営が少しは安定しているかと。厳しいことは変わりませんが、経営は成り立ってい

ってるという状況でございます。

それから、今、喫茶店が店じまいをしまして、シャッターがおりてると言いますか、白い壁になってるのは皆さん御存じのとおり、寺田議員のおっしゃるとおりの状況になっております。これは今後、今、御提案がございましたような形がとれるのであれば、にぎわいの創出にもなりますので、また、人が駅に集まる、駅というのは町の中心と言いますか、どこでも大体そうなんですが、そういった所に人が集まるということは、鉄道の利用にも少しつながっていくのかなというふうなことも思っております。ただ、私どもに権限があるわけではございませんので、今の提案を土佐くろしお鉄道にも我々として、提案していきたいというふうなことは思っている、そういう状況でございます。以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問させていただきます。まず、学校の再編問題につきましては、ちょっと聞きたいことが多くありますので、できれば順序を逆にさせてもらって、県道宿毛線また駅の関係についての質問を先にさせていただきたいと思っております。

まず、県道宿毛津島線の道路整備についてですが、県のほうに持っていったということですが、県が3,700万、改良工事に予算をつけているということでございまして、この路線、私が初めて議席をいただいた12年前ぐらいには、約年間予算として、1億2,000万ぐらいの予算がついていたと。だんだん少なくなって、この近年でも3,000万近くはついていたんじゃないかなと感じているのですが、その点から言うと、新たにこの市からの申し入れを受けてふえたのかなというふうな感じもするのですが、その点について答弁ができればお願いしたいと、していただきたいというふうに思います。

また、この宿毛津島線というのは県道4号線
であります。特に、昨年の担当課長の質疑に対
する答弁によりますと、緊急輸送道路ネットワ
ーク計画に位置づけられているというふうに答
弁しておりますが、そういう路線であればなお
さらこの震災を受けて、高知県が進めている1.
5車線の改良ということではなく、最低でも、愛
媛県が行っている1.5車線改良、または片側1
車線の2車線改良を働きかけていくべきではな
いかというふうに思いますが、この点について
の御答弁をいただきたいと思えます。

また、その地元への報告と協議についてであ
りますが、今、市長のほうからも、まだ地元
には話をしていないということでありましたので、
できれば、やはり計画が進み出すまでに地元の
意見も吸い上げる、採用していただくというこ
とを考えれば、できるだけ早い時期に地元との
話し合いを一度持っていただければというふう
に思いますが、この点についてお考えをお聞き
しておきたいと思えます。

何はともあれ、この宿毛津島線は地元住民、
また宇和島へ抜ける道としては国道56号線よ
りも数段早く通行できるということがありまし
て、利用されるドライバーが結構おります。そ
のドライバーの人たちにとっては、安心して安
全に通行できる道路が一日も早く欲しいという
のが念願でございますので、近自然工法にこだ
わるのではなく、できるだけ早く改良ができる
方策を県に対してお願いをしていくほうがいい
んじゃないかというふうに思いますが、この点
について御答弁をお願いいたしたいと思えます。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、年間の予算とい
うのは私の手元にはございません。お答えするこ
とはできませんが、あと、この道路、急ぐとい
うのは我々も十分知ってますし、その緊急輸送
という部分もあります。56号1本しかござい

ませんので、この面についても承知しているわ
けですが、だから安全・安心と自然景観とどう
いうふうに調和させていくかというのが、一番
大切なことじゃなからうかと思えます。そうい
ったものを少しずつ調和して、どれが一番重き
を置くか、そしてまた、自然景観をそれで全部
アウトにするのか、ここのところを調和させて
いただくのが、道路の担当の方に我々お願いし
たところでございます。急ぐ、全部やれ、自
然景観全部壊してもいいということには、なか
なか言いづらい。我々としては、キャンプ場も
ある所ですし、素晴らしい景観のある所でござ
いますから、そここのところの調和をぜひ図つた
形で県のほうにもやっていただきたいというの
が我々の気持ちでございます。

それから、地元には先ほど申しましたように、
必要であれば話しますし、それは実施について
は県の事業でございますから、実施の前まで
には、県と一緒に話す、我々には多分話が
あるかと思いますが、その時にはきちんとし
た、県と一緒に地元の人に、こういった
形でという整備方法ですとか、そういうものは
多分に示されるんじゃないかと。まだ示されて
おりませんが、そういうことについてはぜひ地
元にも、前広に説明もさせていただきたいとい
うふうに考えております。以上です。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） それでは再質問いた
します。ただいま、市長のほうからこの県道に
ついて県との協議の中で、進みぐあいによって
地元とも話をしていきたいということですので
よろしくお願いをし、また140万という、宿
毛市の財政にとってはそんなに小さくないお金
だと思いますので、その使ったお金が無駄にな
らないようによろしくお願いをしたいと思います。

次に、駅の魅力回復についてお聞きいたしま
す。この駅の、私的に言わせていただくと、デ

ットスペースになっている所というふうに言わせていただきますが、先ほど言っていました食堂というか喫茶店があったスペースというのは、今、市長も認めていただきましたように、壁で覆われて中は見れるような状態になっておりませんが、私は食品関係の仕事をしているわけではないのでよくわかりませんが、あのような形で何カ月も閉じ込めておくということが続けておりますので、中の機材についてはもう利用できないんじゃないかというふうに思うわけですが、もしそうであれば、例えば、中の機材等をすべて撤去し、広いスペースをとれば、例えば、先ほど言いましたチャレンジショップなり、新たな企業でも個人でもいいですが、そういう人たちが入ろうとするときに、検討できる対象になるんじゃないかというふうに思いますが、この部分について市としてくろしお鉄道のほうとお話するつもりはないか、また検討を試みる可能性はないかについてお聞きしたいと思います。

また、そのチャレンジショップなるものが出て来た場合に、例えば、宿毛市であったりくろしお鉄道がその出店費用の一部なりを補助または負担をする、または使用料についてある一定期間免除するような形をとれるようなことがあれば、そういうチャレンジをしてみたいというふうな気持ちがある人にとっては非常に明るい材料ではないかというふうに思いますが、この点についても御答弁を願えればと思います。

もう1点、現在84ターミナルで行っております産直市、きのう市長の答弁で、宮本議員に対する答弁でちょっと出ておりましたが、月に1回開催しているようですが、なかなか私も何回かのぞかせていただきましたが、わざわざ新港まで行くというような感じになるわけですが、先ほど市長も言いましたように駅は町の中心、情報発信の拠点にもなるような所だということ

を考えれば、この産直市を毎回とは言いませんが駅で開催する、また、そのことによって来客者また出店者がふえてくるのではないかというふうにも思いますが、この点について市長のお考えをお聞きいたします。再質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 市長、喫茶スペースの壁に覆われている中、機材があるのかどうかちょっと私、承知しておりません。くろ鉄の話でございまして、承知してないものについて何だかんだ言うことは、ここで答弁はできませんが、そういう議員がおっしゃるような話でありましたら、これはくろ鉄に対してものは言っていないと思います。あそこが有効活用できれば、大きなスペースがあると思いますから、有効活用できてくろ鉄の少しでも収入になれば、これはくろ鉄にとってもいいこととございまして、恐らく、くろ鉄会社としてはそういったスペースは有効に使う人があれば、申し出があれば、恐らく使わせるというふうなことだろうと思います。一応、我々も取締役になっておりますので、そういった取締役会で経営の方針であるとかそういうのが出ますので、そういったことは、話はできると思います。それはしていいと思います。ただ、チャレンジショップが出て来た場合、いろんなお金、補助というものがあります。お金の補助をすればいいのか、それとも家賃を減免するとか、そういういろんな金ばかりじゃなくて、ほかの支援策があれば、そういう支援策にこしたことはないかなというふうに思います。チャレンジショップ、旧市街地のほうでもそういったことは募集はしますけれども、なかなか出てきていないというのが実情でございまして、そういう補助を出せば来るかといったらはっきりわからないところがあります。

それから、84ターミナルでやってる産直市、

それまでのスペースがあるかどうか、今、突然の提案でございますから、その件については聞いておきまして、部内でもちょっと話を。一応、産直市のメンバーの方々もでございますから、おっしゃるとおり駅が中心でございますから、駅は人が集まる所というふうなことから、そういう面も検討してみてもいかなというふうなことは思っております。以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問を行います。先ほど、市長も取締役会のメンバーであるということもおっしゃっておりますので、ぜひ、駅の壁で覆われた中の状態、また駅の有効活用についての可能性を模索していただければというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、次に宿毛市の小・中学校の再編問題についてお聞きいたします。まず教育長に、この再編計画、19年の審議会に付託したときに10年、20年先を見据えた小・中学校の将来像を描いてほしいということで、その答申を受けているというふうに思いますが、その受けた答申を先ほども教育長が認めましたように、2年足らずの間に新たな再編計画ということで再度答申したお答えが、全然違った形の答申をいただいて今の計画になっているということですが、この再編計画、そもそもが、市民が見ると、教育委員会としての一つの柱というものがはっきりしていないことによって、ふらふらふらしているのではないかというふうに思えてならないのですが、この点について、教育長の御意見、また教育委員会としての見解をお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育長、寺田議員の再質問にお答えいたします。19年度の再編計画につきましては、5年前のことですので、確

かにないところもあるかもしれませんが、いろいろ皆さんから御審議いただきました。御質問もありました。その中で、これは将来にわたって宿毛の教育を十分に進めるに当たって、しっかりした計画であるかという質問もあったかと思っておりますけれども、その時点におきましては、我々は、人口、子供の生まれてくる推計を見る中で、少子化傾向に歯どめがかからない状況の中では、1校体制で、中学校は専科の先生で、ある程度の競争原理も働いて、それから、専門性も生かした一つのしっかりした中学校を建てるべきであるという考えでありました。けれども、我々が考えた計画は皆さんから支えていただけなかった。

それから、地域からも、やはり中学校としても、中学校の先生の現場の中にも、何校かあってその中で切磋琢磨する。私の申しましたのは、生徒間の切磋琢磨でありますけれども、学校現場の先生方の中からは、それぞれの中学校の中で、切磋琢磨して競争原理を活用した取り組みがあるのではなかろうかという視点で反対もありました。

そういう中から、我々は審議会にも諮ってそういう方向を出したけれども、やはりもう一度練り直しが必要ではないかと。ふらふらしていたわけではありませんけれども、その時点では我々はこれが正しいと、望ましい方向であると思っておりましたけれども、やはり、皆さんから支えてくれないということであれば、やはり、練り直しも考える必要があるのではないかと、先ほど申しましたように、教育委員会の出した案が金科玉条のごとくそれを譲らないというものではない、フレキシブルに対応する、皆さんのいろいろな意見もちょうだいする中で変えたということでありまして、頑固に譲らなかったという点では、もう少ししっかりしたものをつくれと言われるかも知れませんが、我々と

したら皆さんの意見をちょうだいしまして、望ましい再編計画をつくるということでありましたので、その点を御理解いただきたいと、このように思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 金科玉条のようというお話が何回もありますが、最後のほうに教育長の言われた理解がいただけなかった、賛同を得られなかったという話ですが、これは裏を返せば理解ができないから賛同できない、ついていけない、ということになるわけで、やはり、もっと真摯に回数を重ねるなり何回も足を運ぶなりしながら、その対象となる学校、また保護者に対して理解を求めていく努力をしてこなかったのが、そこに出ているんじゃないかというふうに思います。そのプランの一端を言わせていただきますと、例えば大島小学校のプランについては、当初は橋上小学校から大島小学校までの4校を統合して一つの学校をつくりたいというふうに、19年度のプランで言っておりましたね。その後、国の緊急対策があつて大島小学校の耐震化ができるようになったというときに、教育長は、本来なら適正規模の学校なので残しておきたかったが、耐震化ができないので耐震化のために統合しようと思ひよつたと。予算がついたので耐震化をしますというような答弁をしたというふうに思います。これはもう僕たちが聞いていると、全然基本的な考え方が、筋が通ってないんじゃないかというふうにはしか見えないわけです。もう1点、一昨日ですか、松浦議員のほうから橋上小・中学校の話が出ましたが、この橋上小・中学校については平成17年行政改革プランの中の統廃合の時に、まず中学校を統合しますよということで地元の保護者に説明がありました。その後、2年間何も音さたのない形で進んで、19年に今度は新しいプランで小学校が先になりましたので、中学校

は一時統合を延期しますというような話が来て、来るたびに話が違うねということでもかなり怒っていた保護者もおりました。それでも教育委員会として新しいプランをつくったので聞いてほしいということで、お聞きしたところでもございました。それが1年半、また2年ぐらいたってからですかね、今度は、また中学校が先になって小学校は当面残しますよというような話が来て、来るたびに担当者も違うし、言うことも全然違ふと。ころころころころ変わって、そんなことで教育委員会はええがかということも橋上の地域の住民また保護者は言っております。

その中で、橋上小学校から中学校に上がる子供たちが校区外に今の時点でも何人も通っていることは、教育委員会もよく御存じだと思いますが、これは、教育委員会のしっかりとした方向性が見えてないことによる問題点がそこに出て来ているんじゃないかと思いますが、この点について教育長の御見解をお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 3点ほどあったと思います。これも5年ぐらい前でしたので、僕も書いたものを見ながらしゃべらないと、また整合性が立たないということになると困ったことになりますので、自分の記憶している範囲で答えさせてもらうということにさせていただきます。また、言った言わないの問題になると大変困ると思います。

まず、大島小学校につきましては、やはりこれはその当時には確かに、大島小学校につきましては100人ちょっと超す程度の学校でありますので、我々が言っている適正規模の学校ではあるけれども、大島小学校については財政的な問題もあり、これは松田川と一緒に宿毛小学校へ統合していただきたいと確かに申しました。けれどもその中で、国の対策があるということで、それから、大島小学校については、地域で

災害時に、その小学校がほかのもので有効活用できるのではないかと、いろいろな視点から、やはり教育的な子供の視点もあるし、財政的なものもあるし、地域の中で活用するという視点からもあって、整合性が立たないと言われるかも知れませんが耐震補強をやらせていただくと。こういうふうに教育的な観点が抜けているのではないかという、議会でも叱責がありました。それも確かに覚えておりますけれども、今申しましたように大島小学校については、そういういろいろな視点から耐震補強をやらせて枠組みから離れていったと、こういうことであります。これは間違いありません。

それから、2点目の橋上小・中学校の再編でありますけれども、このことにつきましては、何回も行くたびに考え方が変わって、ころころころころ方針が変わったというふうには僕も解釈しておりません。18年の時に、僕の前任の方がどのような発言をされたか、それから、その後を受けて僕がどのような発言をしたかということ、僕も、今、メモもありませんのでわかりませんが、その中では確かに先ほども言いましたように、行政大綱の中でつくった計画を、財政だけのものではなしに、子供の望ましい教育的な環境を整備するという形の中で再編させていただくと。その中で19年について、新しい方向ができたなら、骨子ができたら説明に来ますという中で説明に伺わなかったことは、このことについては確かに覚えております。それは先ほども申しましたように、12月議会からいろいろな議員からの御指摘もありましたし、いろいろな方からの御意見もちょうだいする中で、やはりこのことについては練り直しが必要ではないか、再度待っていただいてしっかりしたものを持って御意見をいただく。その中で、計画は立ててあるけれども、市民の皆さんや議会の皆様からの意見を調整しながら、変わるこ

ともあるかも知れないけれども、基本的な方針をその中で説明させていただくと。こういう話をさせていただきました。

それから、校区外のことにつきましては、法的な決まりがありますので、校区内・校区外につきましては、1点は、文科省の方針がありました。一つには子供の不登校対応、学校で教育活動するに、仲間づくりがうまくいかない、学校に行きにくい、友達関係でうまくいかないということで、教育委員会への申請をして許可を経て校区外通学ができるということが1点。もう1点は、議員も御承知のことと思いますけれども、子供の適正・特性を伸長すること、伸ばすということで、部活のない、例えば中学校であれば部活のない子供が部活のある学校へ通うことが1点。それからもう一つは、家庭の事情により、放課後指導をやっているということで居残りをしてそこで見てもらうということで、校区外の通学を認める。こういう3点でありますので、我々としたら、保護者から申請があった場合には決まりに基づいて判断しているわけですので、確かに、我々が方向がはっきりしてないので、保護者もふらついて宿毛のほうへ行ったのではないかという指摘があるかも知れませんが、我々としては決まりに沿って対応してまいったと、こういうことでありますので御理解いただきたいと思います。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問を行います。まず1点だけ先に聞きますが、この校区外への転校について。橋上小・中学校にこだわるつもりはないですが、教育委員会に申請があってそれを受理しなかった件はありますか。その点について1点だけ。お願いします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） ちょっと今、資料を持っていませんので、今すぐというわけにはま

いりませんけれども、後からお知らせすることにはできないでしょうか。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問の中で、これは、多分受理してなかったら覚えていると思うんですよ。ほとんどの場合が受理されているというふうに私は感じておるのですが、その返事については、後で御報告願えればというふうにとお思います。

この統廃合というのは、特に私も保護者の1人ですが、中心は何なのかと言えば、子供だと思っております。子供たちが安心して安全に学習できる、勉強できる環境。また、遊んだり友達と交流したりということが出来る環境をつくるのが主眼であって、そのために教育委員会はどうすべきか、また、宿毛市としてはどうすべきかということが第1だと思うのです。それが、どっちかという2番、3番に追いやられている結果が、今回の混乱にも出ているんじゃないかというふうに思います。ぜひ、教育委員会として、私はゼロからと言いましたが、もう一度しっかりとした考え方をまとめて、地元、また保護者に説明をしていただきたいというふうに思います。統廃合の部分について、教育委員会また市長のほうから答弁があれば後でお願いしたいと思います。

次に、今回の震災を受けての対応についての質問をさせていただきます。先月だったと思うのですが、高知県が、津波想定区域に宿毛市の公共施設が12あるというふうな発表をしたというふうに思います。その公共施設については把握しているでしょうか。12施設、保育園もありますので、どちらからでも構いませんが、その12施設についての把握を宿毛市、また教育委員会として、しておりますでしょうか。どちらからの御返事でも構いません。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 突然のお尋ねですから12がどの施設なのか、今、資料を持って来させていただきますのでちょっとお待ち願います。後で報告します。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 教育委員会の分についてお答えいたしますが、教育委員会は宿毛小・中学校と沿岸域の小・中学校であります。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 震災のことを聞くということであったので、今回、いろいろな方が質問もしましたので把握しているのかと思ってお聞きしましたが、把握してなかったということで、私のほうは把握します。

まず、私は持ってます。これ総務課できのういただきましたので、言わせていただきますと、小筑紫保育園、小筑紫小学校・中学校、咸陽保育園・小学校、大島保育園、大島小学校、片島中学校、中央保育園、宿毛保育園、宿毛小学校・中学校の12施設であります。この津波の浸水高というところを見て私はびっくりいたしました。一番低いとされる宿毛保育園が2.5メートル、隣の宿毛小学校が3.5メートルということですので、この浸水高というのがどこまで正確なのかは私もわかりませんが、小筑紫沿岸の保育園、小学校、中学校というのは5.2メートルということで、この浸水高を見ると、2階部分はぼったり行かれて3階まで行くという高さであります。この浸水の高さというのは、多分マグニチュード8.4、県が今まで出してきた地震の津波に対する想定の高さだと思うので、今、想定外の想定も頭に入れてということがありますが、それから考えると、これ以上の津波が来ると。その到達時間についても、早いところは23分、遅いところでも118分、約2時間です。この間に津波が到達しますよということが出ておりますが、これを踏まえた

きに、市内の小・中学校の再編プランが、また新築プランが、今の場所等でいいのかどうか、そういうことがあって私は見直しすべきでないかという発言をさせていただきましたが、その点について教育長また市長の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 市長。

○市長（中西清二君） 先ほど、寺田議員が12施設あるというのは、ちょっと勘違いしてまして、小・中学校の話ばかりじゃなくて、ほかの公共施設も入っているのかなというふうに勘違いしました。これについては担当の者から資料いただいております。津波の浸水高・到達時間もデータとして出ております。そういうものは把握してるわけですが、これについてこういった形のものがあるということは、この津波の浸水に対して見直し、そういった形の地震・津波が起きた時の対応は、前から言ってますように、根本的な見直しを今はしていかななくてはいけないだろうというふうなことは思っている状況です。それをするためにも、地域の方々からもPTAの方も含めた区長さんとか自主防の方々、そういった方々からのお話を、今させていただいているところでございます。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えいたします。この未曾有の東日本の災害を受けての津波対策に、今の学校現場、特に沿岸部でどういう対応ができるかという話でありますけれども、一昨日来、お話しさせていただいておりますように、望ましい方向は全部高台でということになるかと思っておりますけれども、咸陽小学校が今すぐ高台で、大島小学校がすぐ高台で、宿毛小・中学校がすぐ高台でという対応はなかなか現実問題はできないと思っておりますので、我々としてできる対応は、できるだけ早く高くという避難路を確保して安全な場所

に逃げるという対応で指導をしておりますし要請もしております。

具体的な話をすれば、一番最近に、近々に建てた小筑紫の小学校にいたしましても、すぐ隣に尾崎山という避難場所がありますが、そこは30メートルぐらいの高さがありますので、歩いて1分か2分で行ける所ですので、これ1分、2分という話になったら5分かかることになるかもしれませんけれども、すぐ近くにありすものですから、そこで対応すると。できるだけ高く早くというキーワードで対応しております。以上でございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 再質問いたします。まさに教育長が今言われた、小筑紫地区の新しい小学校ですが、昨日の浅木議員の質問で橋の話がありましたよね、2階からという。そういうのが、例えば、尾崎山に逃げるのであれば、2階部分から逃げれば車道にもおりの必要もないし、より早く行けると。ふだんは学校側から施錠していれば入って来られないわけですから、そういうものも検討し、多分東北の橋も何百万単位でしたよね。そういうこともできれば対応すれば、地元の方々はより安心して生活し勉強できるんじゃないかというふうに思います。

それと、きのう、おとといの2日間の間にも出てましたが、避難所にやはり仮設のトイレ等がある、ないで、最低でも6時間はそこから動かれんというような話もありますので、その間の避難所の待遇改善をやはり考えていただきたいというふうに思います。一例を挙げますと、宿毛市に一番大きな津波が来たのは1707年の宝永の大地震の時に、大島神社の階段の上から3段目まで来たというふうな記録があります。このときに、歴史館の矢木君に聞きますと、宿毛小学校付近で当時そのあたりにあった家の門のところまで津波が来たというふうな記録があ

るようでございますが、現在、高砂地区、新田、片島、大島についても埋め立てをしたり、河川改修をしたりして水の逃げ道というのがすごくなくなっているということを考えると、同じ規模の津波が来た時に、より高い津波の高さでここに襲って来るんじゃないかという想定が、やはりさっき出た宿毛小学校の前で3.5メートルということじゃないかと思うのですが、3.5メートルの津波が来た場合に今の所で建てていて、2階部分までは津波にさらわれるということは一時避難所も屋上しか使えないし、例えば屋上とれる校舎のつくりにしても、屋上しか逃げられない。3階でいけば3階部分と屋上ということになります。あとの避難所としては1階・2階部分、また、1階・2階部分がつぶされた施設というのは、東北でも全然使えないというようなことが見えて取れるのですが、そう考えたときに、やはり避難所についての考えもあるのであれば、計画の見直しというのにも必要になるかと思うのですが、この点について教育長の御見解をお聞きいたします。

○議長（中平富宏君） 教育長。

○教育長（岡松 泰君） 寺田議員の再質問にお答えいたします。想定外のことを想定すること、最近よく使われますけれども、3.3メートルがどれくらい超えてくるかもわからない。例えば4メートルになる、5メートルになる、6メートルになるかもしれないということもありますので、我々とすれば、とにかく高台に逃げると、ビルの上に逃げるというよりも、高台に逃げるということであります。その点で、宿毛中学校が大体、約30メートルぐらいでありますけれども、現松田川小学校でありますけれど、そこへ建てて、体育館も建てて避難場所としたら、体育館で避難するわけですので、教室の所にずっとおるわけにはならないと思いますので、授業もありますので、それが避難場所に

なるのではないかと考えております。

それから、中学校・小学校が、地域の人が避難の場所・施設として活用できるのではないかという御指摘がありますけれども、やはり我々とすれば、全然ないのであれば仕方ないと思えますけれども、本来は避難場所として対応するのは、私の考えでありますけれど、市役所であり、消防であり、文教センターであるということになってくると思います。どうしてもないということであれば、小・中学校も対応しなければならぬと思えますけれども、私たちは、教育委員会としては、子供の命を守るためにより早くより高く高台で対応するということをお話ししているところでございます。

○議長（中平富宏君） 11番寺田公一君。

○11番（寺田公一君） 最後に、私たちは議会としても、委員会調査、また、会派ごとの政務調査等で学校の統廃合であったり、教育行政についていろいろと調査研究もしてまいりました。その中で行く自治体のほとんどが、やはり学校の統廃合については非常に神経を使い、長いスパンで地元とも話し、計画を練り上げているというのが、ほとんどの自治体がそういうところでした。

今回、この4年間ですか、5年間ですか、その間に、私が19年度のプランが出たときに最初に質問して、このプランは最終プランですかと言うと、現在決めたプランを遂行して生かしてもらいたいという答弁がありましたが、もう決まっていることなんだというふうに私は受け取ったんですよ。そういうことのないように時間をかけて、やはり学校が一つなくなるというのは、その地域にとっては非常に寂しい思いがあったり、その地域のコミュニティが一つなくなるということですので、苦渋の選択をしないといけないわけなのですよ。それを考えていただければ、やはり時間をかけてやっていただ

きたいというふうに思います。そういうことが今回の請願で松田川では絶対いけないぞというような、きのうも質問がありました、そのような地域エゴとかいうようなことが出ないように、教育委員会、また、宿毛市として気をつけて対応していただきたいというふうに思います。子供たちは宿毛市にとっては宝です。皆さんが言うように宝ですので、皆さんの、これからますますの、統廃合に対しての検討をお願いいたしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（中平富宏君） これにて一般質問を終結いたします。この際10分間休憩いたします。

午前11時15分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（中平富宏君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第2「議案第1号から議案第10号まで」の10議案を一括議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、順次発言を許します。

4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 4番、質疑を行います。

私が質疑を行いますのは、議案第5号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算についてであります。

10ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金の宿毛市農地・水・保全管理支払交付金の611万円についてであります。

当初予算で529万円の計上がございましたが、今回の補正で追加されております。当初予算に追加して、どのような事業なのかを説明を願いたい。

次に、当初予算で実施している現在のこの団体数とその対象面積。今回の補正で追加する事

業の予算及び対象面積、本年度のその事業の総予算をお聞かせ願いたい。

そして、今回、この事業を実施を希望した団体数と、対象面積をお聞かせ願いたい。

次に、この事業は、本年度を初年度として、今後5年間の事業になると思いますが、その予算は、従来の共同活動支援の約60%にカットされており、現在、取り組んでいる団体がすべての採択は不可能な状況であります。

今回、各団体の取組予定調書で、どのような選定基準で実施団体を絞り込んでいくのか。この事業に、今回、漏れた団体が、再び次年度以降にこの事業にのることができないのかをお聞かせ願いたい。

最後に、この今回の事業選定に漏れた団体について、ほかの事業でその事業の実施はできないのか、何か救済策はないのかをお聞かせ願いたい。

以上、1回目の質問を終わります。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、4番、今城議員の質疑にお答えします。

議案第5号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、10ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、3目農業振興費、19節負担金補助及び交付金、宿毛市農地・水・保全管理支払交付金611万円の増額補正の内容で、当初に追加して、どのような事業なのか、団体数、対象面積等の質疑ですが、この事業は、地域ぐるみの効果の高い向上活動と、農業者ぐるみの先進的な営農活動を支援する事業として、平成19年度から実施されています。

平成23年度からの営農活動支援としては、独立した対策となり、これまで共同活動支援の対象としてきた農地、農業用水等の資源の日常の保全管理活動に加え、新たに活動する集落が行う農地周りの水路、農道等の施設の長寿命化

のための補修、更新などの活動についても、向上活動支援交付金として支援できるよう、見直しがなされました。

宿毛市では、当初予算で共同活動支援交付金として12地区、対象面積484.82ヘクタール、これは田473.95ヘクタール、畑10.87ヘクタールでございます。

この交付金として、529万円を予算計上しておりましたが、今回の補正予算では、共同活動支援交付金の対象地区が1地区、これは野地地区ですが、ふえたこと。また、一部地域で対象面積の増や見直しにより、13地区、対象面積が7.95ヘクタールふえて、492.77ヘクタールに、交付金も8万8,000円ふえ、537万8,000円となっています。

向上活動支援交付金は、新たに追加された事業で、対象地区は共同活動対象地区13地区と、中山間地域等直接支払交付金対象地区7地区の計20地区、対象面積は492.77ヘクタールに、中山間地域等の7地区の対象面積38.08ヘクタールを加えた530.85ヘクタールとなっております。

向上活動支援交付金としましては、602万2,000円を予定しております。

今回の補正予算としましては、先ほどの面積の見直し等による8万8,000円と、602万2,000円を加えた611万円を補正予算として計上しております。

歳入としましては、6ページに高知県農地・水・保全管理支払交付金として2分の1の301万1,000円を計上しています。

次に、どのような選定基準で実施団体を絞り込んでいくのかの質疑でございますが、向上活動支援事業は、補修等の範囲が山地となっております、各地区的均等交付ができないため、建設課職員とともに計画書や現地を確認し、水路等の緊急度の高い地区から配分していく予定として

おります。

しかしながら、選定ができない場合は、代表者と協議する中で、耐用年数をどれだけ経過しているかなどを参考にし、また、県や近隣市町村の動向なども考慮する中で、決定したいと考えています。

次年度以降のこの事業に、今回漏れた団体が、再度のことができないかとのことですが、この向上活動支援事業も、共同活動支援事業と同様、5カ年の計画の中で進んでいきますので、次年度以降の予算配分や採択基準の動向によっては、事業採択できる地区もふえてくると思いますが、現段階では、国の動向がはっきりしておりませんので、わかっておりません。

次に、今回の事業選定に漏れた団体について、その事業で支援できるかとの質疑ですが、仮に本事業を活用できなかった地区については、うち農業確立総合支援事業や、小規模な基盤整備もできる県の単独事業もございますので、この事業が活用できなかった地区の方と協議しながら、検討していかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 概略は理解できましたが、今回の向上活動支援に対して、参加を表明したというか、応募した団体数というものは、先ほどの13地区と、中山間7と合わせて20地区がすべて応募されたのかどうか、確認したいです。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 今城議員の再質疑にお答えいたします。

20地区すべてが応募しております。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 20地区全部が応募ということで、対象面積が530ヘクタールとい

うことで、今回の予算から逆算すると、約、水田と換算して280ヘクタールの予算規模です。

ほとんど半分ぐらいしかのっていけない。それを選定していくということは、非常に厳しい作業になってくると思いますが、それを手だてしていく手段もありますけど、なかなか建設課と一緒に見に行くと、順位をつけてもできない。それをどう対応していくか、説明責任をどうやって、その団体に果たしていくかを、再度お聞きしたいと思います。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 今城議員の再質疑にお答えします。

かなりの部分で、大変な作業となるとは思いますが。これ、各地区の代表者の方には、誠心誠意説明させていただきまして、半分ちよいですが、大変な絞り込みをしないといけないと思います。御理解と、説明をして御理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 4番今城誠司君。

○4番（今城誠司君） 非常に、この制度は旧政権がつくった、非常に、私はいい制度だと判断しております。

農業用施設の維持修繕や、宿毛市で年度当初の予算で88万3,000円しかございません。農業用施設原材料費ということで147万7,000円の計上をしておりますけれども、足りない。こういう事業を、何とか、もっともつものれるように努力していただいて、その産業振興に役立てていくべきだと思っております。

以上で質疑を終わります。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、山戸です。これより、本議会に提案されました議案についての質疑を行います。

私が質疑をするのは、議案第5号別冊の平成

23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）についてであります。

まず、初めは、第10ページ、第6款農林水産費の第1項農業費、2目農業総務費、7節賃金についてであります。

臨時雇賃金として174万2,000円を計上されておりますが、この予算で、何人雇用しようとしているのか。あわせて、業務の内容及び雇用期間等雇用条件について、御説明をいただきたいと思っております。

当初予算においても、同額の臨時雇賃金が計上されておりますが、今回の一般財源を投入しての補正による増員との業務の関連性についても、御説明願います。

続きまして、第11ページ、第8款土木費の第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費と16節原材料費についてであります。

公園遊具施設設置工事費並びに原材料費として、今回の補正予算で遊具の設置を行おうとしているのは、どの公園であるのか。そして、設置しようとしている遊具等は、どのようなものなのか。または、その公園が芳奈の運動公園ということであれば、現状では、遊具は公園の東北隅、競技場の裏の駐車場の横にあって、利用者もどの程度いるものか、かなり草が茂っていて、少し荒れているような感じがするのですが、その公園への遊具設置の妥当性についても、御説明をお願いします。

また、単純な比較はできないのかもしれませんが、当初予算では咸陽島公園、駅東1号公園、平田近隣公園、駅前2号公園の4カ所に関して、工事請負費677万1,000円と、原材料費1,530万5,000円を合わせた総工事費2,207万6,000円に対する工事請負費の比率は、30.67%であるのに対して、今回の補正では、同様に計算しますと、36.39%とかなりな相違が見られますが、その理由

についても御説明をお願いいたします。

○議長（中平富宏君） 産業振興課長。

○産業振興課長（三本義男君） 産業振興課長、3番、山戸議員の質疑にお答えいたします。

議案第5号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、10ページ、第6款農林水産業費、第1項農業費、2目農業総務費、7節賃金、174万2,000円の増額補正の内容でございますが、本年度から農業個別所得補償制度の本格実施や、農業振興地域整備計画の見直し業務、また8月初旬には、職員の出産に伴う休暇取得が予定されていることから、臨時職員を雇用し、各種農業振興に伴う申請事務や、業務等、スムーズに遂行しようとするものでございます。

当初予算に計上しております1名につきましては、営農指導員ということで、雇用しております。

これも1年間雇用するものでございます。

以上でございます。

失礼します。先ほど、抜かっておりましたので。

今回の分で臨時職員が2名となります。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 建設課長。

○建設課長（岡崎匡介君） 建設課長、山戸議員の質疑にお答えをいたします。

議案第5号別冊、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）、ページ11ページ、第8款土木費、第4項都市計画費、3目公園費、15節工事請負費並びに16節原材料費についての御質問でございます。

今回の補正予算について計上いたしました公園名につきましては、宿毛市総合運動公園に設置する予定の遊具等でございます。

種類につきましては、幼児用の複合の遊具が1基、それともうちょっと年齢の高い子供のた

めの、同じく複合遊具の2基と、先ほど山戸議員も言われました陸上競技場、北側にあるブランコ及び滑り台を移設して、ここに集約化を図るものでございます。

利用者につきましては、現在、運動公園、陸上競技場、それから多目的グラウンド、それから体育館等を使う利用者の方の皆さんなどが使われているとは思われますが、利用者については、ちょっと把握しておりませんので、申しわけございません。

妥当性につきまして、御説明をいたします。

かねてから、本来の体育施設を使われる利用者の方から、子供たちを引率してきたときに、遊具が少ないということの御指摘がありまして、今回、子育て創生事業を利用した形で遊具を設置しようとするものでございまして、設置位置につきましては、現在の多目的グラウンドの南側、トイレのすぐ近くになるんですが、そちらのほう、約1,000平方メートルぐらいを利用した形で、4基の遊具を据えまして、その下地については、芝生等によって安全性を高めようとするものでございます。

それと、予算金額の中身でございます。当初予算の比率と、今回の工事請負費、原材料費との比率が違うということでございますが、先ほど、説明いたしました内容について御答弁しましたが、遊具の移設等が加わっておりまして、その分で工事請負費の比率が高くなったということでございます。

以上でございます。

○議長（中平富宏君） 3番山戸 寛君。

○3番（山戸 寛君） 3番、山戸です。

ただいまの御説明を了といたしまして、私の質疑を終了いたします。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による質疑は終了いたしました。

ほかに質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) ほかに質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案のうち「議案第1号から議案第4号まで」の4議案については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって「議案第1号から議案第4号まで」の4議案については、委員会の付託を省略することに決しました。

ただいま議題となっております議案のうち、「議案第5号から議案第10号まで」の6議案は、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の委員会へ付託いたします。

お諮りいたします。

議案等審査のため、6月23日及び6月24日並びに6月27日、6月28日は休会いたしたいと思えます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、6月23日及び6月24日並びに6月27日、6月28日は休会することに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

6月23日から6月28日までの6日間は休会し、6月29日午前10時より再開いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午前11時53分 散会

議案付託表

平成23年第2回定例会

付託委員会	議案番号	件名
予算決算 常任委員会 (4件)	議案第5号 議案第6号 議案第7号 議案第8号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について 平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について 平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について
総務文教 常任委員会 (2件)	議案第9号 議案第10号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について 指定管理者の指定について

平成23年
第2回宿毛市議会定例会会議録第5号

1 議事日程

第17日（平成23年6月29日 水曜日）

午前10時 開議

- 第1 議案第1号から議案第10号まで
（議案第1号から議案第4号まで、討論、表決）
（議案第5号から議案第10号まで、委員長報告、質疑、討論、表決）
- 第2 請願第1号及び陳情第1号外1件
- 第3 委員会調査について
- 第4 意見書案第1号 原子力発電所の安全対策の強化と国民の安全・安心の確保を求
める意見書の提出について
- 第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 第6 農業委員の推薦について

----- . . . -----

2 本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第1号から議案第10号まで
- 日程第2 請願第1号及び陳情第1号外1件
- 日程第3 委員会調査について
- 日程第4 意見書案第1号
- 日程第5 選挙管理委員及び補充員の選挙について
- 日程第6 農業委員の推薦について

----- . . . -----

3 出席議員（14名）

- | | |
|-----------|-----------|
| 1番 高倉真弓君 | 2番 山上庄一君 |
| 3番 山戸寛君 | 4番 今城誠司君 |
| 5番 岡崎利久君 | 6番 野々下昌文君 |
| 7番 松浦英夫君 | 8番 浅木敏君 |
| 9番 中平富宏君 | 10番 浦尻和伸君 |
| 11番 寺田公一君 | 12番 宮本有二君 |
| 13番 濱田陸紀君 | 14番 西郷典生君 |

----- . . . -----

4 欠席議員

なし

----- . . . -----

5 事務局職員出席者

事務局長	岩本昌彦君
次長兼調査係長	朝比奈淳司君
議事係長	田村泰生君

----- . . ----- . . -----

6 出席要求による出席者

市長	中西清二君
副市長	岡本公文君
企画課長	山下哲郎君
総務課長	弘瀬徳宏君
市民課長	野口節子君
税務課長	沢田清隆君
会計管理者兼 会計課長	小島秀夫君
保健介護課長	村中純君
環境課長	松岡博之君
人権推進課長	岩田明仁君
産業振興課長	三本義男君
商工観光課長	河原敏郎君
建設課長	岡崎匡介君
福祉事務所長	滝本節君
水道課長	岩本克記君
教育委員長	松田典夫君
教育長	岡松泰君
教育次長兼 学校教育課長	出口君男君
生涯学習課長 兼宿毛文教 センター所長	金増信幸君
学校給食 センター所長	乾均君
千寿園長	杉本裕二郎君
農業委員会 事務局長	児島厚臣君
選挙管理委員 会事務局長	島内千尋君

-----・-----・-----

午前10時02分 開議

○議長（中平富宏君） これより本日の会議を開きます。

日程第1「議案第1号から議案第10号まで」の10議案を一括議題といたします。

これより「議案第1号及び議案第2号」の2議案について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第1号及び議案第2号」の2議案は、これを承認することに決しました。

これより「議案第3号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第3号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第3号」は、これに同意することに決しました。

これより「議案第4号」について討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、

これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「議案第4号」は、これに同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、「議案第4号」は、これに同意することに決しました。

これより、「議案第5号から議案第10号まで」の6議案について、委員長の報告を求めます。

○議長（中平富宏君） 予算決算常任委員長。

○予算決算常任委員長（寺田公一君） 予算決算常任委員長。

本委員会に付託された議案4件について、審査の概要と結果を御報告いたします。

議案の審査にあたっては、効率的な審査を行うため、二つの分科会に分けて6月23日及び24日の2日間にわたり、審議を行いました。

その後、6月27日に全体委員会を開催し、各分科会主査の審議経過の報告と、質疑を経て、意見調整を行った結果、本委員会に付託された議案4件については、いずれも原案を適当と認め、可決すべきものと決しました。

以下、各分科会における主な審査概要について、御報告いたします。

まず、第一分科会主査より、議案第5号「平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）」の歳出中の9款消防費、1項消防費、1日常備消防費、19節負担金補助及び交付金、幡多西部消防組合分担金146万3,000円について、次のような報告がありました。

本予算は、救命救急士の気管挿入の実習委託料23万6,000円と、消防庁舎造成地のかさ上げに伴い、用地境界測量を行うための費用120万円を補正計上しているものであります。

当初、造成地の高さは海拔5.9メートルの

予定でありましたが、先の震災を受け、計画を見直し、取りつけ道路を最大勾配として60センチから70センチの再度のかさ上げを計画している点など、詳しく説明を受けました。

これに対し、委員からは、60センチ程度のかさ上げで、今後想定される津波に対応可能なかとの質疑が出されましたが、執行部からは、現在の建設予定地は、現行のハザードマップの津波想定地域ではなく、水槽車などの出入りにも支障がなく、車いすであがれる勾配を考慮に入れると、今回のかさ上げが限度であるとの回答がありました。

次に、第2分科会主査より、平成23年度宿毛市一般会計補正予算（第4号）の歳出中の4款衛生費、1項保健衛生費、5目母子保健推進費、7節臨時賃金158万4,000円について、次のような報告がありました。

本予算は、健康指導係の保健師1名が、23年6月6日から平成24年3月31日まで、産休産後の育児休暇に入るため、その休業期間中の代替職員雇用の賃金を補正計上しようとするものであります。

委員からは、専門職の資格を持った保健師は見つかったのかとの質問があり、執行部からは、今現在、保健師は見つかっていない。最低でも、看護師を探しているが、見つかっていない状況にあるとの回答がありました。

これに対し、委員からは、本市の専門職の臨時賃金は7,400円と、近隣の他市町村と比べて低いことが、臨時の保健師が採用できない原因ではないかとの意見が出されたことを報告しておきます。

以上、本委員会に付託された4議案についての報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。総務文教常任委員会に付託され

ました議案の審査結果の御報告をいたします。

本委員会に付託されました議案は、議案第9号及び議案第10号の2議案であります

議案第9号は、宿毛市税条例の一部を改正する条例であります。

本案は、東日本大震災の被災納税者支援の特例措置を講じるため、地方税法の一部を改正する法律が施行されたことに伴い、雑損控除の特例、住宅ローン減税の適用期限の特例、被災住宅用地の固定資産税の特例を追加しようとするものであります。

議案第10号は、指定管理者の指定についてであります。

土佐くろしお鉄道宿毛線の平田駅駅舎について、平成23年10月1日から平成28年9月30日までの間、引き続き、土佐くろしお鉄道株式会社を指定管理者として指定することについて、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものです。

以上、2議案につきましては、担当課から詳しい説明を受ける中で、慎重に審査した結果、いずれも原案を適当であると認め、全会一致をもって可決するものと決しました。

以上で、本委員会に付託されました議案2件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告は終わりました。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「議案第5号から議案第10号まで」の6議案について、討論に入ります。

討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「議案第5号から議案第10号まで」の6議案を一括採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 全員起立であります。

よって「議案第5号から議案第10号まで」の6議案は、原案のとおり可決されました。

日程第2「請願第1号及び陳情第1号外1件」の3件を一括議題といたします。

これより「陳情第2号」について、委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（今城誠司君） 総務文教常任委員長。

総務文教常任委員会に付託をされた陳情1件の審査結果を御報告いたします。

陳情第2号は、安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書の提出についてであります。

こちらは、平和行進高知県実行委員会から提出されたものです。

陳情の趣旨といたしましては、去る3月11日に発生した東日本大震災によって、福島第一原発は、大量の放射能漏れを引き起こし、再臨界の可能性も指摘される深刻な事態となっている。

原発は、基本的な安全を保障する技術が未確立であり、特に地震などの自然災害に対して無防備で、今回の福島第一原発や、2007年の中越沖地震時の柏崎刈羽原発での重大な放射能漏れ事故後も、日本のエネルギー政策は見直されないばかりか、プルサーマル計画にも乗り出している。世界では、既に原発から太陽光や風

力、波力、バイオマスなど、自然エネルギーの開発、利用へと展開している中で、日本は大きく立ちおけている。

については、国に対して、次のとおりエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書の提出を求めるものであります。

1、プルサーマル計画、高速増殖炉計画、核燃料リサイクル計画など、危険度の高い計画は直ちに中止し、運転中の原発については、安全性の総点検を行うとともに、計画的に縮小、撤退すること。

2、省エネの徹底とエネルギー効率の引き上げ、自然・バイオマスエネルギーを利用した発電設備設置と、利用拡大へ本腰を入れて取り組むこと。

以上、陳情1件について、陳情の趣旨も踏まえて慎重に審査した結果、脱原発は理想ではあるが、段階的に自然エネルギー等への転換が必要であり、危険度の高い計画の直ちにこの中止は段階的での代替エネルギーへの転換を考えると、現実的ではないという意見が出され、全会一致をもって不採択と決しました。

以上、本委員会に付託されました陳情1件についての御報告を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

これより「陳情第2号」について、討論に入ります。

討論の通告がありますので、発言を許します。

8番浅木 敏君。

○8番（浅木 敏君） 皆さん、おはようござ

います。8番議員の浅木です。ただいまから、「陳情第2号」についての討論を行います。

この陳情を審査した総務文教委員長から、不採択にしたと、今、報告がありました。私は、委員長報告に反対する立場から、討論します。

この陳情は、委員長の紹介もありましたが、平和行進実行委員会の代表委員が、安全性の未確立な原発依存から、エネルギー政策の抜本見直しを求める意見書提出を、宿毛市議会に求めてきたものであります。

陳情の要旨は、3月11日に発生した東日本大震災に伴い、東京電力の福島第一原発が事故を起こし、東日本一帯の人々が放射能汚染による被害を受けている現実を直視し、原発の安全対策や計画的な縮小と撤退、さらには太陽光など、自然エネルギーの利用拡大を政府に求めるものであります。

アメリカのスリーマイルの事故、旧ソ連のチェルノブイリの事故、そして今度の福島原発の事故から学ぶべきは、原発が大事故を起こせば、人間の力で抑えきれない暴走が始まるということです。

こうした危険な原発に対して、ドイツやスイスの政府は、原発から脱却する道筋を明らかにし、また、イタリアでは、国民投票の結果、原発の復活に国民の大多数の人々が反対の意思表示をしました。

また、日本でも、国民世論は、原発からの脱却を求めています。

例えば、6月14日付の朝日新聞は、次のように報道しております。

原子力発電を段階的に減らし、将来はやめることに賛成が74%、反対が14%。原子力発電の利用に賛成の人でも、そのうちの63%が段階的に減らし、将来はやめる、と回答しています。

その他、NHKや読売など、多くのマスコミ

の世論調査も同じ傾向にあり、総じて国民は原発からの脱却を求めているといえます。

今度の福島原発による広範な被害で、帰郷のめども立たずに、絶望した人々が自殺に追い込まれています。原発災害避難者の心と暮らしを我が身に置きかえるなら、こんな危険な原発はなくしようとするのは普通ではないでしょうか。

また、政府も福島原発の事故を受けて、浜岡原発を休止させましたが、地方自治体でも福島県の佐藤知事が、6月27日の県議会で、原子力に依存しない社会を目指すべきとの思いを強くもつに至ったと述べ、初めて原発ゼロの姿勢を明らかにしました。

ほかにも大阪を初め、各地の知事や市町村長の中にも、原発依存に否定的な意思を表明する市長がふえています。

政党の原発政策としては、日本共産党は、導入当初からその危険性を指摘し、一貫して原発に反対してきましたが、このたびの事故を受け、これまで推進の立場にあった自民党の中にも、原発への問題意識が広がっています。

御承知のように、福島県の自民党は、先日の定期大会で脱原発の方向を明らかにしました。このように、脱原発方向は政治的な壁を乗り越えて、大きく広がりつつあります。

一方で、原発を即時、全面的に停止すれば、電力供給が不足するのではないかと心配の声も聞かれます。こうしたことへの対処としては、当面は、省エネ対策とともに、休止中の火力や水力発電の再稼働で賄いつつ、自然エネルギーによる発電を、政府は大きく推奨する政策をとることが重要であります。

今、宿毛市でも、少しでも原発を減らすために、手助けになるならば、太陽光発電など、自然エネルギーの増産に協力したいという市民が多くなっています。高知県下でも、早くから自

然エネルギーの普及に取り組んできた栲原町を初め、民間での太陽光発電に市の独自支援をしている南国市では、申し込みが殺到したため、補正予算を組み、補助金総額を1,000万に引き上げたと報道されております。

このように、国政でも地方政治でも、原発政策が大きく動き始めた今、地方議会としても住民の要望に沿って、国にも政策提言をしていくべきであります。

今、停止され、議論されている陳情も、すべての原発を直ちに停止することを求めているものではありません。

第1点目としては、現在の原発の中でも、特に危険なプルサーマル計画や、高速増殖炉計画、核燃料サイクル計画などについての中止を求めるとともに、現在、運転中の原発についても、安全性の総点検を行い、将来的には、計画的に縮小や撤退を求めているものであり、先ほど、紹介した国民世論とも合致するものであります。

第2点目としては、省エネの決定と、エネルギー効率の引き上げ、バイオマスなど、自然エネルギーを利用した発電設備の利用拡大へ向け取り組みの強化を求めているものであります。

この陳情内容は、原発に対する国民の願い、宿毛市民の願いを代弁しているものであります。

特に、30年も使った老朽化設備をそのまま使い、プルサーマル運転をするなど、危険な伊方原発から、直線わずか50キロ余りの宿毛市民にとっては、福島原発事故の被害は、あすは我が身といえるものであります。

こうした陳情を不採択にして、意見書を拒む決定をすれば、宿毛市議会に大きな禍根を残すこととなります。

私は、議場におられる市議会議員の皆さんに、ぜひともこの陳情を採択することに心からの賛同を訴えて討論を終わります。

○議長（中平富宏君） 以上で、通告による討

論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） ほかに討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

これより「陳情第2号」を採決いたします。

本件については「審査報告書」のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、本件については「審査報告書」のとおり決しました。

「陳情第1号」については、産業厚生常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（中平富宏君） 御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

「請願第1号」については、総務文教常任委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

これより「請願第1号」を採決いたします。

本件については、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（中平富宏君） 起立多数であります。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することに決しました。

日程第3「委員会調査について」を議題いたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、目下委員会において調査中の事件については、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。

委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査に付することに決しました。

日程第4「意見書案第1号 原子力発電所の安全対策の強化と国民の安全・安心の確保を求める意見書の提出について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、提案理由の説明を省略することにしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は提案理由の説明を省略することに決しました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 格別質疑がありませんので、これにて質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員会の付託を省略すること

に決しました。

これより、「意見書案第1号」について、討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 討論がありませんので、これにて討論を終結いたします。

お諮りいたします。

「意見書案第1号」は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって「意見書案第1号」は、原案のとおり可決されました。

お諮りいたします。

ただいま、意見書案が議決されましたが、その条項、字句、数字その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字その他の整理は議長に委任することに決しました。

日程第5「選挙管理委員及び補充員の選挙」を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によりたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。

指名の方法につきましては、議長において指

名することにしたいと思ひます。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議長において指名することに決しました。

宿毛市貝塚14番26号 松岡蘭子君、宿毛市小筑紫町小筑紫33番地6 岡田正範君、宿毛市二ノ宮1704番地 竹松謙一君、宿毛市山奈町山田1619番地 野口孝夫君の4人を、選挙管理委員に。

宿毛市小筑紫町湊73番地 岡添・見君、宿毛市平田町黒川3051番地2 近藤勝喜君、宿毛市山奈町山田2885番地 土居利充君、宿毛市自由ヶ丘9番10号 河野延子君の4人を、補充員にそれぞれ指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま議長において指名いたしました諸君を、それぞれ当選人に定めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、松岡蘭子君、岡田正範君、竹松謙一君、野口孝夫君の4人が選挙管理委員に。

岡添・見君、近藤勝喜君、土居利充君、河野延子君の4人が、補充員にそれぞれ当選されました。

お諮りいたします。

ただいま当選いたしました選挙管理委員に欠員が生じた場合の補充の順序は、議長が指名した順序によることと定めておきたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、補充員の順序は、議長が指名したとおり、1番、岡添・見君、2番、近藤勝喜君、3番、土居利充君、4番、河野延子君とするこ

とに決しました。

日程第6「農業委員の推薦」を議題といたします。

お諮りいたします。

宿毛市山奈町山田5855番地3 今津久雄君、宿毛市押ノ川554番地 小川節美君、宿毛市橋上町神有1098番地4 寺田一清君、以上3人を推薦いたしたいと思ひます。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(中平富宏君) 御異議なしと認めます。

よって、議会推選の農業委員に、今津久雄君、小川節美君、寺田一清君の以上3人を推薦することに決しました。

以上で、今期定例会の日程はすべて議了いたしました。

閉会に当たり、市長からあいさつがありますので、発言を許します。

市長。

○市長(中西清二君) 市長。閉会のあいさつを申し上げます。

去る6月13日に開会をいたしました今期定例会でございますが、本日までの17日間、提案議案を御審議をいただきまして、提案いたしました10議案につきまして、それぞれ原案のとおり御決定をいただきました。まことにありがとうございます。

今議会を通じお寄せいただきましたかずかずの貴重な御意見や御提言につきましては、今後、さらに検討をいたしながら、市政の執行に反映させてまいりたいと考えております。

今議会におきましては、3月11日の東日本大震災に絡みまして、本市の防災対策に関する質問が多く、関心の高さがうかがえたところでございます。

質問の中でも、NTTドコモの緊急速報エリアメールサービスでございますが、先日の新聞

報道にもございましたとおり、これまで有料でございました利用料が無料になるとの発表がありました。対象者がNTTドコモの加入者のみに限られているところでございますけれども、防災時の告知の有効な手段として、早急に契約したいと、このように考えているところでございます。

また、報告でございますが、東日本大震災への被災地への協力のための職員派遣でございます。

先月の5名に続きまして、仙台市から罹災証明発行事務の協力依頼がございましたので、7月9日から7月30日までの間、職員1名を派遣することといたしました。

未曾有の大震災で、いまなおたくさんの方々が避難所生活の不便な生活を送られております。また、先ほども議会のほうからお話ございました原発事故によります、福島県内の方々がふるさとを捨てて避難をしなきゃいけないというふうな事態にも陥っているところでございます。

その方々に対しまして、改めてお見舞いを申し上げますとともに、被災地での一刻でも早い復興のため、今後も当市で可能なことは、できる限り対応してまいりたいと考えているところでございます。

南九州地方は梅雨明けとの発表がございました。これから暑い季節を迎えますので、議員の皆様におかれましては、どうか健康に御留意をされまして、より一層の御活躍をされますことを御祈念申し上げまして、閉会のあいさつとさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（中平富宏君） 以上で、市長のあいさつは終わりました。

これにて、平成23年第2回宿毛市議会定例会を閉会いたします。

午前10時37分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

宿毛市議会議長 中平富宏

宿毛市議会副議長 野々下昌文

議員 山戸寛

議員 今城誠司

平成23年6月27日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

予算決算常任委員長 寺 田 公 一

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 5号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 6号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 7号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当
議案第 8号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	原案可決	適 当

平成23年6月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第103条の規定により報告します。

記

事件の番号	件 名	審査結果	理 由
議案第 9 号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	原案可決	適 当
議案第10号	指定管理者の指定について	原案可決	適 当

平成23年6月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

陳情審査報告書

本委員会に付託の陳情は、審査の結果下記のとおり決定したので、会議規則第136条第1項の規定により報告します。

記

受理番号	件 名	審査結果	意 見
第 2号	安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書の提出について	不採択	不 適 当

平成23年6月24日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
陳情第1号	西町五丁目の市道建設について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成23年6月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続審査申出書

本委員会は、下記の事件について閉会中もなお継続審査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

1 事 件

受 理 番 号	事 件 名
請願第1号	宿毛小学校の移築・宿毛中学校の移転に反対する請願について

2 理 由 今後なお審査を要するため

平成23年6月23日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

総務文教常任委員長 今 城 誠 司

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 総合計画の策定状況について
- (2) 行政機構の状況について
- (3) 財政の運営状況について
- (4) 公有財産の管理状況について
- (5) 市税等の徴収体制について
- (6) 地域防災計画について
- (7) 教育問題について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年6月24日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

産業厚生常任委員長 岡 崎 利 久

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件 (1) 農林水産業の振興対策状況について
 - (2) 商工業の活性化対策状況について
 - (3) 観光産業の振興対策状況について
 - (4) 市道の管理状況について
 - (5) 環境、保健衛生の整備状況について
 - (6) 下水道事業の運営管理状況について
 - (7) 保育施設の管理状況について
 - (8) 介護保険制度について
- 2 理 由 議案審査の参考とするため

平成23年6月27日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

議会運営委員長 宮 本 有 二

閉会中の継続調査申出書

本委員会は、下記により閉会中もなお継続調査を要するものと決定したので、会議規則第104条の規定により申し出ます。

記

- 1 事 件
 - (1) 議会の運営に関する事項
 - (2) 議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項
 - (3) 議長の諮問に関する事項
 - (4) 議会報に関する事項
- 2 理 由 議会運営を効率的かつ円滑に行うため

意見書案第1号

原子力発電所の安全対策の強化と国民の安全・安心の確保を求める意見書の提出
について

地方自治法第99条の規定により、別紙のとおり意見書を提出する。

平成23年6月23日

提出者	宿毛市議会議員	今城誠司
賛成者	宿毛市議会議員	山戸 寛
〃	〃	高倉真弓
〃	〃	寺田公一
〃	〃	宮本有二
〃	〃	西郷典生

宿毛市議会議長 中 平 富 宏 殿

説明 口頭

原子力発電所の安全対策の強化と国民の安全・安心の確保を求める意見書

去る3月11日に発生した国内最大のマグニチュード9.0の東北地方太平洋沖地震とこれに伴う巨大津波は、東北地方を中心に数多くの尊い命を奪い、沿岸地方に壊滅的な被害をもたらした。

加えて、東京電力株式会社福島第一原子力発電所では、地震発生時に運転していた原子炉は自動停止したものの、地震直後に放射能もれはおきていた。地震で電柱や配管が打撃。津波の到達前に非常用電源も停止した。その結果、原子炉や使用済み燃料プールの冷却機能が喪失し、大量の放射性物質が放出され、我が国で初めて原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」が発令された。

さらに、原発事故の深刻度が「国際原子力事象評価尺度（INES）」による暫定評価で最悪の「レベル7」に引き上げられ、大地震から2か月を経た今も、周辺地域では広範囲な避難指示の下、多くの住民が避難生活を余儀なくされているほか、農作物の汚染や風評被害も深刻化している。

とりわけ、今回の原発事故は、原発立地地域住民のみならず、隣接県などを含めると、日本全国何処でもひとたび原発事故が起きれば放射性物質による被害の危険性があることを示しており、国民の原発に対する不安は高まっている。

現在のエネルギー事情を踏まえ、原子力発電所について、徹底した安全対策を早急に構築し、不安の払しょくに努めることは国の責務である。

よって、国は、福島第一原子力発電所の事故の一刻も早い収束と原因究明はもとより、国内すべての原子力発電所の周辺住民の安全・安心を確保するため、次の事項について、特段の措置を講じるよう強く要望する。

記

- 1 今回の事故原因の詳細な調査を踏まえ、耐震設計審査等の安全指針について見直しを行うこと。
- 2 地震対策、津波対策などの安全対策について、改めて点検を行うとともに、抜本的な対策を講じ、国民の安全・安心の確保に努めること。
- 3 原子力の安全確保等に関する情報公開、住民への説明、広報の充実強化を図ること。
- 4 今回の事故を受け、国の防災基本計画や原子力防災指針等の見直しを早急に行うこと。
- 5 今回の事故による風評被害を防止し、特に輸出品や観光などへの海外からの懸念を払しょくするよう万全の対策に努めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

宿毛市議会議長 中 平 富 宏

衆 議 院 議 長 殿
参 議 院 議 長 殿
内 閣 総 理 大 臣 殿
総 務 大 臣 殿
財 務 大 臣 殿
文 部 科 学 大 臣 殿
厚 生 労 働 大 臣 殿
農 林 水 産 大 臣 殿
経 済 産 業 大 臣 殿
内閣府特命担当大臣(防災) 殿
内 閣 官 房 長 官 殿

一 般 質 問 通 告 表

平成23年第2回定例会

質問 順位	質問議員	質 問 の 要 旨
1	7番 松浦英夫君	1 市長の政治姿勢について（市長） （1）宿毛市長選挙について （2）職員採用試験要綱について 2 宿毛市地域防災計画の見直しについて（市長） 3 防災対策について（市長、教育長） 4 宿毛市立学校施設整備等基金条例について（教育長） 5 宿毛市立小中学校再編計画について（教育長）
2	2番 山上庄一君	1 震災対策について（市長、教育長） 2 大島中央線の工事について（市長） 3 咸陽島公園の砂場について（市長） 4 宿毛市立小中学校再編計画について（教育長）
3	1番 高倉真弓君	1 市民の健康づくりについて（市長） （1）高知県の「日本一の健康長寿県構想」にみる宿毛市の予防活動について （2）災害時における「地域福祉支援」、「災害医療救護計画」について （3）被災時の対処並びに問題意識の共通認識について 2 現在の教育環境について（教育長） （1）落ち着いて学べる環境整備について （2）学校を外から支える支援体制及びその人材育成について （3）金銭金融教育について 3 人事評価制度について（市長）
4	3番 山戸 寛君	1 福祉・医療行政について（市長） （1）「地域活動支援センターかけはし」の利用状況並びに来年度以降の委託契約について （2）無医地区巡回診療における担当医の変動と現状について （3）特別養護老人ホーム「千寿園」の非常勤医師の状況と「特別養護老人ホーム千寿園運営検討委員会」の医療機関に関する現状到達点について （4）医師不足の問題に関する市行政の認識と取り組みについて

5	8 番 浅木 敏君	<ul style="list-style-type: none"> 1 地震と津波の災害対策について（市長） 2 原子力発電所の事故から市民を守る対策について（市長） 3 学校における地震と津波対策について（教育長） 4 学校再編について（教育長）
6	5 番 岡崎利久君	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域おこし協力隊制度の導入について（市長） 2 保育園・幼稚園の耐震について（市長）
7	6 番 野々下昌文君	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域防災計画の見直しについて（市長、教育長） <ul style="list-style-type: none"> (1) 地域防災計画の見直しについて (2) 隣接市町村一帯の広域防災計画について (3) 津波避難道の整備について (4) 防災行政無線のメール配信、エリアメールサービス、音声自動応答サービスについて 2 被災者支援システムの導入について（市長）
8	1 2 番 宮本有二君	<ul style="list-style-type: none"> 1 地域特産品開発関係補助金を交付した企業への開業後の支援策について（市長） 2 市道京法線の待避所の確保について（市長） 3 災害時の緊急避難道について（市長）
9	1 3 番 濱田陸紀君	<ul style="list-style-type: none"> 1 宿毛小中学校の改築計画について（市長、教育長）
1 0	1 1 番 寺田公一君	<ul style="list-style-type: none"> 1 学校再編について（市長、教育長） 2 県道宿毛津島線の景観調査について（市長） 3 土佐くろしお鉄道宿毛駅の魅力回復について（市長）

平成23年第2回宿毛市議会定例会議決結果一覧表

議 案

議案番号	件 名	議決月日	結 果
第 1 号	専決処分した事件の承認について	6月29日	承 認
第 2 号	専決処分した事件の承認について	6月29日	承 認
第 3 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月29日	同 意
第 4 号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて	6月29日	同 意
第 5 号	平成23年度宿毛市一般会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 6 号	平成23年度宿毛市国民健康保険事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 7 号	平成23年度宿毛市へき地診療事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 8 号	平成23年度宿毛市定期船事業特別会計補正予算について	6月29日	原案可決
第 9 号	宿毛市税条例の一部を改正する条例について	6月29日	原案可決
第10号	指定管理者の指定について	6月29日	原案可決

陳 情

受理番号	件 名	議決月日	結 果
第 2号	安全性の未確立な原発依存からエネルギー政策の抜本的見直しを求める意見書の提出について	6月29日	不採択